

平成 3 1 年

国見町議会会議録

第 1 回 定例会

平成 31 年 3 月 5 日開会

平成 31 年 3 月 19 日閉会

国 見 町 議 会

平成31年第1回（3月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（3月5日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
表彰状伝達	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
公立藤田病院組合議会（村上 一君）	7
伊達地方衛生処理組合議会（浅野富男君）	7
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	8
陳情の付託	9
議案の上程（報告第1号～議案第36号）	9
町長施政方針並びに提案理由の説明	9
協議会関係の報告	16
散会の宣告	16

第2号（3月6日）

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
遅参及び早退議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	20

本会議に出席した事務局職員	20
本会議に欠席した事務局職員	20
開議の宣告	21
一般質問	21
8番 松浦常雄君	21
①幼稚園、小中学校のインフルエンザ流行の対策について	
②教育環境の整備について	
10番 阿部泰藏君	26
①消防団員の確保と活動について	
1番 松浦和子君	35
①国見町の健康づくり増進対策について	
7番 渡辺勝弘君	43
①市街化調整区域の現状と今後のあり方について	
②あつかし山ビッグツリーの今後のあり方について	
11番 浅野富男君	53
①第5次国見町振興計画と子育て支援について	
②国民健康保険税と制度について	
③大型商業施設出店計画について	
散会の宣告	63

第3号（3月8日）

議事日程	65
出席議員	67
欠席議員	67
遅参及び早退議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	67
本会議に出席した事務局職員	67
開議の宣告	68
報告第 1号 その他の債権の放棄について	68
報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告につ いて	68
議案第 1号 国見町職員互助会設置条例	68
議案第 2号 国見町営駐車場条例	69
議案第 3号 国見町公告式条例の一部を改正する条例	70
議案第 4号 国見町課設置条例の一部を改正する条例	71

議案第 5 号	国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第 6 号	国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第 7 号	国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	74
議案第 8 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	74
議案第 9 号	国見町湧水対策施設財産管理条例の一部を改正する条例	75
議案第 10 号	国見町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例	76
議案第 11 号	国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	76
議案第 12 号	国見町営住宅条例の一部を改正する条例	77
議案第 13 号	国見町営住宅管理条例の一部を改正する条例	77
議案第 14 号	国見町国民健康保険高額医療費資金貸付事業並びに出産費資金貸付事業の基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例	78
議案第 15 号	国見町地域雇用創出基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	78
議案第 16 号	国見町東日本大震災復興支援交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例	79
議案第 17 号	指定管理者の指定について	80
議案第 18 号	平成30年度国見町一般会計補正予算(第5号)	80
議案第 19 号	平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算(第2号)	89
議案第 20 号	平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	89
議案第 21 号	平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	90
議案第 22 号	平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	90
議案第 23 号	平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)	91
議案第 24 号	平成30年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)	92
議案第 25 号	平成30年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算(第2号)	92
議案第 26 号	平成30年度国見町水道事業会計補正予算(第2号)	93
散会の宣告		93

第4号(3月19日)

議事日程	95
出席議員	96
欠席議員	96
遅参及び早退議員	96
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	96

本会議に出席した事務局職員	96
開議の宣告	97
議案第 27 号 平成 31 年度国見町一般会計予算	97
議案第 28 号 平成 31 年度国見町大木戸財産区特別会計予算	129
議案第 29 号 平成 31 年度国見町入山財産区特別会計予算	130
議案第 30 号 平成 31 年度国見町公共下水道事業特別会計予算	131
議案第 31 号 平成 31 年度国見町後期高齢者医療特別会計予算	131
議案第 32 号 平成 31 年度国見町国民健康保険特別会計予算	132
議案第 33 号 平成 31 年度国見町介護保険特別会計予算	132
議案第 34 号 平成 31 年度国見町土地開発事業特別会計予算	133
議案第 35 号 平成 31 年度国見町渇水対策施設特別会計予算	133
議案第 36 号 平成 31 年度国見町水道事業会計予算	135
常任委員長報告（陳情第 30 号）	135
追加日程の議決	137
町長提案理由の説明	137
議案第 37 号 工事請負契約について	137
同意第 1 号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	138
選挙第 1 号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙について	138
発議第 1 号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例	139
発議第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書	140
議員の派遣について	140
常任委員会の所管事務調査について	140
町長挨拶	141
閉議及び閉会の宣告	141

国見町告示第6号

平成31年第1回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月18日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成31年3月5日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（9名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	4番 （欠番）
5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君
9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君
12番 （欠員）	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・ 不応招議員（2名）

3番 井砂善榮君	6番 村上正勝君
----------	----------

第 1 目

平成31年第1回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第30号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 1号 その他の債権の放棄について
- 第 6 報告第 2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
- 第 7 議案第 1号 国見町職員互助会設置条例
- 第 8 議案第 2号 国見町営駐車場条例
- 第 9 議案第 3号 国見町公告式条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 4号 国見町課設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 5号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 6号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第 7号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 9号 国見町渇水対策施設財産管理条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第10号 国見町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第11号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第12号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第13号 国見町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第14号 国見町国民健康保険高額医療費資金貸付事業並びに出産費資金貸付事業の基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例
- 第21 議案第15号 国見町地域雇用創出基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第22 議案第16号 国見町東日本大震災復興支援交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 第23 議案第17号 指定管理者の指定について
- 第24 議案第18号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第5号）
- 第25 議案第19号 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第2号）

- 第26 議案第20号 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第27 議案第21号 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第28 議案第22号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第29 議案第23号 平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第30 議案第24号 平成30年度国見町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第31 議案第25号 平成30年度国見町湧水対策施設特別会計補正予算(第2号)
- 第32 議案第26号 平成30年度国見町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第33 議案第27号 平成31年度国見町一般会計予算
- 第34 議案第28号 平成31年度国見町大木戸財産区特別会計予算
- 第35 議案第29号 平成31年度国見町入山財産区特別会計予算
- 第36 議案第30号 平成31年度国見町公共下水道事業特別会計予算
- 第37 議案第31号 平成31年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
- 第38 議案第32号 平成31年度国見町国民健康保険特別会計予算
- 第39 議案第33号 平成31年度国見町介護保険特別会計予算
- 第40 議案第34号 平成31年度国見町土地開発事業特別会計予算
- 第41 議案第35号 平成31年度国見町湧水対策施設特別会計予算
- 第42 議案第36号 平成31年度国見町水道事業会計予算

・出席議員（9名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	4番 （欠番）
5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君
9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君
12番 （欠員）	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

3番 井砂善榮君	6番 村上正勝君
----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、村上正勝議員より、入院治療のため本定例会を欠席する旨、届け出がありました。

また、井砂善榮議員よりも、入院治療のため本定例会を欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇表彰状伝達

議長（東海林一樹君） 次に、表彰関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 表彰関係についてご報告申し上げます。

去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、同議長会表彰規定に基づき、町村議会議員15年以上在職功労者として、阿部泰藏副議長が自治功労者表彰を受賞されました。

つきましては、これより表彰の伝達を行います。

阿部泰藏副議長、前のほうへお進みください。

（表彰状伝達）

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番渡辺勝弘君及び8番松浦常雄君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの15日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇

◇

◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

平成30年第4回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、条例16件、一般議案1件、補正予算9件、新年度予算10件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は3件であります。

一般質問の通告は5議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

最初に、公立藤田総合病院組合議会について、2番村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、公立藤田病院組合議会平成30年第4回臨時会が平成30年12月21日公立藤田総合病院大会議室で開催されました。では、報告いたします。

議案第5号、公立藤田総合病院職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

次のように改正する。

第1条は第27条第2項中「100分の90」を「6月に支給する場合において100分の90、12月に支給する場合において100分の95」に改める。

第2条は第27条第2項中「100分の90」を「100分の92.5」に改める。

採決は、起立によって行われ、満場一致で可決されました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方衛生処理組合議会について、11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 平成31年第1回伊達地方衛生処理組合議会臨時会の報告をいたします。

去る1月29日、午前11時より、平成31年第1回伊達地方衛生処理組合議会臨時会が、組合会議室で開催され、八島議員とともに出席しました。

本臨時会に提出されました案件は、専決処分の報告1件、条例の改正が1件、各会計補正予算3件の計5件であります。

以下、議案の概要について報告いたします。

はじめに、報告第1号、専決処分の報告については、福島県市町村総合事務組合から監査委員の選任方法等を改めたことなどの規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議があったため、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、これを報告するものであります。

次に、議案第1号、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。平成30年福島県人事委員会勧告に準拠し、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置いた給料月額の上上げ及び勤勉手当の上上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第2号、平成30年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第2号）については、25万2000円を減額し、予算総額を5729万円とするものであります。歳出としては、総務費において給与条例改正による人件費等の増額となるものの、派遣職員の人事異動による人件費不用額との調整により減額補正となるものです。歳入についても、歳出で減額補正となったため、財政調整基金繰入金を減額するものです。

次に、議案第3号、平成30年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算（第2号）については、7万9000円を減額し、予算総額を3億7493万9000円とするものであります。歳出としては、衛生費において給与条例改定等による人件費の増額となるものの、需用費のうち薬品購入に係る不用額との調整により、減額補正となるものです。歳入についても、歳出で減額補正となったため、し尿処理施設整備基金繰入金を減額するものです。

次に、議案第4号、平成30年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第2号）については、21万円を減額し、予算総額を42億2198万1000円とするものであります。歳出としては、衛生費において給与条例改定等による人件費の増額となるものの、需用費のうち物品購入に係る不用額との調整により、減額補正となるものです。歳入についても、歳出で減額補正となったため、ごみ処理施設整備基金繰入金を減額するものです。

提出されました案件は全て原案どおり可決されました。

なお、詳細については議案の写しを配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上であります。

議長（東海林一樹君） 最後に、私より本席から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告をいたします。

去る2月19日午後2時より、福島地方水道用水供給企業団議会の定例会が開催されました。

議会に先立ち、空席になっていた副議長に、伊達市議会議長の高橋一由氏が選出され、副議長に就任されました。

定例会に提出された議案は4件で、平成30年度水道用水供給事業会計補正予算、平成31年度水道用水供給事業会計予算、水道用水供給事業の布設工事監督者の配置

基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、そして、専決処分の承認についての4件であります。

いずれも原案どおり可決承認されました。

詳細は、配付してあります資料をごらんいただきたいと思います。

これで福島地方水道用水供給企業団定例会の報告とさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までにて受理した請願・陳情は、陳情3件であります。お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第30号は産業建設常任委員会に付託し、陳情第28号及び陳情第29号は資料配付のみといたしましたので、報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第1号～議案第36号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第1号から日程第42、議案第36号までの報告2件及び議案36件を一括上程いたします。

なお、この38件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第1号から議案第26号までの28件については、8日に議案説明、質疑、採決を行い、議案第27号から議案第36号までの各新年度予算については、最終日の19日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長施政方針並びに提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より施政方針並びに提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成31年第1回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、平成31年度一般会計並びに各特別会計予算ほか、当面する重要な議案をご提案申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、平成31年度の町政に係る施政方針について、その所信を申し上げます。

私は、町長就任以来、「復興・絆・交流連携」、「国見の未来をみんなでつくる」をスローガンにしまして、「オール国見」の精神を念頭に置きながら、町政運営に全力で取り組んできたところでございます。今後とも、「東日本大震災からの復興・再生」、「安全安心な町政の実現」、「活力ある町政の実現」、「思いやりのある町政の実現」、「国見町の継続的な維持発展」の5つの目標を国見町の復興・再生の諸課題を解決するための重要課題として推進をしてまいりたいと、このように考えてござ

います。

さて、間もなく東日本大震災から8年がたとうとしているところでございます。この間、国・県などの関係機関、議会をはじめ町民の皆様方の献身的なご努力によりまして、国見町の復興再生は新たなステージを迎えようとしているところでございます。

昨年は、県北浄化センターに設置されておりました仮設乾燥施設が解体され、跡地ではメガソーラー発電所が稼働したほか、8年ぶりとなる下水道まつりが復活されるなど、町民生活に大きな影響を及ぼした震災と原発事故からの復旧・復興が1つの形として見えつつあると、このように考えてございます。

また、開業2周年を迎える「道の駅国見あつかしの郷」では、町内外から数多くの方々にご利用いただき、昨年末には累計来場者が300万人を超え、道の駅人気ランキングや入り込み客数では、県内はもちろん、全国でも上位に位置するなど、国見町のみならず、福島県の観光拠点の一つとなりつつあるところでございます。

さらに、地方創生事業の目玉の一つである「くにみ農業ビジネス訓練所」では、さまざまな研修がスタートし、生産された農産物は、道の駅をはじめとする各所に出荷されるなど、国見型による地方創生の姿も徐々に具体的にできておるところでございます。

そこで、2年後に迫りました復興・創生期間の終了を見据え、国見町の自治体としての維持発展をさらに強固とするためには、町政の原点回帰を図りますとともに、将来に向けた国見町の基盤づくり、形づくりを意識した政策を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

まず、原発事故からの復興・再生につきましては、県をはじめ、関係機関と連携し、引き続き風評対策に取り組みますとともに、除染土壌などの中間貯蔵施設への早期搬出、東京電力への損害賠償請求などを強く求めてまいります。

また、国指定史跡阿津賀志山防塁につきましては、阿津賀志山防塁調査・整備指導委員会からの建議に基づき、下二重堀を中心とした歴史公園化に向けて、事業に取り組むことといたしたところでございます。

さらに、交流連携事業につきましては、道の駅を核として、友好自治体との連携を強化しますとともに、地域おこし協力隊の招致、仙台圏をターゲットとした各種プロモーション活動、くにみ農業ビジネス訓練所における長期研修生への住居支援、移住・起業・新規就業支援などを推進してまいります。

一方、健康寿命を維持し、高齢者の社会参加を図るため、町民の健康づくりをさらに推進し、減塩対策をはじめとする生活習慣病予防や、認知症対策などの介護予防への取り組みを強化しますとともに、来年に迫ってまいりました東京オリンピック・パラリンピック機運醸成事業につきましても、町民の皆様と一体となって取り組んでまいりたい、このように考えてございます。

このほか、町民の安全安心への対策、産業の振興、教育や文化・スポーツの推進などにつきましても、鋭意取り組んでまいります。

以上、平成31年度の町政運営の基本的な考え方についての所信の一端を申し上げます。

ました。

それでは、平成31年度一般会計当初予算編成方針及びその骨格について申し上げます。

まず、予算編成の背景についてでございます。国・県の状況を踏まえ、厳しい財政状況の中でも、第5次国見町振興計画に掲げた基本理念の実現を目指し、有利な補助事業等を十分に精査し、予算編成を行った結果、「復興・絆・交流連携」基盤づくり予算としまして、復興創生分10億4000万円を含め、総額で56億9000万円となったところでございます。

それでは、平成31年度一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。町税に伸びが見込まれますとともに、歴史公園整備、さらには、ため池放射性物質対策の取り組みにより、国・県支出金、地方交付税において、大幅な増を見込んだところでございます。

次に、歳出でございますけれども、第5次国見町振興計画の実現に向けた政策に重点的に配分いたしますとともに、「国見のみらいをつくる5つの目標」を実現するための所要の経費を計上したところでございます。

まず、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

引き続き、仮置場の適正な管理、ため池放射性物質対策事業を進めますとともに、放射線対策健康管理事業、果樹改植等の福島営農再開支援事業、県外での農産物PR事業等に所要の経費を計上させていただきました。

次に、安全安心な町政の実現についてでございます。

町道等の補修に係る自治協議会事業、防火水槽整備事業、防災訓練の実施、防犯灯LED化、消防設備の充実などに所要の経費を計上させていただきました。

次に、活力ある町政の実現につきましては、交流人口の増加を図るため、復興・絆・元気活力事業といたしまして、道の駅国見あつかしの郷との連携事業、くにみ農業ビジネス訓練所運営事業、地域おこし協力隊事業に取り組みますとともに、観光・交流事業といたしまして、義経まつり事業、復興・絆イルミネーション事業などに所要の経費を計上させていただきました。

次に、思いやりのある町政の実現についてでございます。

くにみもたん広場事業、木育広場つながる一む事業、幼稚園預かり保育事業、子どもクラブ事業などの子育て支援の強化、生きがいサービス事業、いきいきサロン事業等の高齢者対策の推進のほか、新たに介護予防、健康づくり事業などに所要の経費を計上させていただきました。

次に、国見町の継続的な維持発展につきましては、「町長と対話の日」をはじめ、町内で活躍する各団体との懇談会の開催、また、ふるさと納税事業、若者交流事業などに取り組みますとともに、歴史を活かしたまちづくり事業のほか、報道機関やインターネットを活用した国見町内外への情報発信事業を強化するための所要の経費を計上させていただきました。

それでは、平成30年12月第4回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて

て申し上げます。

まず、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

最初に、除染対策でございますけれども、環境省による中間所蔵施設への除去土壌の輸送につきましては、藤田方部1号、大枝方部1号仮置場において、全量搬出が既に完了し、小坂方部2号仮置場につきましては、今年度計画分の輸送が完了いたしましたところでございます。

また、現在、森江野方部1号仮置場におきましても搬出作業が実施されているほか、早期の搬出を実施するため、平成31年度に計画されておりました藤田方部3号及び大木戸2号仮置場からの輸送が2月末より前倒しで実施されているところであり、引き続き早期の仮置場からの全量搬出に向けまして、環境省と協議を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、応急仮設住宅の退去状況でございます。

上野台運動公園内の仮設住宅につきましては、3月初めに全ての入所者が退去いたしましたところでございます。また、大木戸仮設住宅につきましても、3月末までに全ての入居者が退去する予定となっております。国見町に避難されていた方々は、全員が退去する見込みでございます。

今後は、仮設住宅の撤去について、県と調整を進め、速やかなる復旧を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、ため池放射性物質対策事業について申し上げます。

今年度はため池3カ所の対策工に取り組んでまいりましたが、全て完了をいたしました。

次に、平成31年産米の作付について申し上げます。

生産調整に伴う生産数量目標の設定につきましては、平成30年産米より廃止となりましたが、昨年に引き続き、県が設定しました生産数量の目安に基づき、各地区での説明会を開催いたしましたところでございます。

次に、風評対策トップセールス、特産品PR事業について申し上げます。

12月から1月にかけて、出荷の最盛期を迎えましたあんぽ柿につきまして、道の駅国見あつかしの郷や国見サービスエリア上り線での無料配布によるPR活動をはじめ、産地合同による首相官邸や東京都大田市場でのPRや仙台中央郵便局における試食販売などに取り組んでまいったところでございます。

続きまして、安心安全なまちづくりについて申し上げます。

福島第一原発の事故に伴う健康管理事業について申し上げます。

昨年8月から10月末までに実施いたしましたガラスバッジの測定結果では、健康被害が心配されるレベルの線量の方はいなかったと報告を受けてございます。

なお、ホールボディカウンターによる内部被曝検査は、今月末まで検査を継続しているところでございます。

続きまして、活力あるまちづくりについて申し上げます。

まず、道の駅国見あつかしの郷につきましては、昨年12月末に来場者300万人

を達成いたしましたところであり、引き続き、道の駅の活性化に向けた対応を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、「明日へ。復興・きずなイルミネーション事業」について申し上げます。

「あつかし山ビッグツリー」につきましては、12月23日に点灯式を行い、1月4日までの間、イルミネーションとコラボした町民参加型の事業として実施をいたしましたところでございます。

次に、「食の文化祭事業」について申し上げます。

12月19日に観月台文化センターホールで開催いたしました食の文化祭におきましては、200名を超える町内外からの参加者がございまして、道の駅や各地区のお母さんなどに作っていただいた50品以上の食を堪能していただいたところでございます。

続きまして、思いやりのあるまちづくりについて申し上げます。

まず、子育て支援事業について申し上げます。

国見町の子育て支援事業をまとめました「国見町子育て応援ガイドブック」の改訂と、第2期国見町子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、ニーズ調査を実施することといたしておるところでございます。

次に、木育推進事業について申し上げます。

国見町では、平成28年にウッドスタート宣言を行ってございまして、2月23日に、平成30年生まれの33名のお子さんに国見産の杉で製作をいたしましたおもちゃを贈呈いたしましたところでございます。

最後に、町民の皆様との連携や維持発展について申し上げます。

まず、総合計画管理事業について申し上げます。

2月14日には、総合計画審議会を開催し、地方創生重点プロジェクト事業の効果検証及び進捗状況の報告、次期総合計画策定へ向けた基本的な考え方の協議を行ったところでございます。

次に、域学連携事業について申し上げます。

福島大学との域学連携事業につきましては、12月に開催しましたしめ縄づくりで今年度の事業を終了いたしましたところでございます。

次に、「国見ホイスコーレ事業」について申し上げます。

10月に開催いたしました短期ホイスコーレの報告会を、2月1日、2日に神奈川県茅ヶ崎市と東京・丸の内で開催し、ローカルでの学びの共有、次年度の開催のPRなどを図ったところでございます。

次に、遊休施設リノベーション事業について申し上げます。

駅前倉庫を活用いたしましたリノベーション事業につきましては、福島県の補助金を活用した町側の改修工事は2月末に完了いたしましたところございまして、本年10月ごろのオープンを見込んでいるところでございます。

次に、包括連携事業について申し上げます。

12月14日に開催いたしました女性活躍推進フォーラム「くにみ女子カフェ」で

は、町と福島信用金庫との共催事業といたしまして、情報発信をテーマに開催をいたしたところでございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

個人番号カードの交付状況についてでございますけれども、2月28日現在の地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは1,146枚で、町から本人へ交付したカードは1,072枚となっておりますところでございます。

次に、租税教室について申し上げます。

次代を担う児童、生徒などに対しまして、健全な納税者意識を養うことを目的としまして、国見小学校において、税務課職員が講師となりまして、2月6日に6年生を対象としました租税教室を開催いたしましたところでございます。

次に、確定申告・町県民税等申告について申し上げます。

2月15日から実施しております申告相談につきましては、3月15日まで観月台文化センターで実施をいたしておるところでございます。

次に、食育の推進について申し上げます。

12月開催いたしました「くにみの母ちゃん料理教室」では、行事食や家庭料理を次世代に伝えるため、20代から40代の若い世代の方を対象に実施をいたしたところでございます。

次に、健康づくりについて申し上げます。

生活習慣の改善によるメタボリックシンドロームを予防するための「内臓脂肪を燃やす会」を実施いたしましたところ、参加した方々への効果が実証されたことから、次年度はその拡充を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所運営事業について申し上げます。

くにみ農業ビジネス訓練所では、昨年4月の開所以来、野菜の多品目栽培とトマトの養液栽培を進めますとともに、短期研修、体験研修を実施し、今年度の研修は全て終了いたしましたところでございます。現在は、新年度の研修生の募集を行っておるところでございます。

次に、貝田地区等圃場整備事業について申し上げます。

今年度は13ヘクタールの面工事が完了する予定でございます。昨年度の面工事実施箇所と合わせた区域での平成31年の作付に向けまして、一時利用地指定の調整作業を進めているところでございます。

次に、小学校、中学校の空調設備工事について申し上げます。

空調設備工事は、6月末の竣工を目指し、現在、入札の準備事務を進めているところでございます。

次に、国見町成人式について申し上げます。

1月13日に開催し、厳粛な中にも華やかな雰囲気の中で、102名の成人の皆様方を祝福いたしましたところでございます。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックに係る事業について申し上げます。

町では、国見町応援団を結成しますとともに、小・中学生を対象といたしました一流アスリートによる実技講習会を実施いたしましたところであります。

次に、文化芸術事業について申し上げます。

1月27日に「若い芽のコンサート」としまして、箏と三味線を稽古しました17名の小・中学生の成果発表を実施いたしましたところでございます。

また、今後、和太鼓のコンサートや若い演奏家たちによるコンサートを観月台のホールや道の駅国見あつかしの郷で行うことといたしておるところでございます。

最後に、地域公共交通支援事業について申し上げます。

昨年より改修工事を行っておりましたJR藤田駅につきましては、3月10日に新駅舎の落成式が開催される予定となっておりますところでございます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げました各議案等についてその概要を申し上げます。

報告第1号及び報告第2号でございますが、これは法令等に基づき、その結果を報告するものでございます。

条例の新規制定及び改正につきましては、議案第1号、第2号の新規制定2件、議案第3号から議案第16号までの条例の一部改正による14件を提出いたしておるところでございます。

議案第17号の「指定管理者の指定について」につきましては、国見町デイサービスセンター設置条例の規定に基づき、指定管理者の議決を求めるものでございます。

補正予算につきましては、議案第18号「平成30年度国見町一般会計補正予算（第5号）」から議案第26号「平成30年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」までの9件でございますが、いずれも実績等を踏まえた予算の整理が主なものでございます。

なお、一般会計はじめ各特別会計などにおきましては、今後、予備費などのほか各項目において不用残が生じる見込みでございますが、平成30年度の決算につきましては、いずれも黒字となる見込みでございます。

次に、議案第27号「平成31年度国見町一般会計予算」につきましては、先ほど予算の概要において述べたとおりでございます。

議案第28号「平成31年度国見町大木戸財産区特別会計予算」から議案第36号「平成31年度国見町水道事業会計予算」までの9件の各特別会計などの予算につきましては、それぞれの設置目的による事務事業等の推進につきまして、一般会計に準じ、予算編成指針に基づき、効率的な執行と採算性の維持、経営健全化を目標に一層の経費の節減、効率化を図りながら所要の経費を計上いたしましたところでございます。

これらの特別会計のうち、管理会または管理運営委員会、審議会などを設置してあるものにつきましては、補正予算も含め、それぞれご説明、ご同意をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上、本定例会に提出いたしました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げますが、審議に先立ちまして、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、

慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、小学校、中学校の空調設備工事に係る工事請負契約と、入山財産区管理委員の選任に関する人事案件を追加提案することといたしてございますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の報告を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民生活課長から報告を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） それでは、私から、伊達市桑折町国見町火葬場協議会についてご報告いたします。

去る2月15日、桑折町役場応接室におきまして、平成31年第1回伊達市桑折町国見町火葬場協議会が開催されたところでございます。

提出された案件は1件でございます。

議案第1号、平成31年度伊達市桑折町国見町火葬場協議会会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2031万2000円と定めるものでございます。

歳入の主なものとしましては、分担金及び負担金の1528万円でございます。そのうち国見町分は負担率29.2%の446万2000円となるものでございます。

歳出の主なものとしましては、火葬場施設費におけます需用費の770万2000円と委託料の1004万3000円でございます。

需用費の内訳としましては、燃料費の320万5000円、修繕料の312万円などでございます。なお、平成31年度の主な修繕は、火葬炉内のセラミック張りかえ2台となるところでございます。

また、委託料の内訳としましては、火葬場施設管理費の213万5000円、火葬業務委託料の751万8000円などでございます。

以上のとおり、提出されました議案1件は、原案のとおり可決されております。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをごらんいただきたいと存じます。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、協議会関係の報告は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あすは、午前10時から本会議を開きます。

なお、11時より、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室でそれぞれ開催します。終了後に、引き続き広報常任委員会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでございました。

(午前10時50分)

第 2 日

平成31年第1回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（9名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	4番 （欠番）
5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君
9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君
12番 （欠員）	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

3番 井砂善榮君	6番 村上正勝君
----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

書 記	安藤充輝君	書 記	佐藤智昭君
書 記	実沢隆之君		

・本会議に欠席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君
---------	-------

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

議会事務局長より忌引のため本日の会議を欠席する旨、届け出がありました。

事務局長の代理として、安藤充輝書記をその任につかせます。

以上、報告いたします。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8番（松浦常雄君） 先に、通告しておきました2件について質問します。

1つは、幼稚園、小中学校のインフルエンザ流行の対策についてであります。

この冬は、例年よりもインフルエンザが流行し、2月上旬のニュースでは、全国で222万6000人以上の人がインフルエンザにかかったと報じていました。

県内では、1月21日から27日までの間に、この冬最も多い5,245人がかかり、過去10年で最悪の状態にある、患者数であるとのことでした。

また、患者の9割以上はA型インフルエンザで、年代別では14歳以下が全体の6割を占めるといいます。A型インフルエンザは高齢者、対応がおくれれば死亡する危険がありますので、すぐに適切な治療を受ける必要があります。

また、流行が始まる前から、予防接種を受けるとか対策が必要であると思います。

国見小学校では、1月30日と31日に6年生の1クラスが学級閉鎖をしたと聞いております。

昨年12月からことし2月末までの間に、町内の幼稚園、小中学校のインフルエンザにかかった幼児、児童、生徒の数はどのくらいかお聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えいたします。

インフルエンザの罹患患者数とのお話しですので、実人数で申し上げます。

まず、くにみ幼稚園では30名、全幼児数で除しますと21.5%となっております。国見小学校では58名、全児童で除しますと16.4%、県北中学校では

15名となりまして、全生徒で除しますと6.6%。合計103名でありまして、幼少中合わせて721名で除しますと14.3%という状況でございます。

なお、国見小学校が学級閉鎖した1月31日が流行のピークとなっており、インフルエンザによる欠席は幼少中合わせて32名となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 町としては、このインフルエンザ流行に対してどのような対策をとったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

昨年の、平成30年になりますけれども、11月19日付と、ことしの1月16日付に福島県教育庁から発出されましたインフルエンザ総合対策の推進と、インフルエンザの流行に伴う予防対策の徹底等の通知に基づき、感染予防、感染拡大の防止及び罹患時の対応を周知したところでございます。

これにより、幼少中では、手洗い、うがいの励行、マスクの着用などを児童生徒らに指導し予防の徹底を図ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 適切な対応をとられたということでございます。

また、今、述べられたほかに、バランスのとれた食事とか、十分な睡眠なども挙げられます。それとあわせて、室内の適切な温度や湿度を保つことが重要であるということはニュースなんかでもたびたび報じられているところです。

そこで、町内の幼稚園、小中学校では、室内の温度や湿度を適切に保つ配慮がなされているのか確認したいと思います。町内の幼稚園、小中学校には、公費で設置した加湿器は幾つあるんでしょうか。普通教室、特別教室ごとにお聞きします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

加湿器につきましては、幼稚園では、公費で購入したものが保育室等に8台、小学校では公費の設置はありませんが、バザー及びPTAで購入したものが、普通教室に16台、特別教室、イングリッシュルームであります。に1台、その他、図書室等に4台を設置しているところでございます。

なお、中学校では、普通教室、特別教室とも加湿器の設置は行っていないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） まず、小学校のほうですが、公費で購入したものがゼロだということですが、PTAが寄附したものの、バザーなんかで購入したものが設置されているということでございます。ただし、教室の広さからいうと、PTAから寄附いた

だいたいのものは家庭用の10畳間程度なものだそうで、教室の広さからいうと不十分であるということ聞いています。

中学校については、ストーブの上に金だらいのようなものを上げて湯気を出しておりまして、湿度は40%以上を保たれているということでございます。ただし、特別教室には、ブルーヒーターのようなものを使っておりますので、そういうことはできなくて非常に乾燥した中で授業を受けているということです。

小学校の特別教室についても、加湿器がないということで、やはり相当乾燥した中で授業を受けているということになります。

幼稚園については、園児がいる、生活している各部屋では設置されていますけれども、適切な湿度が保たれていると聞いております。しかし、職員室は広いところに1台、あるいは3歳児の部屋は大きい部屋に1台ということで、そういう点では不十分ではないかなと思いますし、遊戯室には1台もないということです。

こういうことから考えますと、ちょっと配慮が足りないのではないかなと思います。が、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） お答えいたします。

幼稚園の各保育室と保健室には、従来より加湿器を設置しているところであります。なお、3歳児の1室の保育室は、他の保育室よりも大きい保育室になります。このため、1台の加湿器では十分ではありませんので、ぬれたタオルなどで対応しているところであります。また、職員室については、同室に湯沸かし設備があります。それに対応している状況であります。遊戯室は、園児たちが体を動かし活動する場であり、常時、園児が滞在していないことから設置していないところでありますが、いずれも現場の状況を踏まえ計画的に検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 大体の状況はわかりましたが、例えば、幼稚園では先生方の中には、個人で購入して対応しているという例が2つあります。やはり、公的な場ですので、必要などころには、公費で加湿器を備えるのが当然でないかなと思うんですが、この点はいかがでしょう。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（引地由則君） お答えいたします。

幼稚園では、中学校でも一部見られますが、教員が私有の加湿器を教室で使用している状況であります。普通教室などは、先ほど議員がお話しされたとおり、ストーブの上に水を張ったたらいを置き加湿を行い、学校環境衛生基準の望ましい湿度、先ほど40%とお話しされましたが、30%以上、80%以下を保っているということでございます。

なお、今後の公費による購入につきましては、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 小学校のことを繰り返し述べることとなりますが、教室では広さに対して不十分だということですので、ぜひ次年度は十分な湿度が保たれるように配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

教育環境の整備についてであります。

トイレと、もう一つ考えていたわけですが、もう既に対応をしていただいたものから、教育環境の整備については、トイレのみについて質問をいたします。

小中学校のトイレについて保護者から汚いと言われている。悪臭のない清潔なトイレに改善できないかということがございます。私は、1月末の国見小学校のPTAの各委員会の今年度の活動の反省会に出席しました。その際、環境委員会のお話の中で、トイレ清掃を担当した方からトイレが汚いということで、そういう意見が出ていました。また、ほかの方からは、ふだんでも廊下を通るとにおいがする、トイレ近くの教室には影響がないんでしょうかというようなことが話題になっておりました。

私は、以前、この件について質問しましたところ、町では、高压洗浄機で清掃しているので悪臭がなくなるように清掃しているという答えでした。しかし、依然としてトイレの悪臭はなくなっていないんです。特に男子トイレの場合は高压洗浄機でにおいがとれると考えているんでしょうか。

お答えをお願いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員もご承知のように、小学校にあつては築38年、それから中学校にあつては築33年が経過しているところであります。そのため両校舎とも老朽化及び長寿命化対策として外壁の改修工事などを行ってきたところであります。ご質問のトイレについても経年変化でありまして、なかなか落ちない黒ずんだしみなどがあります。ですけれども、日々、児童生徒の熱心な清掃活動などにより悪臭の少ない清潔なトイレを保っている状況であります。

教育委員会としましては、今お話ししましたとおり、築30年以上たっているものですので、和式から洋式化を図るなど計画的にトイレの改修を進めてきているところです。今後とも、トイレも含めてではありますけれども、設備の改善に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、悪臭のもとになっている尿石、それについても計画的に取り組んでまいりたいなと思っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今、教育長が話されたように、尿石を除去しなければ、においはとれないわけです。尿石を除去するには、それを溶かす薬剤が必要なので、業者に依頼

する場合もその点はぜひ忘れないで指摘して尿石をとるような対応をお願いしたいと思います。

現在は、一般家庭でもウォシュレットの便座が普及して、トイレから悪臭がするという事は少なくなっているように思います。しかし、学校では、今、教育長がおっしゃったように、築30年以上も経過しているものですから、なかなかそういう点は十分な対応はできないと。これを改修するとしたら膨大な費用もかかるわけですから、そこまではできないとしても、少なくともにおいの根源となる尿石を除去するような薬剤で、できるならば除去するような清掃の仕方を工夫して改善していただければありがたいと思います。

国見町の未来を担う子どもたちが健やかに成長できるように、環境を整備することは私たち大人の務めでないかと思えます。私が話したことについては、いずれも財政が伴いますので、ここで町長の所見を伺っておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私のほうから、急に振られましたので、一応、教育長の所管なんですけれども、今、財政負担ということで、教育委員会と町はセットでございますので、私からもご答弁をさせていただきたいと思えますけれども、ただいまのインフルエンザの加湿器の問題と、それからトイレの問題、ご質問ございました。基本は私、常に言っておりますように、子どもは国見の宝だというように言っていて、今後の、維持発展するためには子どもたちの環境づくりをどのようにするか、非常に重要であるということは十分承知をいたしております。

今回、前回ご質問いただいたエアコンも即座に一応対応させていただきましたし、それは国・県とも、これも連携なんです。いわゆる単費でどんどんやるということは、なかなか今、国見町の財政、常に申し上げております、税でいきますと10億円もないんです。申し訳ないです、そういうその状況がある中で、どのようにするんだという場合には、当然、環境整備をやるということを前提に立ちながら、いろいろな補助の面とか、アクセスというものを検討しながら対応していくということが私は必要ではないかなと。この小さい国見町で課された使命じゃないかと思っております。

ですから、今、議員お質しの件は、非常に重々私は承知しましたので、今後につきまして、即座にという形にはならないと思えますけれども、いわゆる国・県の状況とか、あるいは周りの状況とか、あと町の財政とか、いろいろ総合的に判断しながら、これは計画的に前に前に進めていくということで、ぜひ対応させていただきます。急に一遍にはできないので、一つ一つ、関係機関と十分協議しながら、ぜひぜひ前に進めてまいりたい、このように考えておりますので、ご了承賜りたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 大変、心強い答弁をいただきました。

以上で、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、10番阿部泰藏君。

（10番阿部泰藏君 登壇）

10番（阿部泰藏君） 先の通告に従いまして、消防団員の確保と活動について質問いたします。

消防団は地域防災の安全と安心に貢献しており、地域防災力に不可欠な存在です。しかし、消防団へのなり手不足とサラリーマン団員の増加に、防災力の低下が懸念されます。

国見町の消防団条例定数と現在の団員の現状について伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 10番阿部泰藏議員のご質問にお答えいたします。

お質しの消防団員定数につきましては、条例定数266名となっているところでございまして、それに対し、平成30年4月1日現在の団員数につきましては245名となっているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 消防団員の募集や団員の確保は、現在どこで担当しているのか、伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

消防団員募集につきましては、消防団の事務局を所管しております住民生活課ということではございますが、実際の募集行為につきましては、各分団員によります勧誘、地縁などにより行っておりまして新団員の確保を行っていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 今まで、消防団員の確保は、消防団員自ら消防団で担ってききましたが、現在の人口減少や自営業者の減少で団員の確保は消防団では限界の状況にあります。以上から、団員の確保については、町主体となって、今後、取り組んでいくということが望ましいと思っておりますが、見解を伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

これまで、各分団の実情または勧誘などを尊重しまして、団員確保につきましては、各分団に委ねていたところでございまして、おおむね、新団員につきましては確保できているといった状況でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、各分団において、今後、人口減少または若年層の消防団活動への意識の変化などによりまして、従来の方法では団員確保は難しくなりつつあるとの声もあるのも事実でございます。このようなことから町としまして、今後、消防団員の確保におきましては、防災に興味のある方、消防団に興味を持

った方など、消防団とは何か、どのような活動をしているのか、入団するにはどこへ行けばいいのかなど消防団に関する広報活動を行いまして、潜在的な需要の掘り起こしを行ってまいりたいと考えているところでございますが、これらを行う際には、当然ながら、各分団の実情、地域性なども踏まえまして、消防団と、その方法などについて協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 次の質問に伺います。

全国で消防団員が減少している中、女性団員が増加の傾向にあり、全団員の2.9%になっています。本町の女性団員と、今後、女性団員の確保について伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

国見町消防団におきましては、女性消防団員数2名でございます。

また、今後の女性団員確保につきましては、災害時の要援護者宅への防火訪問や地域住民に対する応急手当の指導、防火防災意識の普及啓発などの広報活動で女性団員ならではの、きめ細やかな優しさと思いやりに配慮した活動が期待されているところでございます。また、女性消防団員加入によりまして消防団の活性化も大きく期待されるところでございますので、消防団幹部会議におきましても、女性団員の確保の必要性につきましては十分認識しているところでございます。

町といたしましても、現在、あらゆる分野で男女共同参画が進展しまして、女性の積極的な社会参加が望まれている昨今、男女共同参画社会の実現と地域防災力の向上を図るため、女性団員が加入しやすい、また、活動しやすい環境づくりを模索し、消防団と協議しながら積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 現在の女性消防団員は2名ということは、極端に少ないと思うんですが、住民生活課でも防災係で男女共同参画事業ですか、こういうものだったり、あとは、現在の男女雇用機会均等法とか、男女差別なく社会を作っていくことが望ましいと思うんですが、この2人というのは極端に少ない、警察官とか自衛隊でも女性が活躍して、体力的には問題ないと思うんですが、今まで何で増えなかったのか、その点伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

消防団という、男性という職場といいますか、そういったイメージがかなり強いんじゃないかということで、女性の方が敬遠されていたのかということだとは思いますが、今後、女性でも活躍できるというような広報なり、そういったものを改めて広く町民の方へ広報し、女性団員をさらに増やしたいと考えているところでござ

います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 女性の活躍の場をこれからも検討していくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、消防団員と国家公務員及び地方公務員の兼職が、著しい支障があるときを除き認められることになりました。町消防団員の確保と強化のため、ぜひ、公務員の兼職が必要と思いますが、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

国見町では、地域防災計画において、管理職の全員が災害対策本部員に指定されています。そのほか、全ての職員についても、国見町災害対策本部の事務分掌に基づきまして、避難所の開設や運営、また食料や飲料水の確保等の防災活動に従事することとなっております。

したがいまして、町職員につきましては、地域防災のための重大な使命と役割が既に課せられているところであります。消防団の組織強化の問題だけではなく、町全体の防災力、あるいは災害対応能力が十分に発揮されるよう可能な方策を検討すべきと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 全国的に消防団員の兼職というのは、できるだけ支障ない限り参加するようにと、総務省のほうから、市町村に通達が来ていると思うんですが、現在、サラリーマン団員の増加につれて、いざ、平日の、日中当たりの火災には勤め人が多くて、なかなか消防活動ができない状況にあるんです。そこのところを、総務省のほうでは、支障ない限り消防団の活性化のために参加するようにという通知なんですが、将来的に、これを検討したことがないでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

総務省からの通知ということで、地方公共団体の職員について消防団への加入の申請があった場合は、それを認めるようにという通知でありました。現在、町といたしましては、先ほど申しましたとおり、町職員の災害に対する重大な責務があるということで進めておりまして、今後、災害に対する消防団との連携関係も含めまして、可能な方策を検討してまいりたいということでもあります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からも、ちょっとご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど、女性消防団員の話ございました。議員お質しのとおりかなと思います。ただ、やはり、女性の方々、恐らく男女共同参画の中で対応されるということに

なっています。そういった中で、特に警察とか自衛隊、そういう部署においては、大体、職務のセクションで決まっているんです。例えば、広報担当に行きますよとか、あるいは警察であれば交通安全のほうに行きますよとか、大体そういう1つの業務としてしっかり担保できる部分があるということでございます。

ただ、常駐の、皆さん今がほとんどいないんです。というのは、やはりオールラウンドにどうするんだという議論、つまり救急の問題、あるいは火事があったときの対応等々、何が女性の方々にとって一番ベースとしてできるのかなという部分の模索が、まだなかなか整理されておらない。その辺があるのかなと思っております。

そういった中で、国見町の消防団も、実は、なったはいいいんだけども何をやるんですかといったときに、非常に不安感があるという話を私は聞いておるんです。したがって、先ほど、課長も答弁したように、なるべく、業務的にできる部分、例えば駐車場整理とか、何か火事が生じた場合でも何か整理をする部門とか、直接やはり消火に行くという部分はなかなかこれは、申し訳ないんですが、厳しいかなと、これは、世の中の情勢の中であるんだろうと思いますし。ですから、業務的な部分でしっかりと担保しているという部分をベースとして検討する必要があるかなと思っております。これは消防団ともども十分連携してこれを検討させてもらって、なるべく、プラスアルファで確保できるように、今対応していきたいなと思っております。

それから、もう一つは、総務省通達で、職員も消防団よということの話も当然、通達が流れてきております。これは、私も十分承知しておるんです。ただ、町、つまり、地方公務員としての役割というのは別としてあるんです。つまり、常に安全・安心、災害がある、火事がある、何やあったときに、仕事としてもしっかりと現場にいて対応するという、もうちょっと違う視点と役割。警察とも同じです、警察には警察の役割、行政は行政としての役割があるということがあるわけです。

ですから、そっちのほうをおろそかにはできない。ベースとして安全・安心の本来の業務というものもやってもらわないとなという部分がありますので、そこをしっかりと担保しながら、かつまたできるのであれば、これは検討ですよという言い方していますので、できる範囲の中でというのはそういう意味なんです。ですから、そこをしっかりと認識しながら、できるのであれば町の職員もという思いは私自身もあります。ただ、ベースとして少ない職員の中で本来の役場の業務をしっかりとやっていくという、そこが私、ベースだと思うんです。それプラスアルファで、何かという部分も当然出てきますので、そういうことを十分検討してやっていくということだろうと思っております。

ちまたからちょっと聞こえてきていますのは、役場職員がやるんでは、俺ら消防団はやることないねという声も一部聞こえてきているんです。そういうところもあります。消防団に町の職員、村の職員が入っているケースもあります。ただ、そうなりますと、どうしても、役場が全部やるんだね、だったら私らはという動きなどもちょっと聞こえてきておりますので、その辺なんかも十分整理をしながら、本来の役場の業務と地方公務員としての役割というものを十分ミックスしながら、何ができるかとい

うことを今後十分、今、阿部議員のご質問、そのとおりではあるかなと思いますので、その辺も十分検討した中で、前に進めていくということをやらないと。ただ、通達来ました、はい、どうですかというわけにはなかなかいかないと私考えておりますので、今後、議員お質しのような雰囲気の中で前向きにこれも取り組んでいきたいなど。

ただ、今すぐ、できる、できないの問題ではない、これも、役場の業務、本当に数少ない中で我々もやっていますから、それで、消防団になってくれよというふうには、急に私自身も言えない。ですから、そこら辺を十分ミックスしながら、今後検討しながら対応していければなど、こんな思いをいたしておりますので、ご了承賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 桑折町では、町の職員が41名ほど、ちなみに参加しているということでございます。

次の質問に入ります。

火災や災害の有事の際、消防団員の出動不足が考えられます。そのため、出動を限定した消防団OBなどの機能別消防団員制度は、消防団の強化を図る上で導入が必要と思いますが、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

お質しの機能別消防団導入につきましては、災害時に活動します消防団員ということでございますので、公的に分団を組織した場合、当然ながら訓練が必要でございます。どこでどのように行うのか、また、万が一の場合、補償をどうするのか、基本団員との現場活動での役割分担をどうするのかなど、そのような課題もあることも事実でございます。

しかしながら、議員ご指摘の消防団OBの方々の長年にわたる経験、知識は得がたいものでありまして、災害現場におきまして大いに期待されると思われるところでございます。

そのようなことから、町としましてもその必要性につきましては十分認識しているところでありますので、全国的に導入が進んでおりますこの機能別消防団につきましては、近隣市町村などの事例を参考としながら、今後そのあり方などにつきまして消防団と協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） いざ火災が起きても、消防団員の80%ぐらいが勤め人ということで、なかなか集まってこれないような状況であります。その中で、自営業者あるいは消防団員のそういう人らがいなくなってしまうと、実際、火災が起きたというときには、なかなか集まってこられないんです。だから、消防団員のOBなども、後方支援あるいは機能別消防団として火災のときだけ駆けつける、そういう取り組みを今後

とも継続して確保してください。

次に、消防団員は自分の仕事を持ちながら、消防活動をしています。福島県内消防団の80.3%はサラリーマン消防団員であります。本町のサラリーマン消防団員の比率についてお願いします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

国見町消防団員におきますサラリーマン化比率につきましては7割を超えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 消防団員は、火災や災害発生時に、いち早く自宅や職場から駆けつけ対応にあたります。円滑な消防活動を行う上で、消防団員が勤める事業所の理解と協力が必要不可欠であります。町の消防団員が勤める事業所では、消防団員の活動に協力がある環境なのか現状を伺います。

例えば、火災が発生しましたら、私、火災のほうに行ってきていいですかなんて言うと、やっぱり仕事と消防、どっち大事なんだ、お前は勤めているんだから仕事しつかりしろよなんて言われれば、やっぱり協力体制が整っていないと思うんですが、そういう環境はどうなんでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、消防団員の多くが、現在、被用者、サラリーマンでございますので、平日等の勤務時間中の災害発生時の出動に対し、当然ながら事業者の理解と協力は必要であると考えているところでございます。現在、従業員の入団促進や活動しやすい環境づくりのため、福島県、市町村、消防団と協力いたしまして、県内の事業所へ順次訪問し、協力要請を行っているところでございます。町としましては、事業所への協力、災害時の出動に対し、消防団活動への理解をさらに得られるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 全国の消防団員の約75%がサラリーマン消防団員であることから、消防庁では平成18年より消防活動に協力している事業所を顕彰する消防団協力事業所表示制度を構築し、市町村に導入の推進を図っております。表示制度を導入している市町村は、平成30年4月現在で1,314市町村、76%が導入しています。

本町でも、団員の出動強化を図るために表示制度を導入すべきと思いますが、町ではどのような考えなのか伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

消防団協力事業所表示制度につきましては、国見町消防団におきます被用者、サラ

リーマン177名ほどのうち7割の方が町外、3割の方が町内の事業所に勤務されており、町としてもこのような制度を活用しまして、事業所への消防団活動へのご理解とご協力をいただくことにより、一層の平日昼間の消防団確保が図られること、また、消防団確保に大変有効であると考えているところでございます。この制度導入にかかる費用など、または費用対効果、また近隣の自治体の制度の動向を注視しまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、町としまして、消防団員に対し災害発生によりまして出動命令があった場合、事業者の理解と協力で快く送り出していただける、そのような環境づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この表示制度は、ぜひ実施していただきたいと思います。消防団員を抱える事業所にしても、結局、県の事業税に対して100万円まで減税とか、あるいは減免とか、あるいは融資制度、いろいろなものがありますから、事業所もメリットが相当あると思いますので、ぜひ、実施していただきたいと思います。

次に、町の消防団員年間報酬と出動手当は、町の条例に基づき団員の労苦に報いるため支給されています。国では、全国市町村消防団員報酬の平均を図る目的で標準額を表示しているところでございます。そして低いところは、引き上げを求めています。

町条例では、一般団員の出動手当が低い状況にあり、特に、出動手当は標準が7,000円に対して、町の条例では1,300円と低い状況にあります。平均額より大幅に低い状況にあり、条例の見直しが必要と思いますが、町の考えを伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

国見町消防団の報酬は議員お質しのとおり、標準額と比較しますと、一般団員報酬につきましては、年額3万6500円に対しまして、国見町におきましては年額2万9000円と数字上は下回っているところでございます。

一方、この標準額を県内の階級別平均と比較しますと、一般団員報酬年平均額2万6322円を上回っておりまして、伊達地方消防組合管内の1市3町の平均値2万9375円と比較いたしましても同等の額となっているところでございます。

次に、団員出動手当についてでございますが、現在の単価は災害出動など、1回あたり1,300円となっております。標準額単価を下回っているところでございますが、同じく伊達地方消防組合管内の1市3町と比較いたしますと、上位2番目の水準となっているところでもありまして、これらの金額が高いか低いかというのは、郷土愛と使命感に満ちました消防団各員それぞれの思いではないかと考えているところでございます。

そのようなことから、今後、団長をはじめ各分団の方々からの意見をいただきながら、待遇改善等についてあらためて検討するとともに、それぞれの金額が幾らとだけではなく、全体的な消防団運営費のあり方につきましても、今後、検討してまいりた

いと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 消防団員の報酬や手当は交付税措置がなされております。それをもって全国の標準を対象にしているんでありますから、これは、地域の隣の町を対象として、これまで標準化でないんです。全国の総務省消防署の報酬を標準化をなささいよと、低いところは引き上げなささいよって、結局、全額交付税措置されているにもかかわらず、それより低いのは問題あるから引き上げなささいよと言っているんです。

伊達地区の消防が、全国の標準化をなささいよとはなっていないんで、やっぱりこのところは間違えないように、全国の標準化を目安にして引き上げるべきだと思いますが伺います。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えします。

この7,000円に対して1,300円ということでございますが、通常の交付税について、控除額に対しまして必ずしも7,000円が交付されるということではないと聞いているところでございます。

また、この単価の1,300円、低いか高いかということは、その消防団各員から、今後ご意見等々を賜りながら改善等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 全国平均の1時間当たりの最低賃金というならば、時間と最低賃金を掛けると、80.3%、7,000円が最低の賃金だと思うんですが、私は、この7,000円というのは別に高い金額ではないと思うんです。交付税で措置してあるから引き上げなささいというのも、これは無理のない話だと思います。

次に、今後の消防団の組織維持に向けた考えについて伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

町の消防団の組織維持に向けた考え方ということだろうと思っておりますけれども、まずはじめに、消防団員の方々が、自らの町は自ら守るという郷土愛護の精神、それから使命感をもって、日ごろの訓練で消防技術を習得し、町民の生命・身体・財産を守るために日夜活動されておりました。改めて、この場において敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

また、さきの東日本大震災での活動をはじめ、災害現場、訓練時における団員の方々の機敏な行動は、町民の安全安心を守るため必要不可欠な組織であると強く強く認識をいたしておるところでございます。

その上で、議員お質しの件でございますが、いろいろご指摘ありましたように、町の消防団員の数、低減しつつあると、そしていろいろと課題もあるということは私自

身もちろん承知をしているところでございます。このため、特に7割くらいがサラリーマンであるということもございますので、その雇用とか、あるいは勤務体系などに合わせた団員の負担の軽減を図れないかどうかとか、あるいは被服などの待遇改善、消防団の皆様に対する待遇改善、それから活動しやすい環境づくり、そういったことなどを、これは町のみでなくて、消防団と協力し一体となって、これまでも部署部署で検討してきておりますけれども、さらにこれを強化しながら、内部的な、いわゆる町と消防団での共有項というものを十分持ちながら、その中で、ぜひ十分検討をしていきたい、これ一つあるんだろうなど、このように思っております。

また一方で、町としてすぐできることがいろいろあるんでないのかなと私今、思っております。例えば、消防施設としての屯所の整備とか、あるいは防火水槽の整備とか、そういったことも計画的にやってきておりますし、あと機械器具ということで消防車両の整備など、いろいろな、団員のなり手の問題でなくて、周りの外面的な環境づくりというんですか、そういったものを十分、計画的に考えながら対応していくと。

来年度も実は、皆さん方に予算化をさせていただいております。ぜひ、阿部議員も含めて、ご議決を、よろしくお願ひしたいなどこのように思っておりますし、そういった予算を、実は来年度計上させていただいているということで、消防の環境づくりというものをしっかりと対応していきたいと思っております。

これに内部的な部分での検討、特に先ほどご指摘にあったような女性の進出の問題とか、あるいは役場の職員の問題とか、あるいは賃金の問題とか、報酬の問題とか、いろいろございました、そういった部分でのさまざまな検討、あるいは町役場として予算的にできる外面的な環境の整備、これをしっかりやることによって、全体としまして消防団員の数の確保、それから組織、これも組織の維持発展の最重要課題でございますから、組織の維持発展、安心安全も、まさに砦でございますから、そういったことを十分了解しながら、今後とも消防団の維持発展にしっかりと対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 私の質問は、消防団の維持と強化についての一部でございます。

これからも消防団の強化に向けた取り組みをお願いして質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成31年第1回定例会において、先に通告いたしました内容について質問いたします。

国見町の健康づくり推進対策について質問いたします。

まずはじめに、福島県の平成31年度の予算案で、健康長寿県の実現に向けた施策をスタートすることが発表されました。町長は、人口減少対策の1つとして、町民の健康寿命を延ばし長生きしていただくことが人口減少の対策になるとの考えを示されましたが、それには健康であることが最大の条件と考えます。そのことに向けた町の取り組みについてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

健康づくりに対する町の取り組みについてでございます。

議員、ただいまのご質問の中でもありましたように、県では新年度から健康づくりのための新たな推進組織の設置、それからバランスの良い食事の減塩の対応、それから運動や社会参加の推進を図るなど、健康づくりを最重点課題に掲げて県民生活に定着させるような取り組みを強化するというふうになされているところでございます。

町としましても、これと連動していろいろな対策をやっていく必要があるのかなと思っております。これまでの話になりますけれども、人口減少社会に対応するために、町民が地域で生き生きと暮らし続けられるには、何よりも健康が重要であると考えておりまして、健康診断の推奨、それからウォーキングなどの運動、さらにはバランスの良い食生活などの啓発などに加え、健康に関する各種の事業の充実をここまで図ってきておるところでございます。

また、これまでの健診結果、それから国民健康保険など各種保健のデータによりますと、国見町民の死亡原因の傾向が、急性心筋梗塞あるいは脳梗塞などいわゆる循環器系の病気が非常に高いと言われておるところでございます。このために、新年度からは、特に、保健、食育、福祉、国保、後期高齢、介護保険の各事業、いろいろと健康づくりに対する事業がございますので、それらの各事業との連携を深めて、特に腎臓疾患の重症化の予防に向けた取り組みとか、あるいは県でもかなり減塩をすごく言っておりますので、特に国見町では、さきに申し上げましたような病気が多いということがございますので、減塩に対応するような対策、新たなプログラムも作っていく必要があるのではないのかなと。

例えば、PRイベントを実施するとか、あるいはPRのリーフレットの配布とか、あとは現在行われております、いきいきサロン、生きがいデイサービス、介護の事業等々、こういったところと連動しながら、なるべく減塩対策等々の事業を進めることによって健康づくりを前に進めていくという、こんなことが一つシナリオとしてあるのかなと考えております。そのほかいっぱいございますけれども、やはり国見が一つ

の減塩という部分を、かなり強烈に打ち出していないと厳しいのかなと、今、考えておるところでございます。

また、多方面から健康づくりに効果的に取り組むということで、現在、いろいろなセクションがあるんです、例えば、地域福祉推進協議会があるよと、健康づくり協議会があるよと、食育推進検討委員会があるよと、さまざまな組織がございますので、それらをつなぐ、そういった組織が必要なのかなと、このように考えております。

したがって、こういった個別の組織をさらに統合するような形で、一つ作っていくと。その傘下に専門部会とかいうものを置いて、その中で個別の検討をして、大きな関係の中で健康づくりについて検討するみたいな、そういった組織づくりというものをしっかりとやっていきたいなと思っております。実は、5月中旬ごろに、一応立ち上げたいということで、もう10月には指示しておりますので、そういった組織ができ上がります。でき上がった後に、個別に検討しながら、前向きに進めるという形にしたい、このように思っております。

それは何かというと、保健とか医療とか、それから健康です、あるいはそれは地域づくりとか、こういったものを全部包含しながら、健康づくりをやっていかなくちやならないだろうと思うんです。単なる保健、福祉、医療のみではない、地域づくり的な観点も含めた形でやっていくということ、いわゆるリペアしながら町民全体でやっていく、まさに私が言っているオール国見体制で、この健康づくりには取り組んでいくということを現在考えておりますので、その組織体を5月中旬にも作りたと思っていますので、そんな中でしっかりと進めていきたいと思っております。

特に、私思っていますのは、県でも言っておりますように、食です、食をどうするか、運動をどうするのか、社会参加をどうするのか、規則正しい生活、どうするのか、この辺の4つが非常に重要なのかなと思っております。そして、健康で長生きする、申し訳ないけれども、介護になって長生きするのではなくて、健康で長生きする、そのためには、今申し上げたような4つの制度、業務をうまく循環できるようなそういった健康づくり対策をしっかりとやって、健康を前に進め、そして国見町の人口減少対策につなげていく、そして町の維持発展につなげると、こういったシナリオでぜひこの健康づくりをやってまいりたいと思っております。効果的にやっていく、オール国見的にやっていくというところが大きなポイントかなと思いますので、来年度、意識をさせていただきますと思います。

また、健康づくりに、いろいろと予算計上しています。議員、よろしくご議決のほどお願いしたいとこのように思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 組織を連携させていく、つなげていくということは、とても大事だと思います。平成29年3月に、健康増進事業として、食育事業やウォーキングマップの作成をして各世帯に配布されました。それを活用した事業の実施はあったのか、保健福祉課長にお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

平成29年度において、食育のPRの部分であるとか、ウォーキングのルート図ということで配布をさせていただきました。食育についてもウォーキングについても、一定程度の効果があったものと考えてはございますが、私どもで一番大事に考えているというところについては、一人一人の健康づくりをするためには国見町の町民の方全体のレベルといいますか水準を上げるということがすごく大事だと考えてございますので、そのような取り組みをこれから続けていくということが必要なるかなと、そのことは考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 食育推進委員会というものを立ち上げておりますけれども、せっかく委員会を立ち上げているわけですから、その会議で、机上でただ話を進めるのではなく、その委員の方たちがもっともっと表に出て活躍していただくこと、大切ではないかと思います。例えば各地区の集会所等で、先ほど町長が答弁したように減塩の指導とか、きめ細かな対応とか指導、これが必要ではないかと思います。そのようなことは可能かどうかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ただいまのご質問にありました各地域でのきめ細かな対応というところでございますが、食育推進計画の策定委員会については、策定をした後、任期が切れてございます。町では、先ほど町長が答弁しましたとおり、新たな組織を作るということで、その食育の部分につきましても専門委員会という形で新たに立ち上げるということと考えてございます。

以前の計画の策定の部分におきましては、食育の部分に、農業の部分であったりとか、6次化の商品の開発であったりとか、いろいろ加工食品の戦略のようなものも含まれておりましたので、今後の新しく立ち上げる部分につきましては、保健福祉課で、健康づくりに資する部分という形で、特化をしたような形で食育の専門委員会を作り上げることで考えてございます。その部分と合わせることによって、全体の健康づくりをアップさせていきたいと考えているところでございます。

ご質問にありましたその委員の方に直接、各地域に出向いてということなのですが、それぞれの役割を持って参加をしていただいておりますので、各地域に派遣するというように考えると、栄養士の方を派遣するというのが一番だと思ってございますので、そこの部分については、委員だけにこだわらず、できる方をお願いをするということは可能かと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 食は、やはり生活の基本であって健康の源であると思います。体を

動かすことだけが健康づくりではなく、おしゃべりや食事を出して大きな声で笑う、これ全て健康づくりにつながっていくことと思います。町のいきいきサロンや、通いの場、そして、私もボランティアとして参加しておりますささえ愛活動などたくさんいろいろな事業を展開していただいております。

多くの高齢者の皆さんが、積極的に参加して下さって、楽しい時間を過ごしております。そのようなことを踏まえて、通告はしておりませんでした。町長の施政方針にも町民の健康づくりをさらに推進との言葉がございましたので、お伺いいたします。

平成31年度の町の健康づくり事業予算は、30年度の健康づくり事業の当初予算と比較して、増か減かお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

平成30年度と31年度の比較というお話でございますが、今回、ご提案を申し上げます31年度の一般会計の予算額でいいますと、保健衛生総務費という目のところではありますが、480万円ほど増加という形になってございます。

ただ、金額の増高だけではちょっと表現できないところがございます。個別の事業でいうと、当然低くなったところもございますし、新たにプラスになったところもございます。一つ例を申し上げますと、健康づくりのところで、食の文化祭は、昨年まで企画情報課で担当をしていたものでございますが、31年度については保健福祉課でやっていくということで、ここも減塩というところに少し力点をおいた食育の活動をやっていきたいと、ここは増えている形になります。

ただ、30年度までやってございましたウォーキング大会、この部分については、ふだんから歩いていられる方が参加をされているということで、保健福祉課としては、運動の継続的な習慣がない方に参加をしてほしいというところがございますので、31年度については、中止をいたしまして、新たに30年度に評価の高かった内臓脂肪を燃やす会という運動教室、これを拡充していくということにしてございますので、増える分もあり減らす分もありという形になりますので、個々の事業で見ていくというところが出てくると、前年度と比較して高くないところは、見えると思いますが、新しくやるところ、スクラップ・アンド・ビルドというところでご理解をいただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦議員、通告外の質問でありましたので、通告したものに返っていただいて質問を進めてください。

松浦和子君。

1番（松浦和子君） 私は、関連しているものと思って、最初に断って質問させていただきました。

それでは、次の質問に移ります。

2月3日付の福島民友新聞1面に、独自で県内59市町村に「最も対策が必要な健

康課題」のアンケート調査を実施し、国見町の回答は「運動不足」でした。運動不足と回答した根拠をお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

ご質問の福島民友新聞社のアンケートにおきましては、「健康課題のうち、最も対策が必要な項目を1つ挙げる」との質問でございました。回答につきましては、選択項目ということで、食生活の改善、運動不足、住民への健康改善の意識づけ、高齢者の健康増進、禁煙・受動喫煙の対策という5つからの選択ということでございました。

新聞社のアンケートということでございますので、それが集計をされて記事となることも当然理解をしてございました。私どもで検討した中で、単純にこれをやれば健康の部分でポイントがあるといいますか、効果が出てくるというところは運動不足というところが一番わかりやすいのかなと。例えば、食生活の改善でいうと、食生活の何を改善をするのかというところが伝わらないという部分もありましたので、運動不足というのが一番伝わるだろうなというところは感じてございました。

そこからデータをあたったところ、実は、町で行っております特定健診時、これは問診を行ってございますが、「1日1時間以上の運動の習慣がありますか」という問いに対して、「ない」と答えた方が69.6%、7割の方が1日1時間の運動はしていないよという答えがございました。

これをほかと比較をしますと、全国平均が47.7%、福島県の平均が62.4%ということで、国見町のほうが7割に近い方がしていないという結果が出ましたので、ここは大切なところだろうと考えてございました。このためアンケートの答えとして「運動不足」と回答したということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 1日1時間以上運動していない方が7割ということで、運動不足と回答したということですが、以前、道の駅の建設工事の説明のときに、中国とか海外のほうでは、あちらこちらの公園に老若男女、子どもからお年寄りまで気軽に運動できる健康遊具が設置されている、そういうことをお話しさせていただきました。道の駅にもそういったものを何点か設置して、来場された方たち、ドライバーの方たちのちょっとした気分転換にもなるのではないのかなとお話ししたんですけども、そのときに、国交省がどうのこうのという答弁をいただきまして、今になって、そのことがとても残念に思うわけです。

身近なところに健康遊具が設置されていれば気軽に運動できるわけです。インストラクターとか付き添いとか指導がなくても気軽に運動できるということ、とても大切なことではないのかなと思うわけです。

最近の健康ブームは本当にびっくりするばかりですが、健康食品やフィットネスクラブなど、お金をかけても自分の健康を守ったり、できるだけ自分の力で、年老いても自分で自分のことをしたい、家族に迷惑をかけないように努力をされておられる方もお

られます。

誰でもいつでも気軽に簡単に運動できる健康遊具を将来的に活用する考えがあるかをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

健康遊具の設置ということのお話であります。私も、高齢者のための健康遊具、今後、増えていくことは承知をしてございますが、現状としてそれがどのぐらいの効果を持っているものかということまでは、すみません、勉強してございません。その設置をされている公園の都市を見ますと、人口の多い都市の公園に設置をしてあるのが多いということでございます。

考えるに、一定程度の利用が見込まれるところの自治体が公園に整備をするということになっているのかなと考えていたところでございます。町としては、とにかく財政面からも効果を計ることが必要となってきますので、全般的な財源の中で効果があるかどうかということも踏まえながら検討していくことが必要かと思っております。

一番は、その整備をして、それが住民の方の行動変容につながるかどうかということが大事だと思っております。先ほど町長から答弁があったように、保健と福祉の地域づくり、そんなところも踏まえた委員会を考えてございましたので、その中でも検討させていただくということで、時間をかけて検討していただければいいかなと、そのように思うところでございます。ご理解をお願いします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦議員。

今のも通告外ですので、通告したものに戻っていただき、次の質問に移っていただきたいと思っております。

1 番（松浦和子君） それでは、次の質問に移ります。

平成29年6月議会において、私は町長にパークゴルフ場の建設についてお伺いしました。町長から、補助金を活用しスピード感を持って進めていくとの答弁をいただき、傍聴されていた皆様は、その言葉に期待をしておりました。

運動不足を解消し、健康寿命を延ばすことを真剣に捉えておられるなら、そういう対応をすべきではないかと思っておりますが、考えをお伺いします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（引地 真君） お答えいたします。

平成29年6月定例会以降のパークゴルフ場建設に係る経過をまずご説明をさせていただきます。

平成29年8月に、町内外の7名で組織をいたしました国見町パークゴルフ場建設検討委員会の1回目の会議を開催しております。その後、県内のパークゴルフ場の視察、そして2回目の検討委員会の開催、そして同年の11月に3回目の検討委員会を開催しております。

3回目の検討委員会の中で、4つの項目の検討結果がまとめられております。

1つ目は、建設候補地についてでございます。候補地は、旧大木戸小学校のグラウンドの一部と、現在の仮設住宅がございます大木戸の町民運動場を活用すべきだというものでございました。

2つ目は、規模と、これに付随をする施設についての意見でございました。18ホールが望ましく、かつ大木戸ふれあいセンターの一部を管理棟として活用すべきというものでございます。

3つ目は、パークゴルフ場の建設後の維持管理についてでございます。このパークゴルフ場については、これまでにない維持管理体制を整備をし、経費の圧縮に努め、他のパークゴルフ場等を参考にしながら、今後策定される施設の使用料、あるいは去年からの運営計画に基づき算出すべきということでもございました。

そして、最後の4つ目でございますが、これは、パークゴルフの有益性を周知をし、多くの町民がこの建設にかかる多額の経費支出を伴う整備事業に理解を示すように情報発信に取り組みながら、愛好者の拡大を図るべきというものでございました。

町では、これらの意見を尊重しながら、まずは現実的な側面からの一歩として事業を構築しました。その一つが、今年度から、三十数名のパークゴルフ愛好者の裾野を広げるという取り組みでございます。

5月から6月にかけて開催をいたしております町長杯スポーツ大会の新競技として、このパークゴルフの競技を取り入れたというものが一つございます。そして、その後に、県内の関係団体の協力をいただきながら、パークゴルフ教室を開催いたしております。このパークゴルフ教室では、参加者の半数が初心者でございました。二十数名の参加者がございましたけれども、その過半数が初心者でございました。非常にその効果があったものと考えております。今後とも、こういった裾野を広げる活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、ご質問のパークゴルフ場の建設につきましては、既存の体育施設の維持、管理とパークゴルフ場建設費の財源確保等とのバランスを十分に精査をしながら、また建設候補予定地の土地利用の状況も十分に踏まえながら、なるべく早い機会に整備できるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 平成29年6月議会では、さらに高齢者の健康維持、交流促進、運動的な視点で必要性が高いと認識されていると伺いました。財政や町有地の問題を総合的に勘案し、建設に向けて調査、検討を、なるべく早い機会に整備できるよう事務方に指示して対応するとの答弁をいただきました。

パークゴルフ部の皆さんと首を長くして今か今かと待っておりました。2年近くが過ぎました。しかし、その間、何も動いてくれなかったのではなく、しっかり建設に向けてご努力いただいていたことがわかり、うれしい気持ちでいっぱいです。

町長の一言一言が、町民の皆さんには希望の声であり、信頼の言葉です。パークゴ

ルフ場の建設は、期待してよいのかとお伺いしようと思っておりましたが、課長答弁を伺い、その必要はないと、必ず実現すると確信いたしました。

町民の皆さんも、計画が具体的に進展されたら、パークゴルフ競技にさらに関心を持ってくださり、競技人口も増えるものと思っております。担当は教育委員会ですが、ぜひ役場一丸となって実現に向けて前進していただきたいと思っております。実現に向けて教育委員会のトップである教育長にお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

ただいまの生涯学習課長が答弁させていただいたとおり、平成29年の議会の町長の答弁にあったとおり、その後、検討委員会を立ち上げまして、検討して、これもまた今答弁したとおりですけれども、4点の項目がありました。

教育委員会としましても、特に作業項目というか、裾野を広げてというか、町長杯スポーツ大会に新種目として入れたり、それから教室を開いたり、裾野を広げることを行っているところです。

また、跡地利用ということになりますので、その辺についても慎重に検討しながら、前進していきたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、これも私のほうからもご答弁をさせていただきたいと思っております。

パークゴルフ場の整備、建設でございますけれども、私は、確かにスピード感を持って申し上げました。それは、検討についてスピード感というふうに答弁したと思っておりますが、後で、議事録見てください。検討をスピーディーにやりなさいという話だったと思うんですけれども、それはそれで右におきまして、パークゴルフ場の整備は、まさに私は、先ほどご質問あった健康づくり、それから社会参加、そういった面では、私どもは今後は健康づくり、非常に重要だと思っております。必ずや整備をするという意を強く固めておりますので、そこは松浦議員と全く同じでございます。

ただ、いろいろなストーリーがありまして、整備にあたり、町で一番重要なのは、土地利用の問題がまだ解決しておらない状況があります。大木戸小周辺の土地利用というものを、現在、まだ仮設住宅になっているということもございまして、その辺は穏便にやっていくような形に思っております。

それからもう一つ、裾野の問題で、教育長が答弁したように、三十数名ではちょっと少ないかなと、100名くらいの方がいて、そこでいろいろと利活用をしていただければ非常にうれしいので、裾野を広げるための予算を去年とことし、計上して、来年も同じく計上しています。ですから、これも議決をお願いしたいと思いますけれども、そういうストーリーを描きながら、今、周りの状況、土地利用の問題があります。あと補助の問題もございまして、これも、研究を今していますので、大体このあたりかなというところまでできています。ですから、そのところを鋭意確保するという方向で

今やりたいなと思っています。なるべく町民負担の軽減を図る、あるいは逆に、町民にご理解をいただくために人口を増やしていくと、パークゴルフのやる方が多くいればいるほど皆さんにご理解をいただけるわけですから、そういったストーリーというものを町としてもしっかりと描かないと、かなりの投資でありますので、町単独の経費も結構出ますので、そういったことを十分踏まえて、とにかく今検討しているということでございます。全くやらないということではなくて、なるべく早い機会にやりたいという思いは共通するところがございますので、今後は、そういったストーリーをうまく描きながら一つのまちづくりに向けて対応してまいりたいと、このように今考えているところございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 大変力強い言葉をありがとうございました。

今回、初日の町長施政方針の説明の中に、健康寿命を維持し、高齢者の社会参加を図るため、町民の健康づくりをさらに推進の言葉を伺い、大変うれしく思います。町民の皆さんは、自分の体の健康維持にさまざまな形で努力しております。そのことは、何度も出ている健康寿命の維持や医療費の削減に大きく貢献をされておられます。そのことをしっかりと受けとめて、町民の皆さんのがんばりをさらに応援していただける対策を前向きにきちんと実行していただけることを期待し、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

議長（東海林一樹君） 渡辺議員、質問に入る前に、途中で一旦休議するようなことになると思いますので、よろしくお願ひしたい。

それでは、質問に入ってください。

7番（渡辺勝弘君） 平成31年第1回国見町議会定例会にあたり、先に通告しておきました質問をさせていただきます。

市街化調整区域の現状と今後のあり方、あつかし山ビッグツリーの今後のあり方についてであります。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきとのことを基本理念として定めるものとなっております。

区域区分として、市街化区域と市街化調整区域とが線引きされており、市街化調整区域については、住宅など建築物を建てるのが制限されています。このため、住宅等を建てたくても建てられないことから、町外に流出してしまうことが懸念されますが、その点についてお伺ひいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 7番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

市街化調整区域につきましては、議員ご指摘のとおり、住宅等の建設については、農家要件を有する人に限定され、法制度上、一般の方は建築できないことになっております。このため、住宅を建てられないことから町外に流出してしまうのではというお質してございますが、国見町では近隣の市町とともに、福島県の県北都市計画により、市街化区域及び市街化調整区域に区域区分、線引きされているところでございます。これは県北都市計画の中で示されているということです。

遠方の都市計画の未設定もしくは非線引きということで、区域区分がされていないところもございますが、それらの地区においては規制の緩和はありますけれども、近隣の市町においては同様の制度となっているところでございます。このことから、他市町への流出については、市街化調整区域だけの問題でなく、魅力あるまちづくりが必要であると考えているところであります。いずれにいたしましても、国見町に住み続けたい、住んでみたいと言われる、選択されるまちづくりが必要なことは言うまでもありません。以上のように考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長の答弁を聞きましたけれども、都市計画があるということは、基本理念にある適正な制限とは本町においてはどのようになっているのか、その点について伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えします。

都市計画でいう適正な制限ということで、これにつきましては、町がということではなく法制上の区分でのお話となると思いますが、区域区分における制限については、都市計画法において規制されているところであります。市街化調整区域については、農業、林業、漁業ということであって、農業主体というような形になりますけれども、農業主体として推進する地区として、建築が認められる場合につきましては、農家住宅、さらには農業を営む上で不可欠な農業用の倉庫ですとか資材置き場というようなものになります。

さらには、必要性を勘案して条件が付きましても、農家の人たちが日常で使う必要な物販、小売店さらには農業用の加工施設などがあり、さらには農家本家からの分家による分家住宅、これにつきましても一定の要件、相続ですとか、土地の取得時期というようなことがあります。これらのものが認められると、逆に制限の中で認められるという事になり、なお、これらの審査等々については、福島県のほうで行っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今聞きましたけれども、世の中全てなんですけれども、人口減少、高齢化社会においては、住宅等を建てるのは人生最大の買い物だと思うんです。持っていないならともかく、持っている土地があれば、そこに建てたいと思うのが心情で

あります。

そこで、土地の合理的な利用を図るべきと、先ほども申しましたけれども、基本理念にもありますけれども、その点についてはどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

まず、土地を持っている方が建てたいとのご指摘が1点ございました。町においても、でき得る限り町内に残っていただきたい、町内に住んでいただきたいという趣旨については変わりがないこととございます。ただし、それはあくまでも法制度上の中でなし得ることとございますので、町としては、もし土地を持っている、建てたいということについては、建設課等の窓口においてその相談をいただき、必要によっては、県との調整も含めて、でき得る限り法令に則った形で、実際に調整を進めていくというのがまず1点でございます。

それから、都市計画法でいう土地の合理的な利用というようなこととのご指摘がありましたけれども、逆に、利用させたい、もしくは何かを開発したいという場合には、大きな制限になってしまいますが、国ではこの辺の見地から、区域区分により市街化調整区域、農業を推進するにあたっては農業用の関係で圃場整備事業や農業関連施策に国費を投入する、もしくは逆に市街化区域においては下水道事業や街路事業を図る、そういうふうな形で、国費の投入等々も含めてやっているということでの合理的な利用を促進する手法をとっていることになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺議員、3回目ですので、次の質問に移ってください。今度4回目になりますので、次の質問に移ってください。

7番（渡辺勝弘君） では、市街化調整区域には建てられないという、開発が進められないということに対して、町民に対しての十分な説明をして、理解を得ているのかという点についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） それではお答えいたします。

都市計画における市街化調整区域につきましては、昭和45年10月から指定されており、既にもう半世紀、約50年経過しており、建築業者、さらにはこれまで調整区域内に家を建てた方については、この制度についてはある程度知られているかと思えますけれども、これから新たに家を建てたいという方については、さまざまな要件が課題となるという場面が多くあります。

最終的な許可は県が行うということではありますが、町においては、これまでも、事前の相談業務を進めて、でき得る限り、法の適用の範囲の中で住んでいただくべく県との事前調整を進めているような形で、これにつきましては、さまざまなケースにより進めるということが出てくるかと思えます。

また、市街化区域と市街化調整区域の線引きについては、逆に、無秩序な市街化を

防止したり、良好で快適な市街地形成、優良な農地の保存、自然環境に形成した町土調和のある整備等に必要なものでもありますので、単に規制だけではなく必要性も含めながら、広報などにより周知に努めたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま課長が言われましたようにいろいろなものがあると思うんです。あらゆる選択肢や適切な情報を提供すべきということが、町民が求めている部分であります。住民に対しては本当に十分に理解されている、周知されていると思っているか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 法制度につきましては、家を建てるという制度につきましては、建築基準法、さらには農地法など多くの関係法があって、はじめてなし得ることでありまして、この辺も含めて、広く周知する必要があると思っておりますが、あくまでも、多岐多様に及ぶものですので、周知という面については、分家住宅や農業用施設等の基本的な事項についてとし、必要なものについては逆に相談などで解決していけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 十分に町民に理解できるよう、今後とも粘り強い説明をよろしくお願いたします。

さて、本町においては、都市計画区域として福島市、伊達市や桑折町とともに区域が設定されていますが、現在、市街化調整区域はどのような割合になっているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国見町では、先ほどお話したとおり、昭和45年10月に福島市や、現在、伊達市になっておりますけれども、旧保原、梁川、伊達町及び桑折町とともに、指定を受けております。その後、平成8年に国見ニュータウンでの変更を経て、現在に至っているところであります。

町の全体の面積が3,975ヘクタールございますが、うち北西側の山手を除く2,600ヘクタール、全体の3分の2が都市計画区域となり、開発の関係については規制等がかかるような地区になります。

この2,600ヘクタールのうち市街化区域ということで144ヘクタール、この位置につきましては、JR及び国道4号の間が主になっており、その残りの部分2,456ヘクタールが市街化調整区域ということで、全体の2,600ヘクタールの95%が市街化調整区域、5.5%が市街化区域になっております。

以上、答弁とさせていただきます。



◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 質問の途中でありますけれども、午後1時まで休議します。

（午後0時01分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 午前に引き続き、一般質問を続けます。

7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 午前中に引き続いて質問させていただきます。

先ほど、課長から、県北都市計画区域として昭和45年指定されたということの説明をいただきましたが、どのくらいの頻度で見直しを行っているのか、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

県北都市計画によつての国見町関係での区域区分、線引きの見直しにつきましては、平成8年度の国見ニュータウンに関する見直しの変更のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長から言いましたように、国見ニュータウンから見直しされていないということですが、情勢は常に変化をしております。土地の合理的な活用を基本理念としてあるのであれば、見直し案を考えるべきだと思いますけれども、その点について、今後は考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

区域区分の見直し、市街化区域の拡大についてのお質しかと存じます。

現在、この区域区分を見直しするに至っては、市街化区域内、現在ある市街化区域内の建築の状況、既に飽和状態になり未利用地が少なくなっているということがまず第1点に必要になります。さらには、まとまった区域で道路や下水道などの実施可能な計画により、市街化形成が確実なことというようなことが変更の際での要件とされているところでございます。このようなことから、現在、市街化区域の拡大については、昨今の人口減少の動きなどもありまして、県北都市計画区域では非常に困難な状況にあるところでございます。また、一部地区計画という線引き、区域区分の見直しを伴う一定区域の土地利用を定める手法がございますけれども、これにつきましても、具体的な計画があり、さらには道路、下水道も含めて綿密な計画があった場合について、県との協議により進めることができる場合がございますが、基本的には、市街化

の拡大については、認めない方針が、現在出ておりますので、なかなか実行的なものには進んでいないというのが実情でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁により、拡大は困難ということで計画して、なおかつ認めないというような話もありますけれども、市街化調整区域を残して、あと農地として残しても、耕作放棄地を増やしたのでは、合理的な土地利用にはなっていないと思いますが、その点については、どう考えているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 都市計画法につきましては、区域区分により開発を行うような場合において、規制することによって、土地利用に結びつけるという性格のものでございます。現在、耕作放棄地があるというご指摘ですけれども、開発を伴わないものについては、現在の法の対象外になるので、そちらの答弁については都市計画法での範疇から逸脱するのかなということでございます。いずれにしましても、耕作放棄地の問題については農業施策のほうに委ねて取り組む問題だと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁によりましてわかりました。全ての市街化区域がそのようになっているとは申しませんが、市街化調整区域と市街化区域の調整は必要であると考えます。

本町では、建築が制限されている市街化調整区域の土地利用を、今後はどのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

市街化調整区域の土地利用のお話しですが、これにつきましても法制度によるところが大きく、調整区域については農業の振興施策との関係が不可欠となっております。

したがって、調整区域につきましては、町基幹産業である農業を基軸として、生産基盤の確保、さらには優良農地の保全を図るとともに、田園的景観の維持や集落を中心とした道路網等の住環境整備を進めたい、以上のように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 市街化区域は市街化を推進する区域として進めるのに対して、市街化調整区域は開発を抑制する区域です。各地区の市街化調整区域において、今後の地域活性化をどのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

今後の、町の活性化ですね、この土地利用の関係の活性化についてのお話しでございます。

まず、先ほど建設課長答弁のように、これもまた、議員も十分ご承知だと思いますけれども、都市計画の変更、県、そして関係市町が伴うものでございまして、大きな理由がないとなかなか大変なんです。私も県でいろいろ業務やってきておりますけれども、そのハードルは非常に高いものがあるんだということを、これは重々ご承知をされた上でのご質問と捉えております。

したがって、町としましては、市街化調整区域、いろいろございますよね、特に一番広いくらいにございますので、ここは農業振興地域にかぶっている地区が非常に多いと、先ほどご質問のとおりでございます。したがって、国見町の基幹産業は農業であるということでございますから、しっかりと農業の振興、担い手の育成、そして耕作放棄地の解消などなどですね、農地の利活用をしっかりと進めていくということだろうと思うんですね。

そして、国見町のすばらしい田園景観ありますよね。あの小坂地区の下のほうのエリアとか、あとは4号線の下のエリアとか、すばらしい田園景観があるんです。ですから、その田園景観というものをしっかりと町として担保していくと、いわゆる農業振興をしっかりとやっていくということが、一義的に私はあるかなと思います。しっかりとやらざるを得ないなというふうに1つ思いますね。

また、市街化区域などそのほかのエリアにおいても、現行都市計画の中で町としてできるまちづくりというのは結構あるんです。個別の調整でできるものがございます。役場庁舎も新たに建築しましたし、道の駅作りました。そして、ご承知のように藤田の町なかに保原薬局ございます。あそこも非常に景観に配慮した形で、いろいろ調整しまして、ああいった形ででき上がっております。

今後、歴史公園などの整備もありますので、現行まちづくりの中で、しっかりと景観などに配慮しながらまちづくりをしていくということ、このことが、今、非常に必要なかなと思っております。私は国見町のまちがあるよと、田園もあるよと、自然もあるよと、歴史もあるよと、いろいろあります。そういったものの、コラボ連携といいますか、魅力あるまちづくりにつながっていくのかなという思いをいたしております。

ひいては、よく言われておるコンパクトシティといいますかね、議員もお質しされておりましたけれども、住み続けたい、住んでみたいまちに、これがまさにコンパクトシティという形で発展していくのかなと考えております。

いずれにいたしましても、短期的に見た場合には、現行の都市計画でまちづくりをしっかりとやって、この国見町のすばらしい姿、景観というものがあります。恐らく議員の皆様方も、国見町、すばらしいなという思いがありますので、未来につなげていくんだという思い、これが実は、私に課された非常に重要な課題なのかなと思ってます。そういったことをベースにおきながらまちづくりをやると、現行でできることをしっかりとシナリオを描きながらやっていくことが、私は非常に大切なことなのかなと思っております。

議員お質しの都市計画の変更などにつきましては、これは長期スパンの中で、時代

の流れ、あとは国見町として大規模開発が出てきたと、これはどうしてもやんなくちゃならないと、嫌でもやんなくちゃならない、そういったことが生じた場合には検討する余地はあるんだろうと思いますけれども、基本は、現行都市計画、なかなかハードル高いものがございますので、しっかりとまちづくりをやっていくことがベースなのかなと、このように思っているところでございますので、そういった意識で、今後しっかりとまちづくり、すばらしい国見町、これを未来に維持発展させていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） この問題に対しては大変難しい問題であります。これが正解だということとは困難があると思います。住民の意見を十分取り入れつつ、都市計画を進めていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

あつかし山ビッグツリーの今後のあり方についてであります。

平成14年までの10年間、毎年、町のシンボル、あつかし山に明かりをともし、まちづくりの起爆剤にしようと、町の有志のボランティアグループ、トライアングルが活動してまいりました。その後、当局が事業を受け継いでいただいていたことに対して、一会員として深く感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、予算が厳しい中、一年の締めくくりとして冬の風物詩ともなっている、このあつかし山ビッグツリーを、今後も継続していくのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それではお答えを申し上げます。

あつかし山ビッグツリーの継続についてでございますけれども、議員も十分ご承知のように、あつかし山ビッグツリーは、昨年で実は26回目を迎えたんですね。まさに、国見町の冬の風物詩となっている一大イベントであると、このように認識をいたしております。

当初は、平成5年に、町の有志の皆さんにより企画されまして、町民、企業などからの寄附、それから町からの補助金等々を財源としながら始まりまして、平成15年には、国見町まちづくり推進協議会からの事業の認定を受けまして、町のイベントとして現在、実施をし、継続をしておるという状況になっておるかなと思っております。

私が町長になりまして、大震災からの復興の心の元気を取り戻したいという思いで、実は復興・きずなイルミネーションとのコラボ事業ということで実施をしております、新聞の1面を飾るなども結構ございましたので、大きなイベントということで成長してきていると思います。特に、先ほど申し上げましたように、心の元気を取り戻すと、心に明かりをとますと、そういった意味も含めて、非常にすばらしいイベントになりつつあるなと思っております。

そういったことで、町民のあつかし山ビッグツリーへの熱い思いが、結構皆さんありますよね、これはやっぱりすばらしいと、なかなか得難いものだと、絶対維持して

くれという話も当然、私にいろいろ寄せられております。あとは、先人の皆様方が築いてこられたすばらしい伝統を、絶やすことなく、今後とも継続して事業を推進することで、町の活性化、復興の一助になればなど、こんな思いもいたしておりますので、鋭意継続することで対応してまいりたいと、考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 継続していく考えをお聞きしまして、町内外の人々が楽しみに待っておりますので、安心いたしました。

そこで、今後も継続する上で、あつかし山ビッグツリーの設置を町内の建設業協会に委託しておるようですが、年々枝が伸びてきており、設置する上で困難を極めていると聞いております。今後はさらに厳しいものと思われませんが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

あつかし山ビッグツリーを設置する、いわゆる山の正面側につきましては、平成26年度におきまして、森林再生事業によりまして一部間伐及び整枝を実施したところでございます。

昨年の設置に際しましては、実施する実行委員会さらには、実際の設置をする建設業協会の皆さん等々に状況を伺っておりましたけれども、竹などを支柱にして設置いただいたと聞いておるところでございます。議員ご承知のとおり、高木になりますと、設置状況はなかなか厳しいものになると思われまして。今後、改めて協議しながら対策を検討してまいりたいと考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 阿津賀志山は財産区や個人の所有もあるということで、勝手に伐採することが難しいと言われておりました。せっかく設置をしたが、明かりも、枝があるために見る方向によっては見えないと、満足し得ない状況にあると聞いております。今後も継続設置する上で、作業中の安全確保と輝かしい明りをとすためにも、可能な限り木の伐採などが必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

議員、ご質問のとおり、あつかし山ビッグツリーの設置場所につきましては、一部財産区、石母田財産区になりますが、そのほかは個人所有または個人が代表となっている名義となっております。この地区は、松林の保護地区という指定を受けておまして、全面伐採さらには大規模な伐採をすることはできない地区になってございます。また、治山上の観点から見ても、全部伐採することはできない状況もござい

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、地権者の方々並びに施工者の皆様と協議をしながら、地権者の皆様は、もともと最初やられていたトライアングルクラブの活動から引き続きご理解を賜っておりますけれども、改めて、そのような対応をする場合にはしっかりとした協議をしながら、できる範囲での伐採ができるよう、予算措置も含めて考えさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の説明を聞きました。

現在の阿津賀志山の個人所有というか、財産区だとは思いますが、何名の方がその対象となっているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、1つは石母田財産区、大字石母田側ですね、あとは大字大木戸の分につきましては、個人名義が3名、あと個人を代表者とする筆が6団体といますか、6名といますか、大木戸地区については9名ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われました、石母田財産区及び大木戸地区の方がいらっしゃるのと、その方々は、伐採に対して協力等及び理解を得ているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えいたします。

伐採に協力が得られるのかというお質しでございますが、過去に何度かお願いをして、私が以前、企画課におったときにも伐採したこともございます。先ほど申しあげましたように、事業でしたけれども、森林再生事業で一部整枝、伐採をさせていただいたということもございます。山がお金にならない時代になってきておりまして、なかなか手入れが行き届かない状況もあって、枝が伸びるような状況もありますから、この事業に限ってではございますが、町で何とか予算措置をした上で、地権者の方々のご了解をいただいて対応できればなどと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ありがとうございます。

そのようないろいろな形をとっているということでもありますから、お願いしたいと思います。

やはり事業で継続する上で、資金を提供するのではなく、事故が起こってしまっただけは事業を継続することは困難となってしまいます。そのためにも、できる限りの伐採が必要であると思います。

あつかし山ビッグツリーに携わっている方々も、高齢化しており、設置もだんだん難しくなっていると。今後も継続し盛り上げていくには、町民も巻き込んだ組織づくりが必要と考えますが、その点についてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えをいたします。

事業といたしまして、現時点では、建設業協会並びに管工事組合の皆様、まちづくり推進協議会のほうから、実行委員会を通じてお願いをしている形でございます。ただ、この協会並びに管工事組合の中で、お手伝いいただいている方々にも若手の方々は多数いらっしゃいまして、かなり盛り上げていただいているというのも事実でございます。

さらに、議員お質しの、町民を巻き込んだ組織づくりにつきましては、今申し上げました建設業協会並びに管工事組合の皆様ともご相談させていただきながら、初期の有志で作られたトライアングルクラブのような、シビックプライドですか、誇りと愛着を持ったような方々を中心に、そういった民間団体を中心としたイベントづくりができればと考えております。現時点で、国見町まちづくり推進協議会のほうでも実施をしている事業ということもありますし、あるいは先ほど、町長の答弁の中にもありましたけれども、復興・きずなイルミネーション事業も行っております。それから続く、連綿としたイベントになっておることも事実でございますし、国見の里と町を彩るすばらしいイベントとなっておることを踏まえれば、イルミネーションの事業と合体をしたといいますか、現段階でのビッグツリーの実行委員会自体は、議員も委員になっていらっしゃいますけれども5名しかいないという状況になっていますから、そこをできれば復興・きずなイルミネーションと合同で、合わせた形での組織再編も含めて、そしてさらにイベントも、ちょっと違った形にできるような方向性を持って、その委員会の中で議論していければいいのかなと思っております。議員におかれましては商工会長としてのお立場もでございますし、ぜひ、これまで以上のご協力いただきながら、伝統あるビッグツリー、ご存じのとおり義経まつりは24回ですけれども、ビッグツリー26回です。2回多い、この伝統のあるイベントだと私も思っていますので、ご協力いただければありがたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 事業を継続、発展させるためには、町民が盛り上げなければいけないと思います。今後も、町民を巻き込み、官民一体となって国見町の良さを今後も発信できるよう願い、質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11番（浅野富男君） 平成31年第1回定例会におきまして一般質問を行います。

まず、1つ目でありますけれども、第5次国見町振興計画と子育て支援についてで

あります。

平成28年度から32年度までの5年間を期間とする、第5次国見町振興計画が策定されております。これをもとに、行政が進められていることと思いますが、その後期計画の基本目標の1つの中に、国見町に育つ子どもは町の宝であり、安心して子どもを産み育てる環境を築くことは緊急の課題となっていると明記してあるとのことであります。これは、平成28年第5回定例会で児童生徒の給食費の補助について質問したときの教育長の答弁でありました。前回は、一定の時期が来ましたら、また、質問させていただきますということで終わっておりますが、現在では、どのような施策を展開するにも人口減少という背景がついてくる状況にあります。人口減少の課題については、国の政策が一番の問題と考えてはいますが、小さな自治体でもできる環境づくりもあるものと思います。ことしは5年計画の後半になるところであります。子育て支援という点から、第5次国見町振興計画に沿って進められていることは、現時点ではどのようなものがございませうでしょうか。

まず、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（中田利枝君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

第5次国見町振興計画に沿って進められた子育て支援事業について申し上げます。

はじめに、ママの交流の場づくりと屋内遊び場事業については、親子で思い切り遊べる屋内遊び場「くにみもたん広場」と、道の駅国見あつかしの郷構内に設置しました、木のぬくもりを感じる、こども木育広場「つながる～む」の2カ所で、親子で安心して利用できる遊び場と交流の場になっており、町内外から多くの親子にご利用いただいているところであります。

また、こども木育広場「つながる～む」においては、地域子育て支援センターの機能を備えており、現在、藤田保育所と2カ所で事業を実施しているところであります。

子育てイベントでは、毎年実施しておりますキッズフェスティバルをはじめ、ももたん広場やつながる～むを会場に親子で一緒に楽しめるイベントを開催しているところであります。

次に、木育推進事業については、赤ちゃんから始まる生涯木育を推進するためのウッドスタート宣言など、木育に関するさまざまな事業を展開しているところであります。先に述べました、木育広場つながる～むにおいては、木の遊具、おもちゃを取りそろえ、子どもと一緒に大人も癒される空間になっているところであります。また、主な事業としては、赤ちゃんへの町産材を活用した木製の玩具のプレゼントや木育セミナー、木育親子木工セミナーを毎年開催し、木育を通しての子育てを推進しているところであります。

次に、保育所では、待機児童を出さないよう保育士の確保、幼稚園においては、副担任、支援員を配置したきめ細かやかな指導、英語講師を派遣した英語活動を実施しているところであります。

さらに、児童健全育成事業の幼稚園預かり保育と放課後子どもクラブでは、利用園児・児童の増加に伴い、保育員・指導員の確保と研修、保育室の整備確保など、それぞれに環境整備を行い、安心・安全に過ごすことができるよう努めているところであります。

このほか、さまざまな子育て事業については、平成28年3月に作成しました、子育て支援ガイドブックのびのびを発行し、未就学児から中学生のいる家庭に配付し、町の子育て支援事業を周知しているほか、これまで以上に詳しい内容を盛り込み、活用いただけるよう、その改訂版を4月に配付する予定になっているところであります。

また、来年度は、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援ができる、子育て世代包括支援センターの開設と、2020年度に向けて、第2期子ども子育て支援事業計画の策定も行うこととしているところであります。

今後も、生まれる前からの切れ目のない子育て支援を、町全体で応援し、安心して産み育てられる「ママにやさしいまちづくり」を目指し取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 後期計画に沿って順調に計画は進められているものかと勘案いたします。その辺は、大変評価したいと思っております。しかし、ここに来て、安心して子どもを産み育てる環境を築いていくことと、もう一つは、子育ての中で最も不安になるといいますか、教育にお金がかかることは、いろんなアンケートなどに出てくる状況にあります。この教育にお金がかかる状況については、どのような判断をなされているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、安心して子どもを産み育てやすい環境を築くということは大きな課題であり、子育てを応援することが大変重要だと考えているのは、そのとおりでございます。

子育てで、最も不安なのが教育にお金がかかる点だということではありますが、それについてのお話しではありますが、まず、子育てにおいてある程度のお金がかかることについては当然なこととは思いますが、しかしながら、例えば義務教育とか幼児教育の中でお金がかかり過ぎることであれば、それはまた別の問題であると認識しているところであります。

町としましては、いろいろありますが、例えばということで、経済的な支援ということでは、経済的な弱者と言われている、要保護家庭、準要保護家庭への支援、また、進学に関して奨学金の貸与などを行っているところでありますし、もう一本の柱としては、先ほど幼児教育課長もお話ししましたがけれども、ゼロ歳からの保育所入所、幼稚園の預かり保育、延長保育の実施、小学校においては6年生まで対象を広げた子どもクラブの実施など、本当に親御さんにとって、子どもが育てやすい環境を整備して

いくというふうに努めているところであります。そのような事業を通じながら継続的に切れ目のない支援をしていくことで進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 子育てでお金がかかると、確かにそれはあるんです。それで、お金がかかる状況というのは一つの家庭ではなくて、一つの社会の中でそれがどういうふうな位置づけで見たらいいのかということが重要なことではないかと思います。確かに、世帯を見ればそれなりのお金がかかるということは、十分あり得ることかと思うんですが、そういった状況を社会的にどんなふうに支援していったらいいか。国見町も日本中で一番子育てしやすい町、そう言えるような形というのは、どんな形で追及していったらいいのかということについて質問したわけでありまして。当然かかるという判断だけでは、もう少し詳しいお話を聞けたらなと思いますのでお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

お金がかかるのは当然だ、というのは、そのとおりなんですけれども、今、議員ご指摘の点についてであります。当然、お金はかからないほうがいいわけでありまして、そのための支援はどうあるべきかということなんですけれども、これも繰り返になってしまうのですが、町としましては、教育委員会の中でという話になりますけれども、育てやすいように特にゼロ歳からずっと見ていくという、そういう支援をきちんと構築をして、本当に国見町は子育てしやすい町なんだという体制を作っていくことがいいことなのではないのかなと、まず、そういった基盤をはっきり作っていくという方向で進めていきたいなと思っています。

それで、お金がかかるということなんですけれども、お金がかかるということの認識は、それぞれの家庭でも違うものがあると思うんです。それで、経済的な弱者と言われる方については、町としても支援については十分に行っていきたい、そういう方向で進めてまいりましたということで答弁をさせていただきました。十分ではないかもしれませんが、今、教育委員会それから例えば保健福祉課で進めている子育て支援についてもそのような方向で進めているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 経済的に困難な方、そのあたりを支援するのは当然だというふうに思いますし、ただいまの答弁の中で、ゼロ歳から支援をしていくことができる体制を築いていくんだということは、この辺は、当然進めていただくことかと思えます。

それで、少しでも保護者の負担を減らすということの意味において、提案をしたいと思えます。

まず、給食費ということなんですけれども、戦後広く行われるようになりました学校給食の目的は、子どもの栄養状態の改善にありました。しかし、今では食事のあり

方、それから栄養の知識、旬の食材、それから地域の食文化などを伝えることになる教育の一環、いわゆる食育ということの考え方に立っているものと思っております。

したがいまして、前回の質問では給食費の負担軽減については、材料費のみの負担をお願いしているのが適正と考えているとのことでありましたけれども、この憲法第26条には、義務教育はこれを無償とするとなっております。これについては、どのような考え方で臨んでいらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

給食費につきましては、ただいま議員ご指摘のとおり、食育という観点で行っているというのが現実ですし、非常に寄与しているのではないのかなと思っております。国見の給食センター、小中学校につきましても、地産地消とか郷土の献立とかそういうことを踏まえながら進めており、非常に価値のあるものだと思います。

食育、給食については義務教育の中で行う事業であるので、それは義務教育の無償という観点で補助があればいいのではないのかなというご指摘かと思いますが、まず、基本的な線としまして、憲法第26条で義務教育は無償とすると第2項でうたっておりますけれども、これは義務教育にかかる全てのものを無償にするという趣旨ではないと解しております。基本的には授業料等とかは無償でありますし、あとなるべく負担軽減ということで、教科書等についても無償措置がされたところではありますけれども、教材費や給食費等まで、そこまで無償にしなければならないと捉えなくてはならないということではないと思えます。

一方、給食に関してですけれども、学校給食法で給食の狙いについて述べられております。前回は答弁させていただいたんですが、給食、食材については、本当にいろいろな方々が関わっているんな苦労があって給食というか、口にできるというものでありますので、子どもたちにしても保護者にしても、そういうところはきちんと学ぶべきところなのかなと、ただでは食べられないということも教育の中でしっかり教えるべきことのひとつではないのかなと思っております。

全体的な負担軽減というのは図っていかなくてはならないなとは思っておりますけれども、現在国見町では、先ほども話しましたけれども、教育全体の整備、あと2020年から新しい学習指導要領に入ります。これからの子どもたちにとって必要な資質、能力を身につけるための教育が始まるわけですけれども、そのための環境整備ということで、例えばICTの充実とか英語教育、国際理解の充実とか地域ぐるみでも教育を成り立たせる、そういうところにも力を注がなくてはならないところがあります。そういうこともありまして、限られた財源の中でありますので、給食については、材料費のみということで、全体の給食のおよそ半分程度ということにはなるんですけれども、ご負担をいただいているというところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 前回の答弁で、負担をお願いしているのは適正であるということ

なのですけれども、この根拠については、学校給食法のもとでこれは適正だということの判断かと思いますが、確かめたいんで、答弁願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 適正か適正でないかということの判断につきましては、学校給食法に準拠しているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 学校給食法では、給食費はいただいてもよいという表現かと私記憶しているんですけれども、どうしてもいただかなければならないということにはなっていないはずであります。ですので、この辺、もし無料にできないという根本原因が、限られた財源の中でということであれば、その辺の処置といいますか、今後の課題といいますか、検討する余地があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 学校給食法の第11条ですけれども、1項の中で学校給食の実施に必要な施設設備に要する経費等については設置者の負担とすると、第2項においてそれ以外の経費については保護者の負担とするというのが第11条の記載であります。ただ、ねばならないということではありませんので、先ほども答弁させていただきましたけれども、全体的な保護者の負担軽減に向かっては、国のほうも進んでいるのではないのかなと思います。国見町におきましても、全体的な保護者の負担の軽減に向けては、いろいろと検討を進めているところでもありますので、そういう意味では今後とも検討を進めることという考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ぜひ、今後の検討課題にさせていただきたいということを申し上げて、この項についての質問は終わりたいと思います。

2番目の質問になります。国民健康保険税と制度についてということであります。

国民健康保険税の滞納は、本町も含めてどこの自治体でも少なからず発生しているものと承知しております。最大の要因は、国庫負担率が45%から徐々に引き下げられまして、現在では23%になっていることにあるのと、保険税が収入と比べて負担率が大きいことが生み出す現象と考えております。

公的医療保険には、主として6つほどあります。協会けんぽ、組合健保、そして共済組合、後期高齢者医療制度、組合健康保険、そして国民健康保険であります。国民健康保険は、先に述べた医療保険に入れない該当しない人たちで構成されております。そして、国民健康保険には、ほかの医療保険と全く違う制度があります。協会けんぽ等は所得によって税額が決まりますけれども、国民健康保険税は、所得割及び世帯割と均等割があります。出生届を提出した時点で均等割が加算される仕組みとなっております。まず、このような制度の中で、はじめに、15歳までの子どもに課している

均等割は本町では幾らになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

平成30年度の国見町の国民健康保険税均等割額は、医療分として一人当たり2万4000円、後期高齢者支援金分が9,200円、介護分が9,200円となっております。15歳までの子どもに課している均等割とのご質問ではありますが、15歳までの子どもに課税をしているわけではなくて、個々に加入している世帯主への課税、そのときの積算の基準ということで均等割が設けられてございます。15歳までの方の均等割ということになりますと、介護分は積算から外れることとなりますので、一人当たり3万3200円になります。ここから世帯の人数とか所得等によって、軽減であったり、限度額という形で、制度上の積算方式によって、課税額が決定されるというところになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、15歳の子どもに係る分だけの全体的な額なんですけれども、そういった数字は出ないということですか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

全体の金額の分ということですが、それぞれの世帯で軽減が入ったりとか、さまざまなことがありますので、確実にこの金額というところは、積算はできないというところがあるんですが、全ての子どもに係る部分が3万3200円で、さらに人数を掛けて概算ということで計算をいたしますと、人数が5歳きざみでつかんでいるということがありますので、15歳までになりますと大体130人くらいと考えてございます。先ほどの金額を掛けると全体で420万円くらいということになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 420万円、ありがとうございました。

それで、この金額が、ほかの国保世帯との比較では、子育て世代だけに課せられる税になるのではないかと思います。子育てにお金がかかるということは、先ほども言いましたけれども、このような世帯あるいは子育て世代に対しては、応援する必要があるのではないかと考えております。国保ではない、協会けんぽ等に入れば世帯割、それから均等割はなくなりますけれども、雇い主の都合で国保に入るほかないという状況もあります。子育て時には、このあたりの税の負担率が大きくなる要因とも考えられるわけですが、このあたりはどのように考えておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

事業所が健康保険、いわゆる協会けんぽの適用を受ける場合ですが、常時5人以上

の雇用があれば強制的に加入が義務づけられるというような強制適用事業所と、それ以外の事業所の場合につきましては、任意適用ということで希望によるという形になってございます。

ご質問の子育て時に負担が大きくなるとの件でございますが、全国知事会、全国市長会、全国町村会において、ご指摘のありました医療保険制度間の公平と今後の医療費の増高に耐えるる財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入あるいは国の税率負担の引き上げ等の財政支援を国に対して要望しているというところがございます。このことから、要因の一つであると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 全国知事会も確かにこのあたりが負担が大きいということで、国のほうに要請はしていくとは存じております。

それで、この世帯割、いわゆる均等割ですかね、いわゆる人頭税というふうな形の捉え方もできない話ではないのかなと思います。冒頭でも申しましたけれども、出生届を提出した時点で、この均等割が加算されるという状況があります。こうしたことは、言ってみれば、不平等扱いにならないことではないと考えられますけれども、そのあたりについての考え方をお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほど、答弁をしましてとおり、医療保険制度間の公平と、今後の医療費の増高に耐えるる財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入、さらには国の低率負担の引き上げ等々の財政支援が必要だと考えてございます。この部分については、全国知事会、全国市長会、全国町村会の立場と全く同じでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 全国知事会の支援がぜひ通るように、町のほうからも声を上げる必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番目の質問に入ります。

国保には、ほかの医療保険にはある傷病手当や出産手当の給付は、保険者の任意となっております。同じ医療保険なのに不公平が生じている。不公平は解消しなければならないものと考えておりますけれども、どのように考えておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

町の基本的な立場は先ほど答弁のとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、次の質問に行きます。

子育て支援の一環として、均等割を免除することに踏み切った自治体もあります。

こうなりますと、法的にはできないことではないのかなと考えられることなわけですが、可能ならば、子育てしやすい町として発信するように、このようなことについても検討する必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

昨年の6月定例会におきましても同様のご質問をいただき、給付と負担のバランスの観点から、県内では子ども医療費については無料ということで制度設計がなされており、給付と負担の公平性を考えたときに、負担が無料となって、給付は全額ということが全体の公平性を欠くことにならないか危惧をされるということでお答えをいたしております。

加えて、現状におきましては、国などの財政措置がないために、独自に実施をするということになれば、将来国保税にそのまま転嫁せざるを得ない状況になることが懸念されるということ、また、独自に実施することを考えた場合でも、対象世帯を抽出をして、減額計算のシステムの開発経費など、多額のコスト、経費が発生するという、さらに、昨年4月からの制度改革に伴って、国保税への転嫁を避けて一般会計から繰り入れをするということになりますと、決算補填を目的とした法廷外繰入に該当するということが考えられますので、これらの課題を整理することが必要となるかと思っております。

また、将来の県内の保険料水準を統一をするという場合においても、支障になることが想定をされるということから、現状では、困難ではないかなと判断をしております。

ちなみに、先ほど、子どもに係る部分での均等割の額を、全体で大体420万円ということをお話をさせてもらいましたが、基本的には、保険税で賄うということになりますので、この部分を世帯に置き換えるという形で平等に負担をしてもらいますと、世帯割が3,000円ほど増加するということになりますので、そこはきちんとバランスを見ながら考えていかないとないだろうと考えております。

ただ、国でも、子どもの均等割の軽減措置につきましては、子育て支援とは逆行するとの、先ほどの全国知事会からの指摘も含めまして、検討していると認識をすることもございますので、その国の動向等についても注視をしていきたいなど、そのように考えているところでございます。町単独としての部分については、何卒、ご理解をお願いしたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 金額的には先ほど出ましたけれども、420万円、概算で420万円、これについて一般会計繰入ということも可能ではないのではないかと考えておりますけれども、法定外繰り入れということで規制があると。以前は、それぞれの自治体によりまして、この一般会計からの繰り入れを行って、保険税なりを賄っていた自治体もございまして。

そういう中で、今、保険税は、県のほうに移行し、この法定外繰入、一般会計からの繰り入れに対する県の態度といたしますか、県の方針といたしますか、どのようになっていますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

法定外繰入につきましての県の立場ということのお質してございますが、これは福島県だけではなく、今回の国保制度の改革によりまして、まずは多数の保険者が赤字で、そのことを一般会計等からの法定外の繰入で賄っているという状況が問題だということで、制度の変更がなされたと認識をしております。このため、法定外の繰入については、それをなくすよという目的で、今進んでいる一環であると認識をしております。県の保険事業計画におきましても、そのような記述がございますので、同じ立場と認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 県のほうがそういう態度といたしますか、方針であるということは、国のほうがそういった形で動いてもらうことが一番肝心なことなのかなと思っておりますけれども、その辺がなかなか動いていかない中で、町といたしましても大変なことではあるかと思っておりますけれども、15歳以下の均等割、これについては今後、検討課題としていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

まず、3番目でありますけれども、大型商業施設出店計画についてということであります。

伊達市堂ノ内地内に、東北一といわれる大型商業施設イオンモールの出店計画があると聞いております。大型商業施設は、地域に大きな影響が及ぶと考えられます。商店街の影響にとどまらず、まちづくりにも影響することは必至のことではないかと思っております。このような施設は、人口減少社会にあっては利益が出なくなれば簡単に撤退するという事例が、全国で幾らでもあることはご承知のことと思っております。そして、出店前の形にして、いわゆる更地にして撤退するという考え方には無理があると思っております。人が住み続けられるまちづくりには、逆行し地域が壊される危険があるのではないかと思います。

以前にもこのような計画がありましたけれども、福島県商業まちづくり推進条例との関連で出店を見合わせていた経過があります。今、再びこの計画を推進しようとする動きがあります。本町には、開設したばかりの道の駅もありまして、危惧されるころでもあります。このような大型商業施設を作る場合、近隣市町村の同意が必要と聞いておりますが、本町にはそのような話があったのか、まず伺いたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げたいと思っております。

伊達市に計画されております大型商業施設の出店等については、私は数年前から報

道等、具体的にどうこうではなくて、報道等の中で承知はいたしておるところでございます。

これ、一般的な話で申し上げます。例えば、大型店の整備にあたりまして、福島県商業まちづくり推進条例、それから県北地方の都市計画区域マスタープランの変更が余儀なくされるといふものでございまして、県のほうに大型店の申請がなされますと関係市町ということで、国見町も入ってくると思っておりますので、意見の具申が求められると理解をいたしております。

ただ、現在のところ、全くございません。白紙の状態でございます。また、一般的にはございますけれども、圏域の各市町からいろいろ聞いたと、結論づけるのは当然、県でございますので、県のほうで、どうだこうだという話になっていくものと、このように認識をいたしております。これは、仮の話になりますけれども、もし、申請といえますか要請があった場合は、これは当然に、先ほど議員おっしゃいましたように、国見のまちづくり等々にもいろいろ影響を与えるという部分も出てくるんだろかなど考えますので、これは、単純に町のみだけではなくて、商工会はじめ関係団体、当然議会の皆様方、そういったところ十分調整をしながら、どういうスタンスでいくんだということ、これをしっかり私は調整しなければいけないのではないかなと思っております。

それを踏まえて、当然、町として整理をした上で、これを県のほうに意見具申をしていくという形になっていくのかなと思っております。先ほども申しました、全く白紙で何の音沙汰もございませんので、そういったことでとりあえずご答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 全く白紙というふうなことであれば、ここで議論するというのも難しいかなと思っておりますので、これに関する質問、そして一般質問、これで終わりたいと思っております。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

7日木曜日は、午前10時より議案調査会を行いますので、委員会室にご参集ください。

8日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時04分）

第 3 日

平成31年第1回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月8日（金曜日）午前10時開議

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第 1 | 報告第 1号 | その他の債権の放棄について |
| 第 2 | 報告第 2号 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について |
| 第 3 | 議案第 1号 | 国見町職員互助会設置条例 |
| 第 4 | 議案第 2号 | 国見町営駐車場条例 |
| 第 5 | 議案第 3号 | 国見町公告式条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 4号 | 国見町課設置条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 5号 | 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 6号 | 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 7号 | 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第 8号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第 9号 | 国見町渇水対策施設財産管理条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第10号 | 国見町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例 |
| 第13 | 議案第11号 | 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第14 | 議案第12号 | 国見町営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 議案第13号 | 国見町営住宅管理条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 議案第14号 | 国見町国民健康保険高額医療費資金貸付事業並びに出産費資金貸付事業の基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例 |
| 第17 | 議案第15号 | 国見町地域雇用創出基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 |
| 第18 | 議案第16号 | 国見町東日本大震災復興支援交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 |
| 第19 | 議案第17号 | 指定管理者の指定について |
| 第20 | 議案第18号 | 平成30年度国見町一般会計補正予算（第5号） |
| 第21 | 議案第19号 | 平成30年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第2号） |
| 第22 | 議案第20号 | 平成30年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第23 | 議案第21号 | 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第24 | 議案第22号 | 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第25 | 議案第23号 | 平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第26 | 議案第24号 | 平成30年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第27 | 議案第25号 | 平成30年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第2号） |

第 2 8 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度国見町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

・出席議員（9名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	4番 （欠番）
5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君
9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君
12番 （欠員）	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

3番 井砂善榮君	6番 村上正勝君
----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第1号 その他の債権の放棄について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第1号「その他の債権の放棄について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 報告第1号、その他の債権の放棄についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終わります。

◇ ◇ ◇

◇報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第2号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

教育次長。

教育次長（引地由則君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、報告のみにとどめます。

◇ ◇ ◇

◇議案第1号 国見町職員互助会設置条例

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第1号「国見町職員互助会設置条例」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第1号、国見町職員互助会設置条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第2号 国見町営駐車場条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第2号「国見町営駐車場条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 議案第2号、国見町営駐車場条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課長にお尋ねします。

今回の報告第1号でも、この債権放棄の問題で住宅の使用料が載っていますが、恐らくこの人は車を所有しているのに、駐車料金を払わないんだと思います。今回の議案第2号を見ますと、この4条関係でやはりこの住宅使用、いわゆる（2）番で、市町村税の滞納がない者だけけれども、あわせて使用料も入れたほうがいいのかなと思ひまして、この条文を読んでおりました。いわゆる使用料を滞納し、車を置く人はだめだよという条項を入れた方がよいと思いますが、その辺に対してはいかがなものでしょうか。課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。といいますか、1件確認したいんですが、住宅使用料を払わない者についても、この使用者資格について当てはまらないことの条文をつけ加えたほうが良いのではないかとお質してよろしいでしょうか。

それでは、お答えいたします。

現在、住宅の使用につきましては、使用料を払わないことによって退去という手続について申し述べているところでございます。この駐車場につきましては、住宅の入居関係と同等の扱いになりますので、住宅を退去させられる事情があれば、同じく駐車場の使用についても剝奪されることで、ここには特に明記をしていなかったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） もう一度お尋ねします。

次の第4条の（3）には、使用料及び住宅の使用料、駐車場の使用料を支払うことができる者と明記されています。入居した当時、あるいは入居申し込みした当時は、当然支払うものという認識で入ると思いますが、途中で支払われなくなり、毎年決算時に滞納している人が出てくると思っています。今年もまた出てくると思っています。だから、地方県民税だけ、税金だけではなくどちらかに、使用料も含めて払わないと、車を置く権利がないことを条項に明記することが必要かと思えます。入れるとすれば、4条の（2）番、「市町村税などの」と書いてあるが、「市町村税及び住宅使用料の滞納がない者であること」という形で条文に入れたほうがいいのではと思えますので、ご検討を願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 失礼いたしました。一般の利用者についての特にご指摘だと思えますので、以後検討させていただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第3号 国見町公告式条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第3号「国見町公告式条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第3号、国見町公告式条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第4号 国見町課設置条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第4号「国見町課設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第4号、国見町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、総務課長が言いました税務課の中に、今度、住民課を入れるということですが、職員の人数も少ない中での異動になり住民生活課は防災係の仕事が多くなってきていると説明をいたしました。そうすると防災という部分がクローズアップされますので、町民に対して環境防災課にかわることによって、住民サービスが低下することが考えられるが、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 7番渡辺議員の質問にお答えいたします。

ただいま、窓口のサービス低下という話がありましたが、今回はそれとはまた別、逆の方向で考えておまして、実際、戸籍係で証明するものと税務課のほうで証明する部分、証明書関係の手数料関係については一括して、戸籍係の窓口で取り扱っている部分があります。また、証明の関係等もありますし、今、言った防災の関係についても、今の住民生活課の中に窓口業務と防災関係の係があるということは、防災係のほうは24時間体制で勤務しなければならないということで、それと窓口としても通

常どおり窓口業務はしなくてはならないという部分がありまして、それを1つの課で担っているというのは適切ではないという判断をいたしまして、今回、防災については環境防災課として、今までの業務は引き継ぐ流れであります。今回は、課の内容を充実させたということで、課の設置条例の中で今回提案を申し上げたところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

現在の税務課は課税係と収納係と、2つの係でございます。それから、住民生活課は戸籍係、住民防災係、それから原発災害対策室の2係1室がございます。今度新しい課になると、この配分はどうなりますか。

もう一つは、この案に反対ではございません。町民に4月1日から変更することをお知らせする必要があると思います。また、町民が役場に来たときに迷わない、課の表示をどのように考えていますか。

以上2件についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 八島議員の質問にお答えいたします。

まず、係の編成、係と課の統合によつての係になりますが、税務課は現在の課税収納とあわせて戸籍係ということで、3係ということで税務住民課とするものであります。あと、今現在の住民生活課では戸籍係を除いた2つの係で、これを環境防災課とするものであります。

もう一つの周知の時間ということでありますが、これにつきましては本議会で議決をいただいた段階で周知に入ります。広報くにも、ホームページ、町で情報発信している部分については、これで進めていきたいと考えております。あと、現在の窓口関係のサインがありますが、そのサインも4月1日に向けて、変えていきたいと考えています。窓口に来たときにサインを見てわかるように考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） もう一つお願いします。

総務課長、今議会で決まりましたら、事務局長と相談してほしいことがあります。議会では各常任委員会の主管課が決まっております。今回、住民生活課が2つになりますと、今までの議会の各常任委員会の主管課が変わってきます。事務局長と相談の上、対応を考えますので、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第5号 国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第5号「国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(羽根田孝司君) 議案第5号、国見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第6号 国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第6号「国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長(羽根田孝司君) 議案第6号、国見町議会議員の議員報酬・期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第7号 国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第7号「国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第7号、国見町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第8号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第9号 国見町渇水対策施設財産管理条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第9号「国見町渇水対策施設財産管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 議案第9号、国見町渇水対策施設財産管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番(八島博正君) 1つだけお尋ねします。

この改正後も日本国有鉄道郡山工事局というところはあるのでしょうか。これは昔の名前で、新しく変わっているのではないのでしょうか。新しい名前に変えたほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(澁谷康弘君) 八島議員のご質問にお答えいたします。

現在はJR、この日本国有鉄道という名称ではございません。これは当時、財産を引き継いだときの団体名でございます。これにつきましては、当時のその引き継いだときの条例でございますので、そのままであるのが適当ではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) そのほか質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第10号 国見町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第12、議案第10号「国見町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第10号、国見町デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第11号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第13、議案第11号「国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第11号、国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第12号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第12号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長(羽根洋一君) 議案第12号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第13号 国見町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第15、議案第13号「国見町営住宅管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長(羽根洋一君) 議案第13号、国見町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第14号 国見町国民健康保険高額医療費資金貸付事業並びに出産費資金貸付事業の基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例

議長(東海林一樹君) 日程第16、議案第14号「国見町国民健康保険高額医療費資金貸付事業並びに出産費資金貸付事業の基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第14号、国見町国民健康保険高額医療費資金貸付事業並びに出産費資金貸付事業の基金の設置、管理及び運営に関する条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第15号 国見町地域雇用創出基金の設置、管理及び処分に関する条例

を廃止する条例

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第15号「国見町地域雇用創出基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第15号、国見町地域雇用創出基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第16号 国見町東日本大震災復興支援交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第16号「国見町東日本大震災復興支援交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第16号、国見町東日本大震災復興支援交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第17号 指定管理者の指定について

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第17号「指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第17号、指定管理者の指定について。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前10時58分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第18号 平成30年度国見町一般会計補正予算（第5号）

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第18号「平成30年度国見町一般会計補正予算（第5号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第18号、平成30年度国見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 総務課長でよろしいでしょうか。20款の町債についてお尋ねをしたいと思います。

詳細に書いてあります22ページに都市計画債ということで、都市再生整備事業債、116号の整備ということで250万円、上がっていますけれども、この事業、目的とは一体どんなことなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 浅野議員のお質しにお答えいたします。

町債の都市再生整備事業債の250万円ということでありますが、これは町道116号の整備に係る債権ということになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 整備ということで、どんな形にこの整備をする必要があるのか。

それと、これは住民からの要望があって始める事業なのか。その辺の全体について説明がなかったと私は思っていますが、もう少し細かいところまで説明をお願いできればと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

都市再生整備事業ということで、ことしの7月の段階で国から認定をいただいた事業でございます。まず、本事業につきましては、歴史まちづくり事業の第2期工事という形で言うとうわかりやすいのかもしれませんが、第1期については道の駅を中心とする事業、この第2期につきましては、下二重堀のハス池、それから二重堀を中心とした歴史公園の整備及び中心市街地と町の活性化施設である道の駅を連結させる116号線という、ちょうど道の駅から旧保育所の脇を通過して、県道を通って、駅に直結する道路ということですが、この2つを大きなメイン事業とし、そのほかソフト事業として、地区の活性化のための資産として、ハス池の育成会ボランティア、さらには中心市街地の活性化策を設ける事業でございます。

ことしの7月に裁定になりまして、事業を進めていますが、そのうちの今回は116号線の本年度分の事業費の関係と、それから歴史公園に係る事業費の関係について、歴史公園については本年度、事業の実施計画を立てるということで、1700万円ほどの事業を実施することです。なお、116号線につきましては今年度から設計を行い、それに伴い、現在、用地の関係に係る支障物件等の補償の関係、そのような事業を盛り込んで、今年度の起債の関係について計上させていただいた内容になります。

なお、説明が不十分だったことについては、以後説明の機会を設けたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 市街化の活性化ということについてはわかりませんが、果たしてこれを実施して、この市街化の活性化に結びつくのか疑問になるところであります。地元の方々の声としては、あそこに今、道路を作ってどうなのかと賜っております。したがって、この事業で本当にこの市街化の活性化に結びつくのか、そして、地元の方に一定の説明はされたのかと思いますけれども、そのあたりでの合意はどのような形の返事がもらえたのか伺いたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 浅野議員のお質しは116号線の話ということでよろしいでしょうか。116号線につきましては、これから都市計画を考える上で本当に長期にわたると思いますが、中心を流れる道路を新たに再整備することで、現在、道の駅から県道を迂回して駅に通じるということで再整備を考えているところでございます。

現在、地元説明ということではなく地権者との関係で調整、それから今、調査のほうを進めておりますので、近隣の方との境界立ち合い等を行っておりますけれども、地元説明会については行っていない実情ではございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 一番私が聞きたいのは、その地権者なり地元の方々が現在も道路あるわけですが、それを利用して行き来をしている状況の中で、新たなこの道路を切ることにおいて、本当にこの地元の方々は望んでいるのでしょうか。そのあたりについてお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 現道路が約有効幅員4メートル、5メートルの路肩までありますけれども、狭小だということはありません、それに伴いまして、中心市街地の活性化ということできちんとした歩道も含めた大きな道路を設置したいということで計画を立てたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 税務課長にお尋ねいたします。

町税ということで、自主財源としては町税というものは大変大切なものだと思いますが町税、町民税が600万円の減、200万円のたばこ税が減となっている中で、固定資産だけが5700万円というように増加しております。その点について、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えいたします。

町税の部分で町民税600万円減、町たばこ税が200万円減という補正に対して、固定資産税は5700万円の増という内容はどういうご質問でございます。

こちらにつきましては、固定資産税、土地と家屋と償却資産とありますけれども、

固定資産税の土地と家屋の評価額につきましては、基準年度で見直しをします。評価替えというのですが、それが3年に一度あります。それが平成30年度が基準年度となっております。今回30年度の当初予算を編成する際に、積算する中でその評価替えも踏まえた中で積算ということがありますが、予算編成の時期がいわゆる12月中ということもあります。まだ新年度に向けた異動関係のシステムが確定されないという中で予算を積算したわけです。それでも当初予算は家屋については2400万円、前年より増という形で予算を見たわけでございます。実績として実際、家屋の部分についても、この3400万円、さらに実績があったということで今回3月の補正において、補正増とさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課長にお尋ねいたします。7ページの繰越明許費についてお尋ねします。

今回、繰越明許費の中で土木費関係の4件がございます。今年の内ゆる町からの発注する町内建設業者の件数が少ないという形が、町内の業者から聞こえております。これを繰越明許費にしなければならなかった理由について、まず建設課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 八島議員お質しの件でございます。7ページのほうの繰越明許費の中で、上段から3つ目、土木費の関係で4項目、建設課の所管の業務を計上させていただいているところでございます。

まず、最初の1項目めになりますけれども、社会資本整備総合交付金、こちら道路局の事業になります。この事業につきましては、当初予算で計上させていただきましたけれども、6月の内示によりまして再整理をさせていただいた事業、総額で6100万円からの事業になります。今年度につきましては、まず1点目として、111号線とありますけれども、これについては4号拡幅に際して、上野台の運動公園、さらにはJA共選場との間から石母田に抜ける町道について新たに設計を進めているところでございます。これにつきましては、既に発注済みとなっておりますが、一部4号線の取りつけが不明なところがありまして、それに伴いまして次年度に一部繰り越しをお願いしたものです。さらに2138号線、これはJA国見総合支店と定住促進の間の道路でございまして、現在工事について進めているところでございます。水路との調整の関係から一部工期について繰り越しをお願いしたところでございます。さらにはこの事業については、その延伸部において建物の支障物件があるということで、現在既に契約は調っておりますけれども、その支障物件の取り壊しの関係で5割分がまだ未払いとなり、撤去の後、支払うということなので、それについては時間をいただいているところでございます。

続きまして、2項目めの町単事業の梅ノ町地区のL型擁壁の関係についてでござい

ます。

これにつきましては、震災復興に伴う震災復興特別交付金をもとに9月補正についてお願いしたものでございます。正直なところ近接地権者との了承の関係に時間がかかりまして、現在調査に入っておりますけれども、まだ工事には移っていないということです。これについても全額の繰り越しをお願いしたものでございます。

3点目の都市計画図につきましては、これは都市計画でございます。県北都市計画により、県の作成になります。これは県のほうの予算の関係で今回対応する形になりますが、原図については平成2年に作ったものを現在使用しております、県のほうでも調整がついたということで2分の1を支払う町のルールに伴いまして、今回の補正で計上するとともに同額明許費で計上させていただきたいところでございます。

続きまして、都市整備費の社会資本整備総合交付金の都市再生事業の関係でございます。

こちらにつきましては、先ほど浅野議員からもご指摘いただいたところでございますが、歴史まちづくり事業に基づきます2期工事というようなことで、ことしの6月に補正で計上させていただきました。総額で1億2155万5000円の事業でございます。これが県の交付決定が7月中旬にありまして、まず二重堀、ハス池を含めた歴史公園についての計画を実施しております、それについては終了してございます。116号の道路については、実際のところ、それ以降、調査設計で法線の関係の準備をしています。その法線に基づきまして、今、支障物件にかかわる補償の関係について調整している段階です。その調整が終わり次第、工事、それから補償契約となり開始する予定でございます。

以上が繰越明許費の内容となります。本年度につきましては、大きな事業の実施というのが具体的には2138号の関係だけということです。ほとんどが調査もしくは補償の関係です。工事については至っていない実情でございます、建設課で所管しているものとしましては、地域の自治会等の皆さんの修繕工事といった町単事業が中心であります。全体的に工事費については少なかったと考えております。この様に調査関係が多かったことでご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 繰越明許にしなければならなかった理由については理解できました。副町長にお尋ねします。

ことしのこの定例会終わりますと、31年度の予算が決まります。4月から31年度の事業が始まります。前年度の事業がこれほどの繰り越しをしておりますと、仕事が片寄ってきます。今のこういった建設の実態は、人がいなくて人件費が上がっています。それから、鉄鋼関係がオリンピックの関連事業の為、建設資材、特に鉄鋼関係がすごく暴騰しております。そうした中でなるべく早く進めないと工事が出来なくなります。

38ページ、ここに8款の土木費が出ておりまして、土木費の総務費あるいは都市

計画総務費は、これ人件費を含めた事務経費ですから、これは当然毎年必要になって、支出されましたけれども、例えば38ページの道路、それから橋梁改良費に6100万円のうち、今回4600万円が4月以降の繰越明許費になっています。30年度で執行したのは3分の1だけです。それから、都市再生整備計画も、9200万円、次年度に繰り越しになっています。ことしの予算もまだ十分に精査しておりませんので、来年度の予算ではどうなっているか検討しますが、30年度の町からの土木関係の発注が非常に少なかったと聞いています。大概是9月の議会で予算が補正されて、9月以降注文になります、たった1件のみだったと聞いております。こういった予算執行上の問題で、もう少しこの町民の意見を受けて執行してほしいと思いますけれども、副町長、いかがでしょうか。質問いたします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 八島議員のご質疑にお答えをいたします。

現在、町内の業者に工事の発注件数が少なくなっているというようなことでございますけれども、議員もご承知のように震災以降、間もなく8年を経過いたします。その間、町では一番多いときですと、130億円予算を組んで、復旧・復興に取り組んできたことがございます。ご存じのように、その際には復興組合、町業者を中心に復興組合を立ち上げて、安全に復旧・復興の事業を進めてもらったというようなことがございます。そこから来まして、今回お願いしております当初予算につきましては、56億9000万円で、そこから見ますと、少なくはなっておりますが、震災前からの部分と比較いたしますと、現在もまだ復旧・復興の工事等もございます。さらには先ほど明許ということではございますけれども、国道の拡幅にあわせて中心市街地をつなぐ事業等々これからも進めていくということもあります。議員お質しのように早期発注、さらには町内業者に受注してもらおうというようなことを心がけて、今後ともそういったハード面の整備にも努めていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

松浦和子君。

1番（松浦和子君） 歳出の教育費の社会教育費、6の保健体育費について、生涯学習課長にお伺いいたします。

46ページの10款教育費、1目社会教育総務費、3節職員手当の105万円の超過勤務手当、47ページ、10款教育費、1目保健体育総務費、3節職員手当の195万円の超過勤務手当について説明をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（引地 真君） 松浦和子議員のお質しにお答えいたします。

まず、社会教育関係のその超過勤務手当の件でございますが、生涯学習課には2つの係がございます。1つは生涯学習係、そしてもう一つは文化スポーツ係と、それぞれのその業務を担当している係がございます。今回この3月定例会でお願いをいたしました補正というのは、当然超過勤務でございますから勤務外の業務にあたった部分

の手当の分でございます。

この生涯学習課は2つの係とも、その業務の特殊性と申しましょうか、生涯学習あるいは社会体育あるいは文化振興、それぞれのその業務の目的を達成しようとするほど、多くの町民にその事業に参加をしていただかなければならないという目的がございます。そうしますと、いかんせん町民の皆様方が自由に時間がとれそうな曜日と申しますと、土曜日であったり日曜日であったり、あるいは祝日であったり、そういったところにその事業を計画し実行するといったこととなります。当然、町部局のその中での勤務日でございますと、月曜日から金曜日までで、土曜日と日曜日は週休日というふうになっております。その規程のほうからちょっとずれてきてしまうところがございます。そのために土曜、日曜あるいは祝日に勤務をした場合には、振りかえ休日をとるといったことになっておりますが、生涯学習課においては、私の力不足もございまして、その振りかえ休日の履行がなかなか進まなかったといったところがございます。また、その週休とはまた別に昼時間の施設の利用申請であったり、問い合わせであったり、催し物に対するいろんな問い合わせなんかも昼時間に集中するといったところもございます。昼当番を設けて、職員がその対応にあたっているといったところもございました。そういった業務に関しての勤務時間外の勤務に対しての手当の分を今回計上させていただいているところでございます。

今後についてでございますけれども、その勤務日あるいは週休日といったもの、その事業の目的、事業の効果の達成度合いを高めるために、その働き方をどうしたらいいのかといった内部での議論を始めたところでございます。生涯学習課6人で回しております。その6人が自分の事業に対して、かなりプライドを持って取り組んでくれているところがございます。そういったやる気と実際の勤務時間とのバランス、いろいろ考えながら、来年度以降、週休日あるいは月金にとらわれない働き方があるのではないかと議論を今、課内で始めたところでございます。そういったことも含めて、今回は30年度の方でございますので、これまでの超過勤務手当については今回お願いをし、次年度以降その働き方を生涯学習課としても考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 今、課長の答弁を伺っております、これは解決できることではないかと思いました。生涯学習課は役割上、公民館活動事業や観月台文化センターの曜日に関係なく、イベント等の開催がありますので、今、課内でいろいろ職員が議論しているという本当に前向きなお話を伺いました。やはり月1回の休館日があります。それを例えばですけれども、公休日にして、それは超過勤務手当だけではなくて、センターの経費の節減にもなりますので、こういった取り組みというのは大変前向きで、私は本当にすばらしいと思って伺いました。私が以前一般質問をさせていただいた職員の働き方改革の中に、改革のそれは何物でもないと思って伺いました。観月台センター施設を利用される皆さんも、これは本当に賛成していただけたと思っております。職員

のやはり健康上の問題もありますし、イベントは土日だけではなく平日も行われることがありますので、何といたっても職員の健康管理上、こういった改革というのはその部署によっては、私は必要だろうと思います。役所だから月曜日から金曜日までみんな全員いなくてはならないということはないと思います。その部署部署でやはり変えていくべきところは変えていく。それはこれから特に必要になってくると思います。ぜひ来年度以降、期待をして待ちたいと思います。

議長（東海林一樹君） 答弁はいいんですね。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

4ページの基金からの繰入金が2億4900万円マイナスになっています。その理由は、その下の繰越金が前年度から1億7500万円の予算だったが、実際は2億8100万円余計に繰り越すことができたので、この基金からの繰入金をマイナスしたことは、素晴らしいことだと思います。基金はなるべく残して、31年度に使うこともできます。その様に理解していいんでしょうか。総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

八島議員おっしゃったとおりで、そのとおりであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

村上 一君。

2番（村上 一君） 歳入の町税、たばこ税ですが、これはやはり6000万円というように毎年減っています。前には8000万円ありこれもたばこが悪いというようにことで吸わない人も出てきたのかなと感じられますが、庁舎内も今度禁煙になるという話を聞いております。いつから禁煙になるのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 補正予算に関係ありませんが、総務課長、いいですか。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 村上 一議員の質問にお答えいたします。

施設内禁煙、敷地内禁煙が7月からということで進めています。これは国のほうからの通知がありまして、受動喫煙防止法という法律で決定していることであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） 総務課長にお伺いいたします。

ふるさと納税が850万円の減になっております。それで、25ページの2款総務費、8目企画費の13節委託料の中で、ふるさと納税業務委託費が1800万円の減になっておりますが、この1800万円の減というのは、ふるさと納税850万円の減に対して、すごく大きな金額ではないかと思いますが、その辺の説明をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） ご質問にお答えいたします。

ふるさと納税額につきましては、歳入のほうでは31年産のものの返礼品の部分についても受付をしております、歳入のほうはその分が多くなっている部分があります。30年度については、ふるさと納税業務委託については、当初想定していた額の納税がなかったということで減額となるということでご理解願いたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） この減額になったというのは、返礼が5割から3割になったということが影響しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

ただいま松浦議員のおっしゃったとおり、率が変わったということが一番の原因であります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 第18号について討論を行います。

議案第18号は、一般会計補正予算（第5号）であります。年度末での整理によります減額補正が主なものとなっておりますが、歳入の20款町債の中には、都市再生整備事業債250万円が含まれております。この事業については、住民からの要望があったものとは考えられないこと、また、住民の合意があるものとも考えられないことから、この事業については賛成できないこと、しかし、これ以外については評価したいことを申し述べ、賛成討論といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

それでは、これから議案第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時02分）

◇
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇
◇議案第 19 号 平成 30 年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第 2 号）

議長（東海林一樹君） 日程第 21、議案第 19 号「平成 30 年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第 2 号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 議案第 19 号、平成 30 年度国見町大木戸財産区特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

◇
◇議案第 20 号 平成 30 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議長（東海林一樹君） 日程第 22、議案第 20 号「平成 30 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第 20 号、平成 30 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第21号 平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第23、議案第21号「平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第21号、平成30年度国見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第22号 平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議長(東海林一樹君) 日程第24、議案第22号「平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(菊地弘美君) 議案第22号、平成30年度国見町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねをいたします。

15ページになりますけれども、ただいま説明にもありましたが、国保基金積立ということで、国民健康保険財政調整基金に積み立てを6,000円行っております。その額が4598万5000円、これが今、手持ちの金額だと思いますが、保険者が県のほうに移りまして、それで以前はこれは一時的な医療費の補助代といった臨時的な処置に要することで積み立ててきたわけですが、保険者が県になりまして、今時点ではこの積み立ての目的というのはどのような形になっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、この基金の目的につきましては、従前は医療費が増高した場合の財源という形で基金を積み立ててございました。昨年4月に国保の新制度に変わって、現在は福島県が主に財政の運営にあたるという形にはなっております。実際に医療費の支払い等の部分において、町から支出をするということについては今も変わりのないところでございます。ということになりますと、全体としての部分については、この基金の医療費の補填ということについては、ちょっと意味が薄らいできますけれども、一時的な財源として不足した場合にこの基金を活用するということの可能性はまだ残っていると思っております。ただ、将来的には国民健康保険料のレベルの統一ということも言われてございますので、この基金の持つ役割というものが少し変容をしているのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第23号 平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第25、議案第23号「平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第23号、平成30年度国見町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第24号 平成30年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第26、議案第24号「平成30年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 議案第24号、平成30年度国見町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第25号 平成30年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第27、議案第25号「平成30年度国見町渇水対策施設特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第25号、平成30年度国見町湯水対策施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第26号 平成30年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第28、議案第26号「平成30年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第26号、平成30年度国見町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

11日月曜日は午前10時より議案調査会を委員会室で開催いたします。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後1時34分）

第 4 日

平成31年第1回国見町議会定例会議事日程（第4号）

平成31年3月19日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第27号 平成31年度国見町一般会計予算
 - 第 2 議案第28号 平成31年度国見町大木戸財産区特別会計予算
 - 第 3 議案第29号 平成31年度国見町入山財産区特別会計予算
 - 第 4 議案第30号 平成31年度国見町公共下水道事業特別会計予算
 - 第 5 議案第31号 平成31年度国見町後期高齢者医療特別会計予算
 - 第 6 議案第32号 平成31年度国見町国民健康保険特別会計予算
 - 第 7 議案第33号 平成31年度国見町介護保険特別会計予算
 - 第 8 議案第34号 平成31年度国見町土地開発事業特別会計予算
 - 第 9 議案第35号 平成31年度国見町渇水対策施設特別会計予算
 - 第10 議案第36号 平成31年度国見町水道事業会計予算
 - 第11 常任委員長報告
 - 陳情第30号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- （追加日程）
- 第12 議案第37号 工事請負契約について
 - 第13 同意第 1号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
 - 第14 選挙第 1号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙について
 - 第15 発議第 1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 第16 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
 - 第17 議員の派遣について
 - 第18 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（9名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	4番 （欠番）
5番 佐藤定男君	7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君
9番 （欠番）	10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君
12番 （欠員）	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

3番 井砂善榮君	6番 村上正勝君
----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	阿部正一君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	武田正裕君
建 設 課 長	羽根洋一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	引地 真君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	実沢隆之君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇議案第27号 平成31年度国見町一般会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第1、議案第27号「平成31年度国見町一般会計予算」についての件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） それでは、議案第27号、平成31年度国見町一般会計予算についてご説明をいたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。

本議案に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って、最後に全体的な質疑をいたします。

なお、質疑にあたっては、議席番号及び質疑事項のページ、答弁者を告げて、1件ずつ質疑されるようお願いいたします。

それでは、はじめに、歳入について質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 歳入についてお尋ねします。1項目ずつ行きますのでよろしくお願ひします。

歳入で、前年度よりも大幅に増えたと思われる、その要因についてお尋ねします。

まず、町税については、固定資産税が前年よりも4200万円増、その要因について、税務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（吉田義勝君） 13番八島博正議員のご質問にお答えいたします。

平成31年度、固定資産税の税収ですけれども、前年比較4200万円の増という内容でございますけれども、昨年度、固定資産税の土地と家屋について3年に1度の評価替えの基準年度でありました。その部分で、昨年、当初見積もりの段階で見込んで、積算しましたが、実際には、それよりも大きい金額の歳入が現在見込まれておりますので、昨年の実績を踏まえて、今年度は予算を計上させていただいた、その金額が昨年よりも4200万円増えたということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 次に16ページ、地方交付税についてお尋ねいたします。

昨年度に比較しまして、ことしは1億878万5000円増になっています。前年度に比較して、この災害復興特別交付税の1億8510万5000円というのが増えたからとは思いますが、それに相違ないかどうか、地方交付税の増額の原因について、総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

今回、増額分ということになります。これは、ため池の放射性物質関係の補助金関係の増でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 続きまして、21ページ、農林水産業費国庫補助金の前年比2億4376万2000円増、その原因について、産業振興課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

新年度におきましては、ため池の放射性物質対策、2池の対策工と1池の実施設計の業務委託を考慮しておりまして、その事業に対する交付金として計上させていただきまして、3億3938万8000円となったものでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 続きまして、その下の段の土木費国庫補助金、前年比1億1277万1000円増は、いかなる理由でしょうか、建設課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

2節の都市計画費補助金にあります都市再生整備事業、こちらにつきましては、昨年、年度途中に国からの内示をいただいて、6月補正に計上したものでございます。ですから、昨年当初におきましては、この分が計上されていませぬので、その分新たに計上した分での増額になります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 続きまして、25ページでございます。1億円以下でございますけれども、7款の消防費県補助金が6348万円増になっております。除染対策事業は減ってきていますが、ことし増になった原因について、住民生活課長にお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お答えいたします。

この増額の原因でございますけれども、平成31年度より仮置き場2カ所の復旧工

事を行う予定でございますので、その工事費に対する補助金が増ということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

なければ、歳入関係の質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

はじめに、1款議会費、2款総務費について質疑ありませんか。35ページから58ページです。

松浦和子君。

1番（松浦和子君） まちづくり交流課長にお伺いいたします。

予算書50ページ、個別の主要施策の概要20ページの地方創生推進事業、2款総務費、1項総務管理費、11目地方創生推進費、13節委託料の920万円、道の駅ブランディングプロモーションアドバイザーとありますが、どのようなことについて助言をいただいているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

地方創生推進費の中の委託料、地域プロモーション事業に対する920万円の部分でございますが、この920万円のうち250万円についてが道の駅のブランディングプロモーションアドバイザーの業務の委託分となっております。

このアドバイザー業務ですが、これは道の駅におきまして、国見町を積極的にプロモーションするものでございまして、専門の業者、専門家のアドバイスによりまして、国見ブランドの創造ということで、道の駅を国見らしい道の駅ということで、統一したイメージやデザインで作り上げるために、売り場のレイアウトであったり、商品のディスプレイなど細部にわたって、女性目線、消費者目線でさまざまなアドバイスや提案をいただく事業となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 同じページの同じ委託料の地域プロモーション事業について、事業の概要では、仙台くにみ会の開催という部分がありますが、これは東京くにみ会と同じようなことをやるんでしょうか、企画情報課長にお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

昨年まで、東京くにみ会ということで、東京のほうで、国見ゆかりのある方に集まっていたいただいて、国見をPRするような事業を行ってまいりましたが、平成31年度につきましても、道の駅に来場される方が、かなりの割合で宮城県内の人が多いとい

うこともありますので、仙台のほうで一度プロモーションという形でやっていきたいと考えています。ただ、東京とはまた違った、距離感も違いますし、イメージも違うこともありますので、その辺については内容を検討しながら進めてまいりたいと考えておりますし、昨年の藤崎でのイベントの状況を踏まえますと、夏の桃の時期にあわせたようなイベントがよろしいのではないかと考えております。内容を詰めながら実施を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、3款民生費について質疑ありませんか。58ページから71ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、4款衛生費について質疑ありませんか。72ページから78ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、5款労働費について質疑ありませんか。78ページから79ページです。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、6款農林水産業費について質疑ありませんか。79ページから89ページです。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 各種予算書の86ページになります。農林水産業費ですから産業振興課長になると思いますが、6款農林水産業費、1項農業費における13節のため池放射性物質対策ということで、4億4027万2000円のことになります。その内容についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

ため池放射性物質対策といたしまして4億4027万2000円を計上しておりますが、その内容につきましては、ため池の対策工、ポンプで浚せつする工法で、新年度、2カ所のため池を考えております。1カ所が内谷沼、これにつきましては約4億700万円対策する面積が広いものですから、約4億700万円、もう一カ所のため池が大木戸にあります幡ため池、こちらは3300万円と見積もりまして、2カ所分を計上させていただいております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 同じく農林水産業費ですけれども、88ページになります。林業振興費における13節委託料における山林下刈り業務という32万4000円の中身についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

山林下刈り業務につきましては、大字森山地区にあります桜の森の除草作業、その業務委託として、年2回分を計上しているものであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 平成28年9月の定例議会におきまして、桜の森のことについて今後どうするんだということで質問させていただき、今後は早期に諮ってできるものとしては、森林組合の中で十分協議をしていきたいとご答弁をいただいております。その結果について、3年以上過ぎているんですけれども、32万円ということでは草刈りだけしかやっていないということになります、その後の森林委員会での協議はどのように進んでいて、その結果に基づいてこうなっているのか、その内容についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

以前の一般質問の答弁につきましては、承知をしているところでございます。しかしながら、大震災、原発事故からの復旧・復興ということで、復旧・復興につきましては大分進んできたと考えているところではあります、まだまだ大震災、原発事故以前には戻っていない状況もありまして、桜の森の整備につきましては、進められない状況になっております。森林委員会につきましても、現在のところ開催するには至っていないということになっております。

しかしながら、以前の答弁にもありましたように、状況を見ながら、今後、財政的な部分も検討しながら進めていきたい考えは持っているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、7款商工費について質疑ありませんか。89ページから93ページです。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 予算書のページ、93ページ。19節負担金の中で、道の駅の指定管理料として2500万円が計上されておりますが、それについてお伺いします。まちづくり交流課長にお伺いします。

これまでは、施設の維持管理費としましては、町と経営会社との協議によって、町の負担分については補正予算で対応してきた経緯があります。今回、当初予算での計上となって変更となりましたけれども、まず、その理由をお聞かせください。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

まちづくり交流推進費の負担金として、指定管理料2500万円につきまして、当初予算で計上した理由というお質しでございますが、この指定管理料につきましては、道の駅の指定管理の委託にあたりまして、会社との基本協定において、これを支払うものとしてございます。その額につきまして、これまで年間の管理運営に係る経費の見通しがつかなかったということで、年度協定で相互に協議をして定めることとしておりまして、昨年度、今年度については、実績を勘案しまして補正予算に計上し、議決をいただいたものでございます。これまで、一旦、会社で立てかえ払いした管理経費を補正予算の指定管理料で補填したというような形になろうかと思えます。

これまで2年間、特に今年度の状況で、年間の管理運営費が把握できたということで、31年度におきましては、当初予算のほうに計上させていただいたものです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 当初予算の計上となりますと、ある程度固定された費用ということになるのかと思えますけれども、今後、国見町はまちづくり株式会社の業績が好転した場合、協議によっては町の負担割合は減額となるのでしょうか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えいたします。

今回、計上しました指定管理料につきましては、管理運営を行う経費ということで、基本的には固定費と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） この指定管理料の財源は、国庫支出金の250万円と、残りの2250万円ですが、この2250万円はふるさと納税資金であります。この基金のふるさと納税基金は寄附金でありまして、安定した財源とは言えないと思えます。ふるさと納税資金で賄えない場合は、町の一般財源を見込むことになるのでしょうか、お聞きします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

指定管理料の財源ということですが、国交省からの負担金と、あとはふるさと納税額ということでありまして、これは、できる限り特定財源のふるさと納税額のほうから用いたいというふうには考えておりますが、今、議員おっしゃったように、ふるさと納税額が減った場合という想定だと思えますが、その場合は一般財源を入れるということもそれはやぶさかでないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 90ページになります。7款商工費、1項商工費の中の2目商工振興費、13節委託料ということで670万円、そのうちの風評被害対策、670万円のうちの370万円が東北楽天PRということなんですけれども、その内容についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

7款商工費の2目商工振興費の委託料、風評対策事業の670万円の内訳ということではよろしいのでしょうか。

この内訳としましては、東北楽天のPR事業に100万円、それから周遊ツアーに対して122万円、グリーンツーリズムの事業の委託料として46万円、さらに道の駅の地域活性化、交流連携の事業に対して402万円という内訳になってございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、商圈が福島県ということ宮城県をPRをするんだと思うんですけども、そうした場合には、今まででしたら車で来るとは思いますが、今度は、高速道路で利用する方が多いのではないかと考えます。道の駅の受け入れ体制、つまり道の駅まで来るアクセスの道路に関しての受け入れ体制が整っているのか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） お答えをいたします。

道の駅までのアクセス道路の整備ということでしょうか。案内につきましては、高速インターからの案内、あるいは4号線、上り線、下り線それぞれに道の駅の表示の整備が国土交通省のほうで整備されてございます。アクセス道路といたしましては、その4号線の拡幅が道の駅の前まで計画的に整備されているものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） アクセス道路と、道の駅への看板が十分ではないと思うんですけども、そこで、町長にお尋ねします。道の駅の来場者を考えると、宮城県の方が大変多いということで、大分、宮城県のほうから中心に来たということなんですけれども、そうした場合には、宮城県の方々が、国見町の道の駅を目指してくる場合に、県外のお客様に対して、この国見の町のPRをやっている上で、国見の道の駅はこれがあるから来る目的は何か、そのためには国見町のPRしていくものは何かそれをお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 渡辺議員のご質問にお答えを申し上げますけれども、まずは、私も国見町が宮城県、仙台市でどれだけまず理解されておられるのかというところが、まず私はあると思っています。つまり、私は、国見町というネーミング、東北自動車道の中でインターチェンジがある、あとはサービスエリアがあるということで、

若干は国見町というイメージができつつあるなという感じはしていました。

ところが、いろいろと歩いてみますと、宮城県もそうでありますけれども、なかなか福島県国見町というネーミングというのは、まだまだ浸透されていない。小さい1万の町ですということになっていますので、まずは、私はどこに国見町があるんだという存在意義、つまり福島県の最北端になっていますよね、その位置があつてどうなんだという、その国見町というネーミングというものをしっかりとPRすることがまず前提としてあると思うんです。これまで首都圏でいろいろやっています。これからもやっていきます。

宮城県でも当然、これからコラボ、連携していきます。交流連携をしていく中で、楽天の問題、周遊ツアー、あとは物産展、それから仙台くにも会等々、そういったものをどんどんまずやっていく、まず前提として、国見町というネーミングを、そして存在意義、つまりどこにあるんだということです。そこをまずしっかりとPRすることが、まず大前提であると、私は思っています。

それと同時に、国見町にいろいろとございます。歴史もあります。二重堀あります。ハスもあります。それから果物あります。モモがあるよ。米もあるよ。今度は野菜も出ているよ。そういういろいろなジャンルというのもあると思うんです。そういったものを付随的にしっかりとPRしながら、国見町の存在意義というものを、どこまでアピールできるかということ、そこが私は一番重要だと思っています。

今、渡辺議員お質しなのは、例えば、モモですか、あるいは米ですか、そういうご質問ではないかなと思うんですけれども、そこは私は全てでまずはいいと思っているんです。まずはやっぱり国見町という存在意義、どこにあるんだ、国見町ってどこなんだ。そして、国見町ってどういう雰囲気なんだ、どうなんだという部分をしっかりとこれはアピールする。ここが、私は今後の重要なポイントだと思うんです。

ですから、広範囲でさまざまなところと連携しています。ニセコやっています。鹿追始まりました。平泉やっています。池田町やっています。茂木町やっています。いろいろやっています。そういうところと少しでも国見町というネーミング、存在意義というものをアピールしていくということ、そこが私は大前提ではないかなと思います。今後そういう視点で私は対応していきたい。その付随的な形で、先程言ったモモも野菜も果物も何でもあります。これだということで、ではなくて、国見町ということ的前提にしながら対応することが、私は非常に重要なのかなと思っていますので、今後も付随的にはいろいろやります。

ただ、国見町の存在意義というのをしっかりとアピールするということが、今後に課された重要な課題だと思います。そのことによって、交流連携が進んで、そして人口減少に歯止めがかかって、国見町の将来的に維持発展につながっていく、国見町を覚えていただいて、いろいろと対応していただけるという形になっていくものと、考えていますので、今後、このような視点で対応していきたい、考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

1 番松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 渡辺議員の質問とちょっと重複するかもわかりませんが、まちづくり交流課長にお伺いいたします。

予算書 9 1 ページ、個別の主要施策の概要 8 4 ページ、7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費、1 9 節負担金補助及び交付金 2 7 0 万円、これは県支出金で消費者風評対策町村支援事業です。東北楽天イーグルスの 1 軍公式戦に冠協賛し、町の産品や道の駅の PR を行うということですが、町は費用対効果とよく言われます。費用対効果とは、費用は最小に、利益は最大にということだと私は考えております。今シーズン、東北楽天球場で東北楽天の公式戦は何試合予定されているのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

東北楽天球場において行われます、いわゆる冠協賛を行う、そういった試合につきましては、年間 7 1 試合と聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 福島県は 6 秒の動画を 2 4 コマか 2 6 コマ作って、いろんな施設や企業の協力を受けて、風評被害対策に効果を見ているようです。

町は、先ほど町長答弁にありましたように、多くの自治体とさまざまな形での協定をされております。町長は、オール国見でとよくおっしゃいますが、そうであれば、例えば協定している自治体の町民同士の息の長い交流を行い、町の活性化につながるような、町民と一体となった事業を行うなど、お金の使い方に工夫が必要ではないかと思えます。

いろんな事業のほとんどが、道の駅への誘客事業につながっています。そのことは早く経営を軌道に乗せたいとの思いからと理解しておりますが、まず内側をしっかりと固めて、外に攻めることをしなければと思います。ほとんどの道の駅には、ご当地メニューがあり、それを求めて足を運ぶ人は少なくありません。また、地場産品の特設コーナーも設けてあります。しかし、道の駅国見あつかしの郷には、特にこういったコーナーもありません。これは町民の皆さんの声でもあります。

仙台圏は、昨年暮れには、地下鉄車内に中張り広告を出しました。それ以前から、チラシや新聞など、媒体を利用した PR を十分過ぎるほど行ってきたと思います。費用対効果を期待できる事業なのか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

商工振興費で計上しております負担金の中で、協賛金ということで東北楽天 PR 協賛金 2 7 0 万円と計上してございます。この内容について、まずご説明をさせていただきます。

議員お質しのとおり、この事業、風評対策支援事業の補助金を活用しまして、東北楽天生命パークで開催される東北楽天イーグルスの1軍公式戦の試合を国見町でといった冠協賛をしたいとするものでございます。東北楽天イーグルスの試合、平均で2万4000人が来場するというので、こうした来場者や、さらにテレビ観戦の視聴者に対しまして、直接的に町の産品や歴史、観光、さらに道の駅の魅力などを発信することで、国見町、そして道の駅の知名度を上げ誘客につなぐことで、風評払拭につなげていきたいというものでございます。

現在、5月8日の福岡ソフトバンク戦を予定をしているところでございまして、ご議決いただきましたら、すぐに準備を進めてまいりたいと考えてございます。具体的な内容ですけれども、この試合全体を国見町でという冠として宣伝、あるいはチケットが販売されるということになります。また、客席に200名分の招待席が用意されます。そのほかに、球場入り口で、入場者に町のパンフレットやPRグッズの配布、さらにブースでの産品PR、球場内各所にあります大型ビジョン、あるいは試合中、テレビに映りますバックネットへの広告の掲出、さらに試合前のセレモニーにおきましては、選手たちに特産品のプレゼント、また始球式など、さまざまな場面でのPR活動ができるということになります。

このPR活動によりまして、球場に来場する宮城、仙台圏の多くの皆さんに直接、国見町の産品、観光、道の駅の魅力などをPRすることができます。そういったことで多くの方に国見町を知っていただくということは、国見町、そして道の駅に足を運んでいただけるものと効果を期待して考えているところで、実施したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、松浦議員のご質問に、私のほうからもお答えをさせていただきます。

まず、いろいろと協定を結んでいるところとの交流連携という話がございました。実は、例えばニセコ町とか、それから池田町、ジュニア応援団等々の交流。それから、青年農業者、青年商工業者、それから町内会長、協議会長さん等と、そういったレベルでありますけれども、さまざまな場面場面で、あちらこちらのそういった方々との連携、コラボを図るという観点で、いろいろなことをやってきております。

例えば、ジュニア応援団の場合は、あちらの農作業をお手伝いして、お茶摘みですね、そういうことを体験したりとか、あとは平泉に行きますと、水かけ祭りに出たり、あとはニセコ町でもあちらの子どもたちと交流したりと、いろいろレベルアップをするための対応ということで、単なる私レベルだけではなくて、そういった方々との交流連携なんかも、一緒にやってきておるということでございます。

これもやはり現時点をいかにプラスアルファするかということも当然でございます。その際には、レベルが違うレベルでの対応をどうするんだという形があるんだろうと思います。実は予算的にも、池田町なんか行く場合には、一応、公募もさせてもら

ったことがありました。ところが、なかなか公募してもチャレンジしていただけない等々もあったわけです。ですから、こちらで指名してやっているケースが結構多いんです。今、松浦議員から、いいご質問いただきまして、やはりなるべく公募するような形で何かできないかみたいなことも、少し念頭に置きながら、今後まず検討していきたいなと考えています。

それから、道の駅にシフトしているのではないかということでもありますけれども、皆さん、よく考えてみてください。今まで国見町に、これだけの人が来るスペースというのはなかったんです。今、実は日曜日にかかなりの時間帯、道の駅にいました。そこで車をリサーチしましたら、150台中41%、70台ぐらいでしたか、66台かな、40%強が宮城ナンバー、仙台ナンバーでした。それから二十数台が東京だ、岩手、秋田という、ナンバーでした。それ以外が福島県でございまして、福島ナンバーが大体四十二、三%です。というような状況なんです。来場者の数が約7,000人です。ということで、いろいろなところから道の駅に来ていただいている。

私、そこから発信だと思っています。道の駅に来た方を逃さない、逃さないのは何かというと、来た方に例えば歴史を見てもらう、あるいは果物も味わってもらう、あるいは、商店街もできたら回遊していければいいのではないですかね。そういったことができ得る場所に、今なりつつあるということでもあります。ですから、その拠点をしっかり、地盤づくりと先ほどおっしゃいましたけれども、その拠点の道の駅をしっかり地盤づくりすると、むしろそこだと私は思っています。そこをしっかりとベースを作ると、国見町はうまく動きます。そこから入っていかないと、道の駅こけたよとなった場合に、これは町全体がこけます。と私は認識していますので。

ですから、今やっと核という経済活性化の施設ができ上がった。細かい点はいろいろあります。先ほど、松浦議員のコーナーがない等、ご指摘の件は国見町という看板がないことだと思うんです。しかし基盤は、今、道の駅になりつつあると思っています。県の観光施設で、来場者も去年度、第4位だったんです。観光施設で、それだけの人が来ている。その来ている人を逃さない、そこをいかに今度プラスアルファして、国見町の活性化につなげるかいうことをやっぱり考えていくことだろうと私は思っています。

ですから、そこは議員の皆様方は十分ご承知だと思いますけれども、そういったことをベースにしながら、さらに国見町を前に進めていくことが、課された重要な部分だと私自身は思っています。例えばいろいろ交流連携、仙台、今やっていますよ、あるいは東京も首都圏もやっていますよ。あと関係、いろいろとしている交流団体もやっていますよ、あるいは応援大使もいろいろ連携していますよ、いろいろやっています。そこをやっぱり拠点にしながら、交流をどんどん進めていく。そうすると、少しでも人口減に歯どめがかかる。町の活性化につながっていくシナリオだろうと私自身は思っています。それは、あとは皆様方といろいろご相談しながら、ぜひ道の駅の活性化、それが国見町の活性化、国見町の将来的な維持発展につながるという思いを込めて、今後とも鋭意いろいろと業務的なことも含めて対応していきたいと思ってお

ります。松浦議員のご指摘の件等については十分頭に入りましたので、今後、できる範囲の中でご検討させていただきたいと、思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

村上 一君。

2番（村上 一君） 商工振興課のほうの風評対策事業というようなことで、ことし新たな事業としてグリーンツーリズムをやるということですが宿泊は道の駅、研修は農業ビジネスということですが、これは本来からすると、農家民宿が基本だと思います。その中でそういう方針があるのか、この50万円予算が計上されているんですが、何名くらい、考えているのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（武田正裕君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

風評対策事業の中で予定してございますグリーンツーリズムの事業についてご質問でございますが、今年度の事業としましては、農業ビジネス訓練所での農業体験、そして道の駅での宿泊で考えてございます。農家での体験は、民泊はしないのかということでございますけれども、今年度、新規事業ということで取り組むということでありまして、まずは道の駅での宿泊とくにみ農業ビジネス訓練所での体験ということで考えてございます。

今後、ことしの実施を踏まえまして、将来的には農家での体験に発展させていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

くにみ農業ビジネス訓練所での農業体験研修ということですが、新年度につきましては、体験研修の中に、一般の方、学生も含めまして、そのような方にビジネス訓練所のほうで研修をしていただきたいということで、新年度につきましては募集をかけたいということで進めております。

それで、人数的な部分でありますけれども、3組、人数からすれば10名程度、そのようなことを想定して新年度の研修事業の中で取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、11時10分まで休議いたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 質疑を続けます。

次に、8款土木費について質疑ありませんか。93ページから101ページです。
浅野富男君。

11番（浅野富男君） 建設課長お願いしたいと思います。予算書99ページになります。

都市再生整備計画推進費ということで載っております。それで、この事業についてでありますけれども、補正予算のときにも若干お尋ねしましたけれども、このときは調査費という中身についての質問ということで、この時点では事業全体についてもわからないということで質問させていただきましたが、このたび、予算の提案にあたりまして、詳しい説明がありました。

それで、この全体の中には、全体事業が全体で6億円と説明を受けたわけですが、その中で、阿津賀志山防塁、それから石蔵交流館事業等々入っていました。その中に、町道116号改築事業というものが入っております。この事業を外した場合には、この事業は成り立たなくなる。これは、全体の事業の中でどういう位置づけなのか質問したいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

都市再生整備事業、つきましては、今年度、歴史まちづくり重点南部地区ということで認定をいただいたものでございます。これにつきましては、基幹事業ということで3つ、蓮池、そして116号線、それとともに、歴まちをつなぐものとして石蔵交流館という形での事業構築されており、そのほかにソフト事業の関係が盛り込まれています。

このうち、116号線は、この中の基幹事業、路線として認定を受けていることとなりますので、この事業計画推進上、決して欠くことができない事業となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 欠くことができない事業ということになりますと、事前に住民の方々に説明したという形跡は、私の承知している限りではなかったのではないかと受け止めているわけなんですけれども、この事業について、道路を新しくつくる事業になりますけれども、町民からの要望とかは全く関係なく事業全体の中で進めるということで、道路の建設が出てきたということになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

町道116号線につきましては、以前から狭い道とのことで改良についてのお話はいただいていたと聞いております。それに対しまして、今回、都市政策的には幹線と

なる国道4号、拡幅に伴いまして、町の中心市街地、県道を迂回して藤田駅に通じる道というのは、安全上、円滑な運行と安全確保という意味で、大変大きな意味を持っていたということで、それにつきましては28年度から、道路拡幅の関係は、4号拡幅の関係も含めて進めていたのが、まず一点ございます。

それに際しまして、今回、この都市計画整備、歴まちの関係での都市整備に関しまして、町の情報発信施設である道の駅と中心市街地、藤田地区、このルート、アクセスということも絡めまして、この計画の中に盛り込んだというふうなことの次第でございます。

なお、この道路につきましては、住民からの要望というよりも、町が幹線として、地域交通のかなめとして必要だというふうなことで進めている事業でございますので、まずは地権者の方に説明、あとはやはり生活環境の関係で影響する方、そういう方を中心に、説明については進めていかなければならないということではあります。現在では、その地権者の関係と調整を進めている段階でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 道路の建設というふうなことで、町民からの要望という点で考えれば、このほかにも道路の拡張をお願いしている地区は何地区かあるのかと考えております。そういう中で、町民から特に要望があったという話ではない、町の事業計画の中で進める形になるのではないかと考えております。全体事業の中で、これを認めていただきたいが、今の町の姿勢になるのではないかと判断せざるを得ないところなんです。こうしたやり方はやはり住民との協議、そういう形で事業を進めていくのが本来の姿ではないか思いますけれども、今回のこの116号について、まだまだ問題があると認識しております。どのような形で解決をしようとしているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国道4号へのアクセス道として、本路線については極めて重要な路線というふうなことで考えております。現況におきましても、狭い、狭隘というふうな、狭隘の道路のため、交通安全上も支障を来している。それをこれからとして、市街地を整備する都市計画的に考えた上でも、地域交通の円滑な運行と安全を図るというのは、町の使命だと考えておりますので、その意味においては、今回、道の駅、それから歴まちの計画、そういったもろもろの中で、補助の対象の中で進めるということについては、町の執行上、必要なことと考えています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 議長、11番。

広い道路ということも必要なのかなとは考えられますが、役場通りというところが一本ございます。この市街地の活性化も含めて、この道路を建設したいことではありますが、それと同時に、この商店街の活性化も一緒に考える必要があるのではないかと

思います。

私は、この道路を建設したからといって、今の藤田の商店街が必ずしも活性化に結びつくかどうか、非常に疑問に思うところでありますけれども、それについてはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 浅野議員にお答えいたします。

まず、このお願いしております都市再生の整備計画でありますけれども、これの本元といいますか上位計画、これは議員の皆さんもご承知かと思えます。平成27年の2月に認定をいただきました歴まち計画なんです。この計画の本質的な部分は、歴史公園をつくることについては、その時点で説明をさせていただいたと思っております。

それで、その計画を具現化する、この計画が都市再生の整備計画でありまして、5年間で6億円と、事業費6億円ということで、国のほうに申請をいたしまして、実は満額お認めをいただいた計画でございます。

それで、中身については、歴史公園の整備ですとか、あるいは116号、今、お話しいただいております116号の整備でありますと等々であります。この116号の整備ですが、実は昭和40年代に計画しております都市計画道路があるんです。これについては、農協のスタンドから駅のほうに向かっていく道路で、半世紀以上たっておりますけれども、なかなかこれを形にするのは難しいというふうな状況もございます。

その中で、今、国道の拡幅が進められている、そして道の駅ができました。そして、その道の駅から市街地を結ぶ、さらには駅に結ぶ道路というふうなことで、代替といいますか、そんな意味合いも含めて整備をしていきたいというのがございます。国道、道の駅と市街地を結ぶ、そうすると回遊性も出てくる、そして道の駅に1日5,000人を上回る人が来ております。そういう人を誘導するという可能性も出てくるものであります。この事業の基幹ということで捉えておりまして、実はこの計画につきましては、国のほうでも、コンパクトシティーという見地からも注目をいただいている事業であります。魅力あるまちづくり、活力あるまちづくりについては、欠くことのできない事業と思っております。

お話しいたしましたように、5年の中でこの事業を進めていくということでありますので、中身については、まだまだ具体的でない部分もございます。この辺につきましては、国あるいは関係いたします皆様、もちろん議員の皆様等と調整を進めながら、調整をしながら進めていきたいというふうに思っております。また、具体的に形が見えてまいりましたら、その都度ご説明をさせていただいたり、ご意見をいただいたりしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課長にお尋ねします。95ページ。

土木費の2項道路維持費、目で言いますと2番ですけれども、今年度は3750万6000円のプラスの5972万1000円の予算が計上されています。

その内容、議案調査会で課長から説明受けて理解したんですけれども、13節委託料の道路取得点検、橋梁調査業務に3700万円、これが増えただけで前年と同額です。これは普通の道路ではなくて橋の点検でございますから、工事請負費1500万円のうち、町内会に200万円ずつ5つにやりますと1000万円から1100万円。町でできるのは400万円しか残らない。

次のページ、4番の道路橋梁新設改良費が前年よりも3149万7000円マイナスになっている。それでなくとも、道路改良費あるいは工事が少ない中で、今回、大きくマイナスになっております。道路工事費用を見ますと1250万円、町道改良舗装工事は、農協のところの工事と聞いております。238号になると思います。

9ページのこの地方債の項目を見ますと、道路改良関係で2450万円の地方債を予定しています。町道5号線を除いては、ほとんど4号線拡幅のための関連工事でございます。

私が言いたいのは、町村合併当時、町の金が少しあるので、合併したとき、この金使わないで持っていくのはもったいないから、町道を舗装しようということで、それまで4メートルに拡幅した道路を舗装してきました。その結果、最後に道路、工事の中で残っていたのが大木戸地区でした。だから、大木戸地区は4メートルにならないで、細いまま舗装したところがあるんです。それと、金がかかるところは後回しということで、町の表通りは広がったけれども、裏通りは全部舗装をそのまましたので狭いです。そういった結果、今もってその跡が残っております。確かに道路は良くなっではいますけれども、狭い道路もございます。

例えば、貝田から大田に抜ける道路で、光明寺の集会所から左のほうに入っていく道路がでございます。これは前に調査費をつけて、拡幅のための調査費と設計、調査をやったはずですけれども、一切工事に入っておりません。3年になると思いますけれども、この道路の改良は、大変です。ですが毎年少しずつでもいいからやっていかないと、町の道路がよくなっていかないです。いろんな補助事業をかけながら、町長の答弁にもありましたけれども、道の駅を何とかしなければならぬ、これもわかりません。ですが直接関係ある町道の拡幅は必要かなと思います。光明寺の路線は右側のほうは拡幅して舗装になりましたが、その後は一切なしとなっております。

それから、その次、11番の浅野議員と重複しますけれども、4項の3目都市再生整備計画推進費2億4600万円、これはことし新しく出てきた工事で、私はこれも必要で、ぜひやらなくてはならない道路だと思っています。

4号線に抜ける道路、116号の整備も必要ですけれども、あわせてこれからも、町内のそういった道路、少しずつでもいいから拡幅していく必要があると思います。建設課長、ご答弁願います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） ただいまの八島議員の質問に対してお答えいたします。

前段、予算の関係での増減の関係のお話ありましたけれども、その点につきましては、議員ご指摘のとおりだと思います。特に、8、2、4、道路橋梁新設改良費において、今回減額になったものについては、これは昨年、都市再生の事業ができた関係での組み替えの関係で、大きく減額になったことだけはつけ加えさせていただきたいと思います。

続きまして、光明寺、多分、滝ノ下地区のお話でご指摘が、1点あったかと思えます。これにつきましては、以前、町にも要望が出されておりました、さらには調査のほうも、予備設計ということで進めた経過がございます。現在、国道4号拡幅というふうな形で、それに伴いまして、接道する道路の改修の関係について鋭意努めており、これについても、期限が供用開始までということで進めておりますので、現在のところ、そちらを中心に行っている段階です。なかなか集落関係単独での実施については進められない実情でございます。

ただし、ご指摘の点でございますので、これらにつきましても、本当に計画的もしくは区切りながらも進められるような形で、以後、調整のほうを進められればと考えているところでございます。

あと、もう一点、最後のご指摘ですが、町道4号の沿いにあります道の駅の向かい側、東側です。未利用地で、現在、十分に利用されないことでありますが、今回、116号線の道路を切ることによって、その近隣の関係に影響が出ると思っております。できれば、今、民間でお話が出ている段階で、詳細については申し上げられませんが、116号線の道路が切れることによって、民間の動きが出ている状況でございます。その辺についても注目して見ていきたいということで、今回については、答弁はそこまでとさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 99ページ、今の質問に関係あるんですけれども、この116号の線を含み、阿津賀志山歴史公園、工事費を見ますと9300万円のうち7300万円、あとの2000万円は石蔵交流館整備工事となっております。内容、9450万円は補償金で立木の補償になっている。とすれば、この問題を解決しても、ことしの予算の中では道路工事までは含まれない。道路工事は解決して来年だというふうに理解してよろしいのでしょうか、建設課長にお尋ねします。

金がかかるからとそのままにしておきますと、いつまでもそういう形で、国見町の将来の商店街の発展に大きな影響及びます。少しずつでもいいですから計画的に、この道路を広げていく、考えはないのでしょうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

石蔵の関係でのお話しでございますけれども、この事業につきましては、この事業採択に際して、歴史まちづくりで示した国見石の活用というものを踏まえ、さらには市街地の活性化というふうなことを融合した中での事業組み立てで計上したことでご

ございます。しかしながら、申し訳ございません、これについては現在調整中でありますので、その内容については、整った段階でお示しさせていただくということで、ご了承いただきたいと思っております。

続きまして、市街地の中でも、本当に狭い道があるというふうなことでのお話でございます。今回、116号線については、こういった補助で実施いたしましたけれども、議員ご指摘のとおり、本当に町裏の中には狭い道がございまして、いろいろ交通に支障が出ているということでもあります。現在、建物が建っていたり、用地の関係があったりして、本当にその事業については多額な金額がかかります。今回のような形で補助を見つけながらできる事業を構築しないと、なかなかできるものではないのが事情でございます。

そういったことから、必要性については重々わかっておりますけれども、いかにせん膨大なお金がかかることで、なかなか着手できない実情についてはご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、9款消防費について質疑ありませんか。

101ページから108ページまでです。

八島博正君。

13番（八島博正君） 消防関係で、予算上もさることながら、去年の暮れ、小野新町で6人一家全員が焼死する火災事故が起きました。今定例会が始まってからも、伊達市で1人、火災で亡くなっている。次の次の日には、相馬でやはり1人亡くなっている。ことしの冬は火災で亡くなる人が多かった。

その中で、火災報知機の問題が新聞に取り上げられております。年寄りが多くなり、1人生活者が多くなったところでの火災は、どうしても災害がつきまとう。これも時代の流れかもしれません。国見町では今から4年前で遠光原で年寄りが1人亡くなって以来、死者は出ていない。火災で年寄りが亡くならないためにも、火災報知機の設置義務を再認識しております。

そこで、住民生活課長にお尋ねします。国見町の火災報知機の設置率はどのぐらいでしょうか、お願いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） 13番八島議員のご質問にお答えいたします。

お質しの火災報知機の設置率につきましては、伊達地方消防組合調べによる数値でございますが、71%となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） この71%というのは、この法律ができて、設置した当時から全然変わっておりませんので、国見町も恐らく、その後、この問題については取り組ん

でいなかったと思います。

私は、町長がことしの基本方針でも安全安心ということを行っていますけれども、人命にかかわる問題は、やはり町としても、ぜひともこの火災報知機を設置して、しかも設置してあるかどうかを調べる必要があるのではないかと思います。町の公報なり、あるいは特別に設置のための広報活動や、あるいは、また設置しても、そのまましておく、火災報知機、報知しなくなるのこともあります。長い間、電池がなくなったり検査も必要です。

そういった面では、毎年、1年に1回ぐらい、地元の消防団員なり何なり、全戸調査する必要があると思います。特に、ひとり暮らしやお年寄りの家庭の状況がどうなっているのか、把握する必要があると思います。これは、伊達の消防組合にお願いするからいいんだではなくて、町独自でも取り上げて、一人でも火事で亡くなる人がないように、常日ごろ行う必要が思います。この問題、課長よりも町長がどう考えるか、もう安全安心の基本的な人命救助の問題ですので、お願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、八島議員のご質問に、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

ご案内のように、最近、本当に火災が頻発しております。死亡事故、死亡まで至っているという火災が最近多いかなというふうに思っております。これはまさに八島議員ご指摘のとおりと思っております。私も日ごろから安全安心と言っておりますので、特にいわゆる生命と財産を守るという観点どうするんだということで、これは重要な課題だなと認識をいたしておるところでございます。

私が思うのは、火事を起こさないことが一番ではないかなと思います。絶対火事起きないということではないんですけれども、まず起こさないことが最前提になることです。起きてしまえば、いわゆる命にもつながるということになりますから、まずは起こさないようにどうするんだということだろうと思っております。

そのために、1カ月ではありますけれども、防災無線を、週末には入れろという指示をしていました。皆様方のほうにもコールが流れておるかなと思っております。これはかなり強く、指示して、実はやらせております。と同時に、これは消防団の皆様方にも一応コールをして、なるべく、今までの巡回は当然いいんですけれども、プラスアルファで、とにかく火災予防のコールをどんどんしてくれという話を実はしております。二、三日前の消防車両の点検の際にも、第5分団の方には徹底的に私がお話を申し上げました。とにかく未然防止、つまり起こさないようにどうするんだということをしっかりコールすべきではないかというような話をさせております。これは常備消防さんのほうでもいろいろと、今、最近回っていたり、あるいはチラシ配ったりされておりますので、そのチラシについては全戸配布させていただく等々やらせていただいておりますので、まずは未然防止どうするんだということをしつかりとまず担保すべきだろうということが、まず一つ、私あると思っております。

それから、もう一つには、やはり、今、八島議員ご指摘のように、起きてしまったらどうするんだと、起きたらやっぱり火災報知機って有効なんです。私もよく点検していますけれども、引っ張ると、いわゆる電池が切れているか切れていないかわかるわけです。「火事です、火事です」と大きな声で言いますよね。そうしますと、もしかすると気がついて起きるかもしれない。

ですから、この未然防止をしっかりとやって、その警報機で生命を守るということでは、警報機をつけておくということは、非常に私は大切だと思っています。これについては、1月号、国見の広報誌でも、警報機の設置については、広報に載せさせていただきました。お読みになった方もいらっしゃるかと思いますけれども。そういうことで対応させていただいておりますし、あとは加入、いわゆる設置率、これも近隣の市町村を見ますと、国見町が最上位にいます。伊達と桑折よりも一応、加入率71%強ということでありまして、加入率は高い。ただ、まだまだだという部分はございます。

もう一つ、これもしっかりとコールしなくてはならないんですけれども、ひとり暮らしのご老人、65歳以上、それから寝たきりでいらっしゃる65歳以上の高齢者の家族の方に支援する制度を町で設けているんです。ですから、その辺の、数件ぐらいしか今ないんです。ですから、その辺のコールも弱いのかなというふうに思っています。そういった制度、つまり警報機に関する制度があるんだよということも、これをしっかりとコールをしなくちゃならない。今、改めて感じておるところでございます。

いずれにいたしましても、とにかくまず未然防止をどうするか。あわせて、起きたときには火災警報機なので、その設置について、やっぱりしっかりとコールをします。先ほど申しあげました広報くにみを使う、あるいは防災無線を使う、いろいろな面でこれはコールをしていきたいなというふうに考えております。全戸どうするかということも含めて、今後、前向きにいろいろ検討しながら、安全安心というのが非常に重要な課題でございます。十分、意を配して、今後とも安全安心、そして町民の生命を守る、そのことが一番です。火災警報機が生命を守る一つの一番のツールであるということも踏まえて、今、議員のご指摘あった点も含めて、今後いろいろと検討させていただきたい、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 意外と、防災無線の電源を切ったり、あるいは乾電池を取りかえないでそのままにしておいたりしていますので、住民生活課から、火災報知機と一緒に防災無線のほうの管理もちゃんとするような、やっていますかみたいな形でのチラシを全戸に配る必要もあるのではないかなと思うんですけれども、住民生活課長、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（村上幸平君） お質しの防災無線の管理、点検につきましては、災害に備えての大事なツールでございます。その辺につきましては、広報等で再度、改めてお

知らせとお願いをしたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費についてご質疑ありませんか。

108ページから135ページです。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 124ページです。第2項公民館費、第13節委託料の中に含まれるもので、124ページの上から2項目めです。施設管理費とありますけれども、これは中央集会所の施設管理費のことと伺っています。昨年までは、管理費として12万円だったのが、31年度からは20万円にするということですが、なぜ20万円にするのか伺いたいと思います。これは生涯学習課長に伺います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（引地 真君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

地区中央集会施設の委託料、これは地区の責任者の方へ委託契約をして、委託料を支払っていたものでございます。これは平成6年度あたりから、ずっと年間12万円という金額で契約をしていたと理解しておりますが、31年度につきましては、これまで地区で支出をしていた分と、その委託料の中から支出をしていた分と、あとは直接、生涯学習課のほうで支出をしていた分、それぞれございました。

我々生涯学習課のほうで支出をしておりましたのは、消耗品費関係のものが多ございます。それを合わせて、地区の委託管理業務の中に合わせて含めてしまって、もう少し即応性のある管理の仕方を、その地区の方々にお問い合わせできないかという思いがございまして、31年度につきましては20万円へ引き上げをしたといったところでございます。

8万円の増分の根拠でございますけれども、生涯学習課のほうで直接支払いをしていた分、それらを勘案して8万円の増としたところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 活性化センターの例を頭に置いて考えますと、12万円の管理料から、消耗品は十分出せるんです。季節保育所がなくなってからは、消耗品費で不足するというか、費用が足りないということは感じたことはないんです。困っているのは機器の不具合です。季節保育所があったところには暖房機が2基ありますけれども、その1基は数年前からもう使えなくなって、お願いしても直っていない。

それから、洋室の研修室は、古い暖房機なせいか、この冬、エラーが2回出て、そして寒い中、電気製の暖房機しか使えなくて、寒い中会議をしたことがあります。そのエラーがなぜ直せないかというのは、工具もないし、文字も暗くて、小さな懐中電灯では読み取れない。操作の仕方もわからないということです。あとは給湯器が壊れている。

私は、こういうところをふやすよりも、そういう必要なところを直すのに気を配っていただきたいんです。本当に消耗品が足りないのかどうか、これは毎年、管理運営会開いて、決算、予算は提出してきているわけですから、そこでわかると思うんです。電灯が切れているとか、そういうのは頼んでいますけれども、そこまで、電灯の切れているところまでそれぞれの地区の管理者がやらなくてはならないとなると、これはなかなか容易でないんです。だから、常駐している文化センターのほうでそのところはお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（引地 真君） お答えいたします。

先ほどの質問の答弁でございますが、消耗品費関係というお話をいたしましたけれども、例えば、その消耗品関係の中でも、その消耗品を買うだけではなくて、今、お質しのとおり、電灯が切れた場合の交換、そういったものを逆に直接業者をお願いするというのも、その中でできないかというところも我々考えております。給湯器あるいは暖房器具のふぐあいがあってご不便をおかけしたというところも、私のほうでは把握をしております。出来る物については対応をしております。職員が出向いて、そのふぐあいを直すということもございます。それが無理な場合には、業者を頼んで機器の交換をするといった、その時々に対応はさせていただいているつもりでございます。

ただ、どうしても多額の経費がかかるものに関しては、申し訳ございませんが、ほかの中央集会所施設等とのバランスもございまして、いろいろ協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 暖房費とかそういうものについては、他とのバランスの関係でできないということですが、せつかくの施設が、そういう機器がふぐあいのために、十分活用できないというのは、大変な問題だと思えます。

ですから、ただ何となく増やす感じがするわけです。私は、本当に必要なものにまず修繕するとか、そういうものに管理費を使うような配慮をお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 答弁はいいんですか。

8番（松浦常雄君） これについて答弁をお願いします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（引地 真君） お答えいたします。

ただいまのご意見でございますが、31年度以降の管理のほうにうまく生かしていきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）



◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） なければ、午後1時まで休議いたします。

（午前11時56分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 議案第27号の質疑を続けます。

11款災害復旧費から14款予備費について質疑ありませんか。135ページから137ページです。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、最後に歳入歳出全体的な質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 財政調整基金の運用についてお伺いいたします。

財政調整基金の運用については、基金の額は幾らが妥当なのか、いろいろな考え方がありますがけれども、経験値から標準財政規模の10%から15%と言われていています。そうしますと、国見町の場合は、およそ3億3000万円から5000万円となり、平成25年度から平成30年度の財政調整基金の残高を見てもみますと、7億5300万円から8億3000万円の間で推移しています。

町長は以前にご自身の考えとして、5億円から6億円は確保しておきたいとおっしゃってございました。これまでの運用実績は、それより大きい金額となっておりますが、所見をお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 佐藤定男議員のお質しにお答えいたします。

財政調整基金につきましては、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、町にとって必要不可欠な基金として認識をしているところであります。近年多発する自然災害発生を鑑み、災害等による緊急的な財政支出の対応を行うため、さらには、今後人口減少に伴う税収の減少による収入減の補填など、中長期的な視点からも、現在の残高7億5000万円については適当な額と考えているところであります。

さらに、28年度時点ではありますが、県内の59市町村の中で財政調整基金残高については41番目と、町村46町村の中では37番目となっております。基金の残高が多いとの認識にはございません。

しかしながら、議員お質しのおり、町民への還元もしっかりと行うことも重要であります。今後の財政調整基金残高については、当面現在の残高を維持しながら、町民の多様な財政事情にしっかりと対応していきたいと考えておりますし、町の継続的な維持発展に向けても、また努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまのご答弁ですと、町としては懐ぐあいが良いければ、その分安心感があるということだと思いますけれども、余計に持っている必要はないと思います。前にも私は申し上げましたように、お金は使わなければ持っていないと同じなんですよね。

私はやはり、町長が以前おっしゃったように5億円は確保しておいて、あとは優先順位を決めて使うべきだと私は思います。億単位の金が眠っているんですよ。もっと有効に使うべきではないでしょうか。これについては町長からご答弁いただければありがたいんです。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

私、町長に就任したときに、佐藤議員のご質問に対して、大体そうですね、6億円程度、五、六億円程度あると財政調整基金としてはベターなのかなというご答弁を申し上げた記憶がございます。

実はこの国見町は、当初予算編成のときに大体繰り入れするんですよ、2億円幾ら。ですから、その危険度合いも含めて大体7億円から8億円、そこを目途にしてやってきました。先ほど申しましたように、七、八億円となっているのはそういったことでございます。

あとは、議員、前にお質しあったように、目的に努めるべきではないかという話もございました。それが大体3億円から4億円積んでいます。あとは、いろいろ使い勝手が悪い基金もありますけれども、使い勝手が良い基金はやっぱり3億円ぐらいあるということがございます。それはそういった目的に合わせて、例えば道の駅の指定管理料にするとか、いろいろやってきたという実情でございます。

大震災があって、いろいろ読めないことがあるということで、各市町村も先ほど総務課長の答弁のように、59市町村でも大体そうですね、私ども三十数位にあるという今、話がありましたけれども、やはりそれなりに各市町村では危険度合い、つまり大震災の復旧・復興の危険度合いなんかも含めて、それなりに対応してきているという状況などもあります。そういったことも十分勘案しながら、はっきり言って最低ラインで五、六億円プラス2億円幾らと、それで七、八億円ということで、基金の積み立てをここまでやってきたということがございます。これはやはり将来的には私も、国見町の財政手法というのは、伝統的にやられてきていて、繰り入れをするということですから、そういったことも踏まえますと、今の財政調整基金等は適正規模かなと思いますし、あとは使い勝手があるいろいろな基金がありますので、そちらで公共的な部分とか、あるいはいろいろなスポーツの関係とかあります。そういったものについて鋭意支出をしていくということもありなのかなと感じております。今後も大体その辺を目安にしてしっかりやっていけば、国見町のいろいろな面でハプニングがあったときでも、私は可能だと思います。

使い勝手あるものも含めて、やはり10億円ぐらいですから、ちょうど私は適正規模であるのかなという感じもしていますので、その辺をやっぱりチャージしながら、未来に向けて対応していくことが非常にベストなのかなという感じがしています。大体そんなところを一つの目安にしてこれからも対応していきたいと思います。6億円プラス2億4000万円ということでご理解いただきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ページ数が134ページ、教育予算の中で、もう一度質問いたします。

134ページ、学校給食費関係で、この委託料、13節委託料の一番最後に炊飯加工業務107万9000円と出ております。これは、恐らく学校給食で国見町にご飯を炊く業者がないので、ほかの町、議案調査会では伊達の業者をお願いしている話だったんですけれども、そこで学校教育課長にお尋ねします。

この米飯給食の米は業者任せなんですか、それとも、こちらで指定した米を使っているんでしょうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

米につきましては、国見産の米ということで指定したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） そこで、教育長にお尋ねします。

国見産の米で使っているというから安心しました。

小学1年生から中学校終わるまで9年間、やはり国見の米を使って、あるいはまた国見の野菜を使って、食育教育の基本となる福島県の一番うまい給食を作るくらいの意気込みでやってほしいと思います。日本一とは言わないですけれども、やはりほかに行って食べて、やはり国見の米はおいしいわいと。同じ住むならば、食べ物のおいしい国見町に住んでみたい、そう思わせるのは、やはりそういった基本的な事だと思います、その辺は今後の取り組みを含めて、給食の問題、食育教育も絡めて、教育長いかがお考えでしょうか、よろしくお願ひします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

学校給食に関してでありますけれども、まず最初にお米につきましては、今、課長が答弁させていただいたとおり、原発事故の後、一時期県内産は使わない、その他の食材についてもそういう時期がありましたけれども、いろいろ検査等も済みましたので、今は本当に安全・安心な、できるだけ町内産、県内産ということで進めてきているところですよ。

ちなみに3月、米飯給食は基本的に週3回程度が国見の実績なんですけれども、3月は14回給食があり、そのうち何とご飯の日が9回ということで、65%国見のご飯、国見のご飯というか、を食べております。

それから、国見産の食材ですけれども、震災前の平成22年度も、食材を調査する期間があるので、特定期間ということにはなるんですけれども、平成22年度で国見産の調達率が23.8%、福島県産のものが36.1%という調達率でした。平成30年度、今までの分だけですけれども、国見町の地場産品の調達率が75.6%というふうに、給食センターや、今できました道の駅、それから町の商工会等の応援をいただきまして、できるだけ町内産のおいしい産物を使うというようなことで活用させてもらっているところです。

それから、食卓図鑑パート1とパート2ができましたので、国見の伝統的な食材、調理というようなことで、それも活用させていただいて、例えば毎月19日は国見の日の食材を使ってとか、いろいろな習慣を活用しながら、できるだけ地場産品を使ったおいしい給食を、今後も進めていきたいなと思っております。

それに関して、給食は栄養士と、その上の栄養教諭というのがあるんですけれども、できるだけ本町には栄養教諭に来ていただいて、おいしい給食を作っていただくことで努力しているところです。今後もこんな形で、本当に国見のおいしい給食を提供できるように努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） ここに農業新聞がございます。米飯給食が全国平均週3.5回になり、1週間に3回ではなくて4回に近い数字になってきます。

議案調査会で、課長の答弁で、国見町は3回と聞いていますけれども、もう一回増やして、和食を見直す意味においても、米飯給食の回数を考えた方がいいのではないかと思います。教育長、答弁をお願いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほども一部お答えをさせていただいたんですけれども、米飯給食ですが、米飯給食が始まったころは、多分、設備とかの関係で2週間に1回とか、1週間に1回とかというところから始まって、パンを作る工場の施設が活用できることがわかって、それから大分増えて、週に何回かできるようになってきました。

議員もご承知のとおり、国見町においても、前には町内の業者に米飯の委託をお願いをして進めてきているところですが、この予算書でもありますように、1年間でも100万円程度の委託料なんです。採算に合うかどうかとかいろいろな点もありまして、最初に梁川町の業者がやってくれるということでお願いしたんですけれども、そこも、もうやれないというようなことで、現在は伊達市のほうの別な会社をお願いをしているところです。

できるだけ米飯については、可能な範囲で増やしていくというような方針で、先ほ

ども答弁させていただきましたが、3月については9回、14回のうちの9回ほど実施できました。そのうちの1回は、大震災に備えての救給カレーという給食もありました。それを抜いても8回ということで、米飯給食を実施しております。今後そのような形で米飯給食、事情の許す限り増やしていきたいなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 国見町には6次化工場もあります。しかも、道の駅ができて、そこでの食堂もあります。国見町の場合はパンを中心とした6次化の施設を作ったんですけれども、あの施設を米飯で、業者ができないんだったら、町の人を雇って作るくらいの気持ちがないと、これからの、学校給食を中心として国見の米を売り出す、あるいはPRしていく、あるいは放射能対策の町の農産物を宣伝していく心髄にはならないのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に概要の中でまとまっておりますので、施策の概要の108ページ、このいじめの問題が出ております。最近、問題になったのは、野田市での児童虐待の問題、小学2年生の女の子の問題、それに続いて、ここ1週間ぐらい前には、福岡県でやはり児童虐待がございました。

いつもテレビを見ていて思ひますが、学校の取り扱ひが悪い、教育委員会の対応が悪いという形で報道されます。それも一つの原因かもしれないですが、私はその基本的なのは家庭教育にもあるのではないかなと思ひます。特に、このいじめの問題と同時に虐待の問題は、やっぱり家庭の生活の中、親に関する事案が多いのではないかなと思ひます。

そこで、幼稚園のときの父兄の集まっている姿を見ながら、やはり幼稚園時代から小学校、中学校のPTAに対して、子どもとの接し方、教育のあり方、しつけのあり方等々の講習会なり、講座なりが必要ではないかなと思ひます。教育長にお尋ねします。

やはり具体的なそういった取り組みが、事件を未然に防ぐためにも必要と思ひますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答ををさせていただきますと思ひます。

児童虐待については、本当につい最近だけでも何件もマスコミにも報道されましておりですし、本当に不幸な事件に結びつくことが多いので、心を痛めているところでもあります。

まず学校教育に関してですけれども、学校教育では啓蒙の必要はあるなというふうには認識しております。例えばPTA集会等で、まとめて虐待にターゲットを絞ったような集会是、今まではやっていません。その都度、教育相談とか、いろいろな機会を捉えて啓蒙にはあたってきているところです。今後、何らかの形で啓蒙を進めていく必要はあるというふうには思ひますので、努めてまいりたいなというふうには思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

1 3 番（八島博正君） ただいまの問題で要望というか、今回の調査会で保健福祉課長からの説明があったんですけども、議会では鱒ヶ沢町、青森県の、母子センターの研修をしてきました。やはり子ども時代、あるいは妊婦の時から、対子どもの取り扱い方、教育の仕方、しつけの仕方等々がありますので、国見町もどうぞ教育委員会並びに保健福祉課も含めて、この児童虐待等々、あるいはいじめ等々の事案が発生しないような教育のあり方について、ぜひ検討していただきたいと思います。教育長よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、教育委員会においてはというようなこととお話をさせていただきましたけれども、町の全体の関係で言いますと、教育委員会と主に保健福祉課、それから保健福祉課経由で児童相談所、警察など、本当に連携を図りながらきめ細かくやっているところです。発見するのが主に保育所、幼稚園、学校が発見しやすいということなので、そちらが窓口になっているいろいろ対策を進めていることはあります。幼児健診等、いろいろなものを含めて保健福祉課と連携をとりながら、総合的な対策を進めているところです。

今後、積極的に子どもたちのために、虐待防止については努めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） 答弁される方、どなたかわかりませんが、デマンド型乗り合いタクシーについてお尋ねをしたいと思います。

まずはじめに、この乗り合いタクシー事業を始めてから10年以上になるかなと思うんですけども、その後、利用者については増えていますでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

利用者数の推移ということですが、微減ですね、少し減っているぐらい、人口が減っていますので、その絡みかなと思います。ただ、状況がいろいろありまして、病院バスの運行回数が減ったとか、そういうのもありまして、全体としては大体横ばいで、少しずつ減っているかなという感じだと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 1 番（浅野富男君） このデマンド乗り合いタクシー事業なんですけれども、移動手段としては、絶対なくてはならない事業だとは思っております。今のところ公共のバス

は藤田、そして小坂方面まで行っているかと思えますけれども、ほかの地域については、公共乗り合いというのはタクシー以外にはないというふうな状況にある中で、高齢化、そしてひとり暮らし、そしてニュース等で報道されているように、高齢者の交通事故とか増えている状況にあります。

そうした中で利用者がなかなか増えない、利用したいと思う方はいらっしゃるのではないかという状況に考えられるわけでありまして。そういった中でなかなか伸びない理由というのは、利用する方にとって、なかなか利用しにくい部分があるのかなと思います。この辺の調査がまず必要になるのではないかと思います。

そうした中でどのような形がいいのか探っていくって、これからもこの乗り合いタクシーを続けていく必要があると思いますが、その辺の見通しといいますか、いかがなものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 答えいたします。

利用者数をどうやって増やすかというお話かと思えます。ただ、最大の大前提は、民間のタクシーがある、民間のバス会社があるということですね。バスはご存じのとおり、大変厳しい状況になっております。現在、藤田地区以外では小坂線まで行っておりますが、小坂については平均で0.2人しか乗っておりません。これがこのままでいいのかどうかという状況もございます。これについては該当地区の方々も含めて、今後議論をしていかなければならないと考えております。

そういった中で、相手があることですので、町としてやるということになれば当然、運営は、公的の企業にしなければならなくなります。そこまでこの小さい国見町でやる必要があるのかということです。今までやってきたのは需要があるものについてのデマンド型タクシーということで、相手方に迷惑というのはおかしいですが、共存できる形での運営の方法が時間を区切った朝から夕方5時までぐらいまで、あと土日はやらないという時間を区切った中での折衷案が、このデマンド型タクシーだと思います。これを、町がフルタイムで土日も含めてやるようになれば、当然、相手方のタクシー会社等にもご迷惑がかかる話ですし、実際、今運営を委託しているのは商工会を通じて民間タクシー会社であるということも事実でありますから、この辺は、その運営会社との協議も含めながら、今後検討していかなければならない。

一番は、やっぱりバスと、あとは病院バスの運行状況と、あとまた民間でほかに運営なされている方もいらっしゃいます。その辺を総合的に含めた中で今の運営方法でいいのかも含め、お願いをしている商工会、さらには業者の皆さんの意見も聞きながら、その中で料金の設定をしながら検討をしなければならない時期には来ていると考えております。その部分につきましては、以前にも申し上げたとは思いますが、バスについての広域的な計画の見直しが福島市を中心に進めているところがあります。その方向性を見守った上で、国見町としてどのような状況で運営をしているといいのかも含めて、地域公共交通会議の中で議論を進めながら、新たな方策を検討していく必要があるのかなと考えております。

考え方とすれば、デマンドがだめであればタクシー的な補助で年齢制限をかけるとか、いろいろな方法でやっている自治体があると思います。その辺も、先進地のやっている方法も検討させていただきながら、良い方向へ進むような計画づくりをしてまいりたいと考えています。現時点ではそこまでしか言えないと思いますので、ご了承願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質問はありませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ページ数は99ページ、8款土木費、3目都市再生整備計画推進費、15節の工事請負費の中で、石蔵交流館整備工事1500万円、同じようなもので石蔵交流館広場整備工事、この概要と効果はどういうふうなものを望んでいるんだか、説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（羽根洋一君） お答えいたします。

先ほどもこちらにつきましては返答したとおりでございますが、本事案につきましては、この計画、土地再生での認定のための歴史まちづくり重点南部地区の計画の策定において歴まち事業、そして都市の再生というふうなことを踏まえた事業として、石蔵を活用したということでの交流館というものを立ち上げたという経過については、検討したことでございます。

なお、この関係につきましては、現在調整中であるということもあまして、現段では答弁はこの辺にさせていただきたいということで、あと内容がわかり次第、皆様に説明させていただくということで、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 140ページ、この資料の中で職員数が出ております。本年度は108人、前年度105人で3人の増と出ております。国見町の条例数の、247ページに職員の定数が出ております。その定数は121人になっております。

総務課長にお尋ねします。現況、職員、役場関係で働いている人は、この職員の定数のほかに臨時職員なり、嘱託職員なり、その他、任用職員あると思うんですけども、今どのぐらいの人数になっているか、現況についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 八島議員のお質しにお答えいたします。

ただいま八島議員おっしゃられました条例定数で、職員の定数条例で121名、現在、正職員として働いている職員が119名であります。そのうちの10名が任期つき職員ということになっております。そのほかに、ただいま八島議員ご指摘のとおり、臨時職員と嘱託職員ということで、現在、臨時職員が21名です。あと嘱託職員が91名です。臨時、嘱託で112名が町の正職員119名と一緒に働いているところ

であります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

- 13番（八島博正君） 人数は少なく、仕事が十分できればいいんですけども、定数の中で、大体その同じくらいの人たちが嘱託なり、臨時職で働いていると、この現況を見たときに、役場の仕事の将来とか今後を考えたときに、今のままで果たして役場で仕事をする人が出てくるのかなという危惧を持っております。というのは、最近、役場で嘱託職員なり、臨時職員の募集の回覧板が、本当に毎月ぐらい出てきております。これだけ昔と違って役場で働くことに魅力というのもなくなったのかと感じます。きょうの新聞、ことしの高卒99%、大卒91%、端数を略しますけれども、ますますもって、この人不足という事態が来ているときに、役場の現況を考えたときに、このままでいいのだろうかと思えます。この問題は副町長、やはり事務方トップとして、どのようにお考えなのでしょうか、その対策は。質問いたします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

人手不足、そういった中で今後、役場職員の採用、あるいは人員、どんなふうにやっていくんだというようなお質しでございますけれども、まず今、徐々にその人手不足というような状況も浸透してまいりますし、あるいは現在は売り手市場というようなことで、勤め先も選ばれる時代なのかなと思っているところであります。そういった状況に対応するには、まず魅力あるまちづくりが求められるのかと、思っているところであります。

先ほどまで、いろいろなやりとりをさせていただいておりますけれども、やはり基本は、国見町の場合、現在、今度3年目に入りますけれども、道の駅を核とした魅力あるまちづくり、さらには土地再生整備計画、こういうものをきちっとして、魅力ある町、形づくりをしっかりとやっていくことなのかなと思っているところであります。

そして、もう一つは、国見の役場に行ったら、みんな何かこう生き生きとして働いているよというような、そんなものを作っていきますと、選ばれる町、選ばれる職場づくり、こういうものを意識して努めていかなければならないと思っているところであります。

あとは、どんどん人員不足とか、こういうことも多分さらに深刻になってくる状況が予想されるわけでありまして、現在、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、正職員、任期つき含めて119人ということで、大体マックスなのかなという感じがしております。

おかげさまで復旧・復興も大分形が見えてまいりまして、震災前の状況に戻っていかなければならないのかなというようなことでありまして、やはりこれからは実効性のあるもの、事業にしても、そういうふうに絞っていかなければならない、言うなれば選択と集中とでもいいますか、財源も人も限られた中で、やはりどういったものを優先してやっていくか、どういったものに集中して取り組んでいるかと、こんなこと

も求められてくるのかなと思います。その様な事を踏まえながら、役場の職員体制を作ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 大変難しい問題なんですよ、この人事問題は。ただ、今回の予算で、毎年のことながら残業手当が前年から562万3000円増えております。これは大体3分の1で、9月の補正予算で大体3分の2計上されます。

ですから、これほどの残業をする職場では大変だということがないように、ひとつ内部で検討してほしいと同時に、職場というのは人と人との関係が大切だと思います。今回補正予算の中で、職員クラブから発展しまして、職員の互助会的な組織ができたので、これの充実を図って、今、人と人との関係は、もっと良くなるのかなと思います。今以上にやはり働きやすい職場、生きがいの感じる職場づくりに努力してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

私も八島議員の提案といいますか、お考えに全く賛成でございます。超過勤務を見てまいりますと、28年度をピークに29年、30年というふうに減ってはございます。私の手元の資料でいきますと、昨年同期といいますか、昨年の1月と比べますと、10%近く超勤時間数は減っているデータがございます。

ただ、それは一律ということではなくて、ある課によっては逆に増えているというようなこともございます。先ほども申し上げましたように、全体的に復旧・復興の業務も落ちついてきているというようなことでございますので、その辺につきましては過大にならないように、超過勤務、十分にチェック体制もしっかりとして、超過勤務が多にならないようないろいろな方策を検討してまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） ページ数は89ページでございます。

その中で2款農林水産業費の3目林道費、15節工事請負費の中で、この工事はどうんな目的と効果で工事請負費をなさっているのか、整備するのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

3目林道費の15節工事請負費220万円でございますが、そのうち200万円につきましては、林道の水晶森線の維持管理の整備工事を実施したいとして計上をしているものであります。残り20万円につきましては、その他、軽易な林道整備の修繕工事のための計上としております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この林道は、石母田地内から宮城県に通じている林道でございます。この工事をする事によって、今はあそこの林道というのは、宮城県に通り抜けることはできるのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えをいたします。

新年度に予定している工事区間につきましては、宮城県側の入山財産区の管理内を想定しております。その先につきましては国見町の管理の道路ではないので、その辺までは私どもも不明です。後ほど確認はさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これで、本案の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 議案第27号、平成31年度一般会計予算案についての討論であります。

この一般会計予算案の中には、都市再生整備計画推進費2億4600万円が計上となっております。阿津賀志山防塁歴史公園整備事業等と一緒に、町道116号線改築事業が計上されています。しかし、この道路を改築することに合理的理由が、住民との関係では確立されていないものと考えております。何よりも住民との合意が大事であると思っております。

したがって、現時点においては町道116号線改築事業については、賛成できないこととします。

しかし、新たな事業などに対する新たな事業として、運転免許返納者に対する補助事業等は評価できる部分もありますので、賛成を表明するものであります。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第28号 平成31年度国見町大木戸財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第2、議案第28号「平成31年度国見町大木戸財産区特別

会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） 予算書のページ147ページとなります。

議案第28号、平成31年度国見町大木戸財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第29号 平成31年度国見町入山財産区特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第3、議案第29号「平成31年度国見町入山財産区特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） それでは、予算書155ページからとなります。

議案第29号、平成31年度国見町入山財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第30号 平成31年度国見町公共下水道事業特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第30号「平成31年度国見町公共下水道事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第30号、平成31年度国見町公共下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 2時15分まで休議いたします。

（午後2時05分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇ ◇ ◇

◇議案第31号 平成31年度国見町後期高齢者医療特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第31号「平成31年度国見町後期高齢者医療特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第31号、平成31年度国見町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第32号 平成31年度国見町国民健康保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第32号「平成31年度国見町国民健康保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第32号、平成31年度国見町国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第33号 平成31年度国見町介護保険特別会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第33号「平成31年度国見町介護保険特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第33号、平成31年度国見町介護保険特別会計予算。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第34号 平成31年度国見町土地開発事業特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第34号「平成31年度国見町土地開発事業特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長(阿部正一君) 議案第34号、平成31年度国見町土地開発事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第35号 平成31年度国見町渇水対策施設特別会計予算

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第35号「平成31年度国見町渇水対策施設特別会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 議案第35号、平成31年度国見町湧水対策施設特別会計予算についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 上下水道課長にお尋ねします。

この予算執行後の基金の残額は幾らになりますか。質問いたします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

特別会計当初予算の概要の10ページの一番下にも記載はしておりますが、31年度で5250万円を取り崩す予定でございますので、町の分につきましては、3億7136万6000円となりまして、ため池の維持管理の分の基金も含めまして、合計4億407万6000円となる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この中で、高城ポンプ場からの用水を利用している面積というのはわかりますか。また全体の面積から農地として利用している面積というものはわかりますか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） まことに申し訳ありませんが、面積の把握はいたしておりません。26名という皆様の受益ということでございますが、その受益面積については把握をいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 私の質問の意図というのは、西根堰から高城ポンプ場に36万円をかけて上げています。私たちのような、西根堰を利用している人は、皆5,200円ずつ支払いをしています。高城ポンプ場から利用している人は、全く水利費の負担金はいただいていません。これは、不公平だと思います。公平の観点から、西根堰から上げている人も負担すべきだと思いますがそれについて伺います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） ただいま不公平ではないかというようなお質しでございますが、本来、この用水に係る全ての施設に関しましては、もともと湧き水で対応していた農家の方々の代替の施設でございます。ですので、本来、払わなくていい水利費を本人に持たせるというのは、逆に不公平ではないかと考えているところでございます。これにつきましては、この会計で持つのが適当であろうと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第36号 平成31年度国見町水道事業会計予算

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第36号「平成31年度国見町水道事業会計予算」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） それでは、議案第36号、平成31年度国見町水道事業会計予算についてご説明をさせていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。
これから議案第36号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。
したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第30号）

議長（東海林一樹君） 日程第11、「常任委員長報告」を行います。

産業建設常任委員会に付託されました陳情第30号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された陳情第

30号の審査結果についてご報告いたします。

産業建設常任委員会は、3月6日、午前11時より役場中会議室におきまして開催し、会議には委員3名と、説明のために武田まちづくり交流課長、職務のために松浦事務局長が出席しております。

陳情第30号であります。本件は「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」であります。陳情の趣旨は、平成28年6月には、毎年年率3%程度をめどとして引き上げ、全国加重平均1,000円を目指すとの閣議決定をいたしました。最低賃金の引き上げは、全労働者の4割を対象としている非正規労働者の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレから脱却を図り、持続可能な経済好循環に結びつけるには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。

また、ことし10月に予定されている消費税の引き上げが、非正規労働者に与える影響を考えた場合、最低賃金が持つセーフティーネット機能を維持するためにも、物価上昇と消費税率の引き上げ等を考慮した最低賃金の引き上げが必要となります。

福島県の復興を促進させる上でも、一定水準の賃金を確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上で非常に重要なことから、賛成すべきとの結論となり、全会一致で採択すべきものと決しました。

よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第30号は委員長報告のとおり採決と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午後3時07分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後3時10分）

◇ ◇ ◇
◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、7件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この7件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第37号「工事請負契約について」は、小中学校の特別教室に係る空調設備工事の請負契約によるもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

続きまして、同意第1号「国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」につきましては、現在の委員の方々が5月5日をもって任期満了となりますことから、中野一雄委員ほか6名の方々を適任と認め選任したいため、同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご議決を、あるいはご同意等を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇
◇議案第37号 工事請負契約について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第37号「工事請負契約について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

教育次長。

教育次長（引地由則君） 議案第37号、工事請負契約についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇同意第1号 国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第13、同意第1号「国見町入山財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第1号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇選挙第1号 国見町選挙管理委員・同補充員の選挙について

議長(東海林一樹君) 日程第14、選挙第1号「国見町選挙管理委員・同補充員の選挙について」を行います。

書記に選挙第1号を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) おはかりいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に齋藤弘君、高橋一博君、武田睦子君、安藤信男君、同補充員の第1順位に佐藤吉茂君、第2順位に松浦光子君、第3順位に遠藤豊和君、第4順位に佐藤浩康君をそれぞれ指名いたします。

おはかりします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員、同補充員の当選人と決めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました齋藤弘君、高橋一博君、武田睦子君、安藤信男君が選挙管理委員に、同補充員には、第1順位に佐藤吉茂君、第2順位に松浦光子君、第3順位に遠藤豊和君、第4順位に佐藤浩康君が当選されました。

名簿を配付いたします。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 名簿を配付する間休議。名簿を配付。

(午後3時25分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後3時35分)

◇ ◇ ◇

◇発議第1号 国見町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第15、発議第1号「国見町議会委員会条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

なお、改正条例本文は省略いたします。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

8番松浦常雄君。

8番(松浦常雄君) 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長(東海林一樹君) 質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第16、発議第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定のほど、よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、発議第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第17、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第18、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査についてそれぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長(太田久雄君) 平成31年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして議員の皆様方から頂戴をいたしましたさまざまなご意見等、十分踏まえまして、今後、町政執行にあたってまいりたいと考えてございます。

なお、議員の皆様におかれましては、今後とも復興と町政進展、町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長(東海林一樹君) 最後に私から、平成31年第1回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言御礼を兼ねてご挨拶申し上げます。

この3月定例議会は、私たち任期中の最後の議会であります。

震災からの4年後の平成27年6月に議会議員の改選で、新たに12名の議員が誕生いたしました。町は、東日本大震災と福島原発事故からの復旧・復興のさなかで、中でも県北浄化センターにとめ置かれた汚泥は2万7000袋を超え、その臭気で地域の人たちは大変悩まされました。

しかし、平成29年1月末に全量搬出が完了し、もとの生活に戻りました。町内の除染作業も平成29年6月には完了いたしました。

また、平成29年5月に復興のシンボルとして、待望の道の駅国見あつかしの郷がグランドオープンし、町内外からの来場者が大変多く、昨年末には300万人を超える盛況ぶりであります。全国でも人気上位に位置する道の駅となっており、国見町のみならず、福島県の観光拠点の一つとなりつつあります。

一方、議会におきましては、平成29年2月に副議長の志村良男議員がご逝去されたことは痛恨のきわみであり、議会にとりましても大きな打撃でありました。

また、議会改革では、議会基本条例に基づき情報発信や開かれた議会を目指すべく、年2回議会報告懇談会を開催してきたところであります。

さらに、昨年度、議員定数について議員全員で真摯に議論をし、議会機能の強化及び維持の点から、全会一致で現定数維持を決定したところであります。

結びに、限りない国見町のますますの発展と、ご参会の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、4年間の御礼と並びに閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

平成31年第1回国見町議会定例会を閉会いたします。

なお、午後4時10分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後3時48分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年3月19日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 渡 辺 勝 弘

同 署名議員 松 浦 常 雄